
第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画
策定に係るアンケート調査結果報告書

平成27年(2015年)3月

大阪府

目 次

▶1 調査の概要

(1) 調査目的	3
(2) 調査対象	3
(3) 調査期間	3
(4) 調査票配布数	3
(5) 調査方法〔配布・回収方法〕	3
(6) 有効回答数	3

▶2 調査の結果

(1) 本人及び家族の状況	5
①年齢	
②ひとり親家庭になってからの年数	
③寡婦になってからの年数	
④ひとり親家庭になった理由	
⑤家族構成等	
⑥子どもの就学・就労状況	
⑦子どもの扶養状況	
⑧子どもに希望する(していた)進路等	
⑨児童扶養手当の受給の有無	
⑩児童扶養手当の受給期間	
⑪児童扶養手当を受給していない理由	
⑫所得要件のある同居親族の内訳	
⑬現在の扶養状況	
(2) 就業及び資格・技能の状況	11
①ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事	
②ひとり親家庭になる前の職種、なった後の職種、現在の職種	
③現在の仕事の勤続年数	
④ひとり親になった際の転職の有無及びその理由	
⑤離職経験の有無とその理由	
⑥働いていない方が働きたい希望就業形態とその理由	
⑦働いていない方が就業希望する時期及びその時期にあたる下の子どもの年齢	
⑧現在働いていない理由	
⑨現在働いている方の転職希望の有無、希望する就業形態及びその理由	
⑩求職または転職活動上の問題点	
⑪仕事を探す際に利用した情報源	
⑫就労等に関して希望する施策	
⑬今後取得したい資格・技能	
⑭所有している資格・技能	
⑮役に立たなかった資格・技能	

(3) 収入と養育費の状況	26
①世帯の収入の種類	
②年収(総収入)	
③年収(就労収入)	
④貸付制度の利用状況	
⑤ひとり親家庭の養育費の受給状況	
⑥ひとり親家庭の養育費の受給額	
⑦養育費を受け取っていない理由	
⑧養育費についての取り決め方法	
⑨取り決めの期間	
⑩取り決めの遵守状況	
⑪取り決めが守られていないことに対する行動	
⑫面会交流についての取り決め	
⑬面会交流の実施状況	
⑭面会交流の頻度	
⑮面会交流と養育費の取り決めについて	
(4) 住居の状況	35
①ひとり親家庭になる前の住まい、なった後の住まい、現在の住まい	
②一ヶ月の家賃	
③住居を探すときや入居のときの困りごと	
(5) 生活全般及び制度等の認知・利用状況	38
①本人の困りごと	
②子どものことでの困りごと	
③困ったことがあるときの相談先	
④施設や制度等の認知状況	
⑤利用しにくかった支援策	
⑥施設や制度等の情報入手源	
⑦施設や制度等の利用に際して望むこと	
⑧自立や生活の安定のために望む支援策	
(6) 自由記載	46
調査結果のまとめ	47
アンケート調査票	51

1. 調査の概要

(1)調査目的 母子家庭、父子家庭及び寡婦をめぐるさまざまな状況やニーズを把握し、自立を促進するための支援のあり方や今後の施策の方向性を第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画に位置づける。

(2)調査対象 大阪府内（政令市・中核市を除く）に居住する母子家庭、父子家庭及び寡婦

(3)調査期間 平成26年8月1日～8月31日 【調査基準日:平成26年8月1日】

(4)調査票配布数 12,000部

(5)調査方法〔配布・回収方法〕

母子及び父子家庭 (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会を通じて会員に配布(2,300部)

調査票の回収については、回答者が市町村に提出

市町村児童扶養手当担当課を通じて配布・回収(8,500部)

寡婦 (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会を通じて会員に配布(1,200部)

調査票の回収は、回答者が返信用封筒により同連合会へ郵送

(6)有効回答数

全回収数は5,592部で、有効回答数は、5,591部、回収率は、46.6%でした。内訳は、母子家庭の母4,524部、父子家庭の父は361部、寡婦は706部となっている。(図表1)

これは、5年前に行った前回調査の回収数(4,876部)を大幅に上回り、なかでも父子家庭は、前回(68部)の5.3倍の回収数となっている。また、母子家庭についても、前回の回収数を313部(町村区域のみ)上回った。

なお、市町村別配布・回収状況については、(図表2)のとおりである。

(図表1)

	母子家庭の母	父子家庭の父	寡婦	合計
回答者(回収数) (百分率)	4,524 (80.9%)	361 (6.5%)	706 (12.6%)	5,591 (100%)

(図表 2) 市町村別配布・回収状況

市町村名	母子家庭		父子家庭		寡婦		合計		配布数	回収率
岸和田市	273	6.0%	42	11.6%	29	4.1%	344	6.2%	820	42.0%
池田市	85	1.9%	0	0.0%	18	2.5%	103	1.8%	198	52.0%
吹田市	255	5.7%	36	10.0%	110	15.6%	401	7.2%	998	40.2%
泉大津市	24	0.5%	1	0.3%	12	1.7%	37	0.7%	227	16.3%
貝塚市	92	2.0%	12	3.3%	30	4.2%	134	2.4%	300	44.7%
守口市	6	0.1%	0	0.0%	7	1.0%	13	0.2%	443	2.9%
茨木市	458	10.1%	13	3.6%	13	1.8%	484	8.7%	695	69.6%
八尾市	78	1.7%	0	0.0%	14	2.0%	92	1.5%	789	11.7%
泉佐野市	87	1.9%	2	0.6%	4	0.6%	93	1.7%	256	36.3%
富田林市	112	2.5%	12	3.3%	9	1.3%	133	2.4%	336	39.6%
寝屋川市	397	8.8%	13	3.6%	50	7.1%	460	8.2%	880	52.3%
河内長野市	192	4.3%	21	5.8%	20	2.8%	233	4.2%	358	65.1%
松原市	141	3.1%	17	4.7%	24	3.4%	182	3.3%	450	40.4%
大東市	184	4.1%	25	6.9%	11	1.6%	220	3.9%	440	50.0%
和泉市	381	8.4%	27	7.5%	10	1.4%	418	7.5%	565	74.0%
箕面市	182	4.0%	20	5.5%	41	5.8%	243	4.3%	370	65.7%
柏原市	55	1.2%	5	1.4%	20	2.8%	80	1.4%	205	39.0%
羽曳野市	97	2.2%	6	1.6%	33	4.7%	136	2.4%	420	32.4%
門真市	562	12.4%	49	13.6%	19	2.7%	630	11.3%	935	67.4%
摂津市	128	2.8%	4	1.1%	28	4.0%	160	2.9%	265	60.4%
高石市	57	1.3%	3	0.8%	11	1.6%	71	1.3%	154	46.1%
藤井寺市	57	1.3%	6	1.6%	23	3.3%	86	1.5%	235	36.6%
泉南市	142	3.2%	10	2.8%	21	3.0%	173	3.1%	340	50.9%
四條畷市	133	2.9%	8	2.2%	14	2.0%	155	2.8%	280	55.4%
交野市	45	1.0%	5	1.4%	17	2.4%	67	1.2%	190	35.3%
大阪狭山市	68	1.5%	5	1.4%	17	2.4%	90	1.6%	143	62.9%
阪南市	124	2.7%	3	0.8%	8	1.1%	135	2.4%	190	71.1%
島本町	4	0.1%	0	0.0%	17	2.4%	21	0.4%	77	27.3%
豊能町	13	0.3%	2	0.6%	3	0.4%	18	0.3%	25	72.0%
能勢町	6	0.1%	2	0.6%	4	0.6%	12	0.2%	24	50.0%
忠岡町	13	0.3%	5	1.4%	20	2.8%	38	0.7%	107	35.5%
熊取町	40	0.9%	4	1.1%	6	0.8%	50	0.9%	98	51.0%
田尻町	10	0.2%	1	0.3%	2	0.3%	13	0.2%	24	54.2%
岬町	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	3	0.1%	34	8.8%
太子町	10	0.2%	0	0.0%	22	3.1%	32	0.6%	61	52.5%
河南町	13	0.3%	2	0.6%	10	1.4%	25	0.4%	42	59.5%
千早赤阪村	0	0.0%	0	0.0%	6	0.9%	6	0.1%	26	23.1%
無回答・未記入	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
合計	4,524		361		706		5,592		12,000	46.6%

※調査票配布数は、原則として各市町村における児童扶養手当受給者数に応じて比例按分

※按分の基礎とした平成 26 年 3 月末時点の児童扶養手当受給者数：母子 35,437 人、父子 1,890 人

2. 調査の結果

(1) 本人及び家族の状況

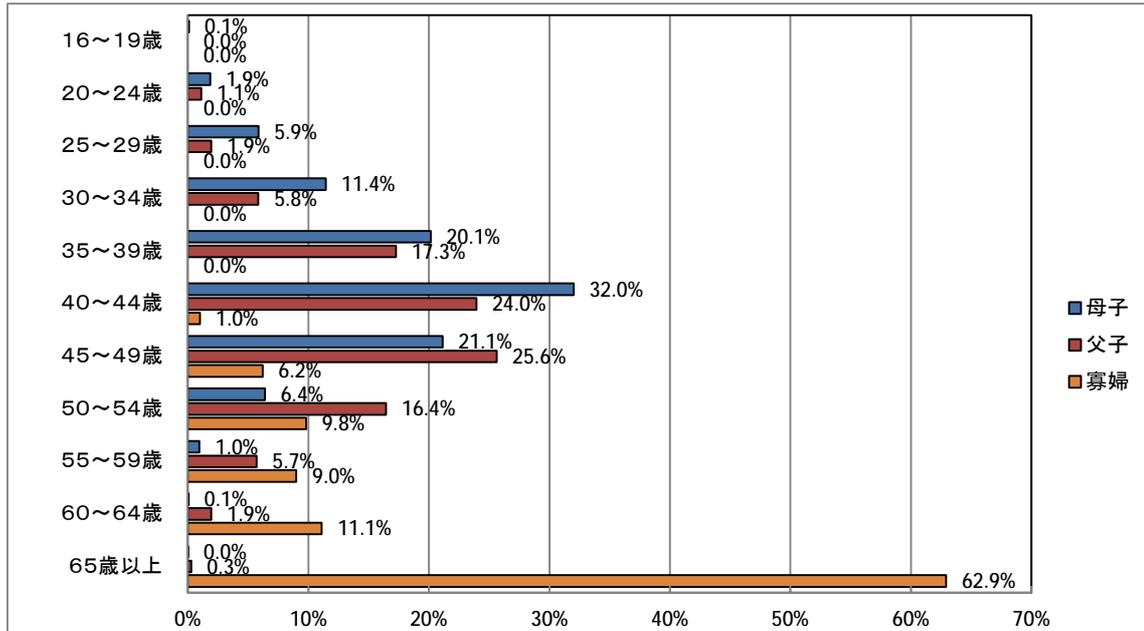
① 年齢【問1】

母子家庭の母では、「40～44歳」が全体の32.0%で最も多く、45歳未満では71.4%を占めている。年代では40歳代が53.1%、30歳代が31.5%、20歳代は7.8%となっている。

父子家庭の父では、「45～49歳」が全体の25.6%で最も多く、50歳未満では75.7%を占めている。

寡婦は、「65歳以上」が全体の62.9%を占めており、回答者の年齢は総じて高くなっている。

(図表3)



回答数 母子: 4,483件、父子: 359件、寡婦: 693件

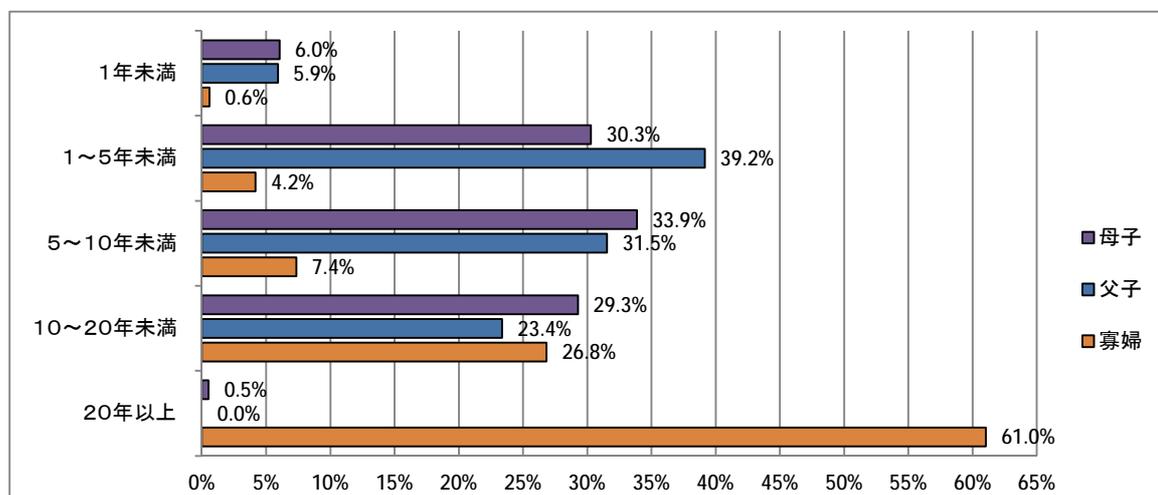
② ひとり親家庭になってからの年数【問2】

母子家庭では、5年未満が36.3%（うち1年未満は6.0%）を占め、「5～10年未満」が全体の33.9%、10年未満で見ると、全体の70.2%を占めている。

父子家庭では、5年未満が45.1%（うち1年未満は5.9%）を占め、「5～10年未満」が全体の31.5%、10年未満で見ると、全体の76.6%を占めている。

寡婦については、ひとり親になって「20年以上」が全体の61.0%を占めている。

(図表4)

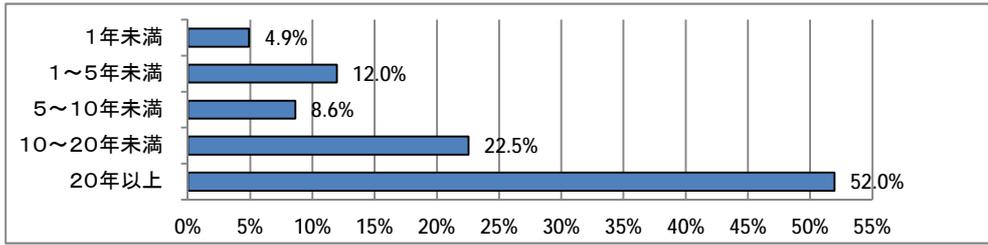


回答数 母子: 4,453件、父子: 335件、寡婦: 503件

③ 寡婦になってからの年数【問2】

寡婦になって「20年以上」が、52.0%を占めている。

(図表5)



回答数 510 件

④ ひとり親家庭になった理由【問3】

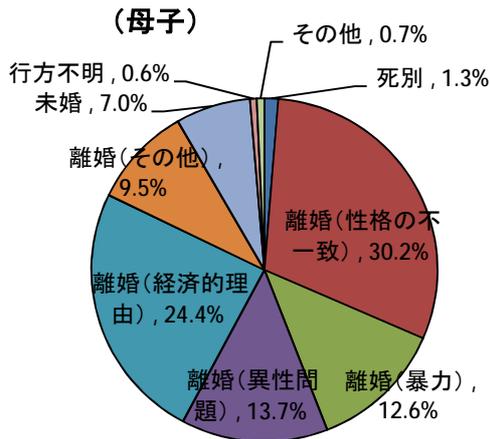
母子家庭では、「離婚」を理由とするものが全体の90.4%で最も多く、「死別」は1.3%と少ない。離婚の原因をみると、「性格の不一致」33.4%、「経済的理由」27.0%、「異性問題」15.2%と続き、「暴力」によるものも13.9%の回答があった。

父子家庭でも、「離婚」を理由とするものが全体の83.7%で最も多い。離婚の原因では、「性格の不一致」が47.1%と半数近く占め、次いで「異性問題」が、22.5%となっている。

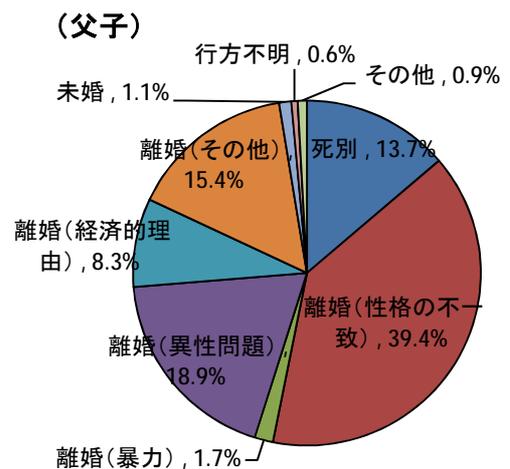
寡婦の場合は「死別」が全体の62.4%で最も多く、「離婚」は35.8%となっている。

※下線の比率は原因を離婚によるものを母数として算出(図表9「離婚の原因」参照)

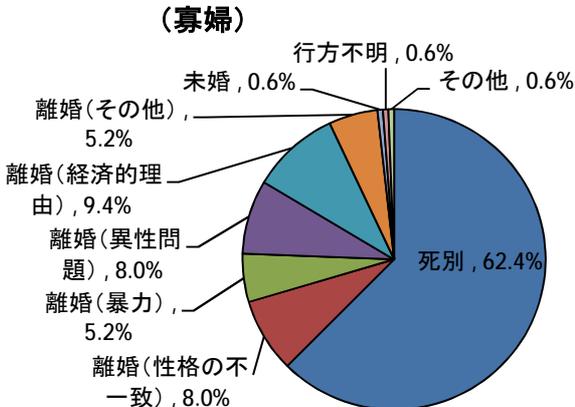
(図表6)



(図表7)



(図表8)



(図表9)

離婚の原因

	母子家庭	父子家庭	寡婦
性格の不一致	33.4%	47.1%	22.2%
暴力	13.9%	2.1%	14.4%
異性問題	15.2%	22.5%	22.2%
経済的理由	27.0%	9.9%	26.3%
その他	10.5%	18.4%	14.8%

回答者数 母子: 4,191人、父子: 350人、寡婦: 678人

(図表10)

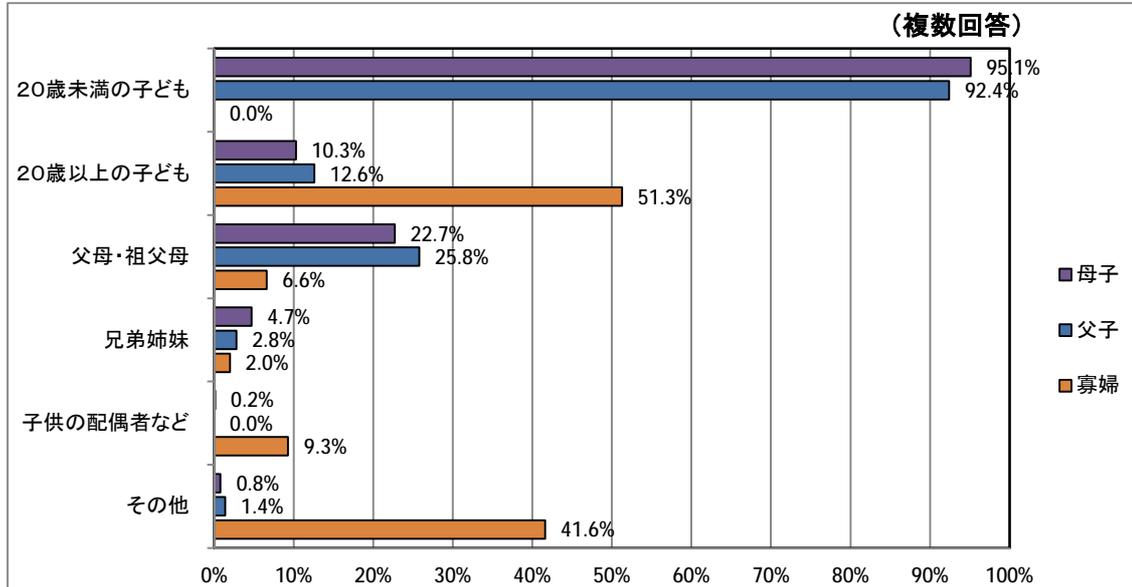
	20年調査			26年調査		
	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦
死別	3.0%	10.6%	71.4%	1.3%	13.7%	62.4%
離婚(性格の不一致)	28.1%	45.5%	7.9%	30.2%	39.4%	8.0%
離婚(暴力)	11.5%	0.0%	2.1%	12.6%	1.7%	5.2%
離婚(異性問題)	12.7%	18.2%	4.7%	13.7%	18.9%	8.0%
離婚(経済的理由)	24.7%	7.6%	7.7%	24.4%	8.3%	9.4%
離婚(その他)	12.7%	18.2%	4.4%	9.5%	15.4%	5.2%
未婚	5.7%	0.0%	0.2%	7.0%	1.1%	0.6%
行方不明	1.0%	0.0%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%
その他	0.6%	0.0%	0.9%	0.7%	0.9%	0.6%

⑤ 家族構成等【問4】

母子家庭の家族構成は、95.1%が「20歳未満の子ども」と同居し、父母・祖父母との同居率は、22.7%となっている。

父子家庭の家族構成は、92.4%が「20歳未満の子ども」と同居し、父母・祖父母との同居率は、25.8%となっている。（複数回答あり）

（図表 11）



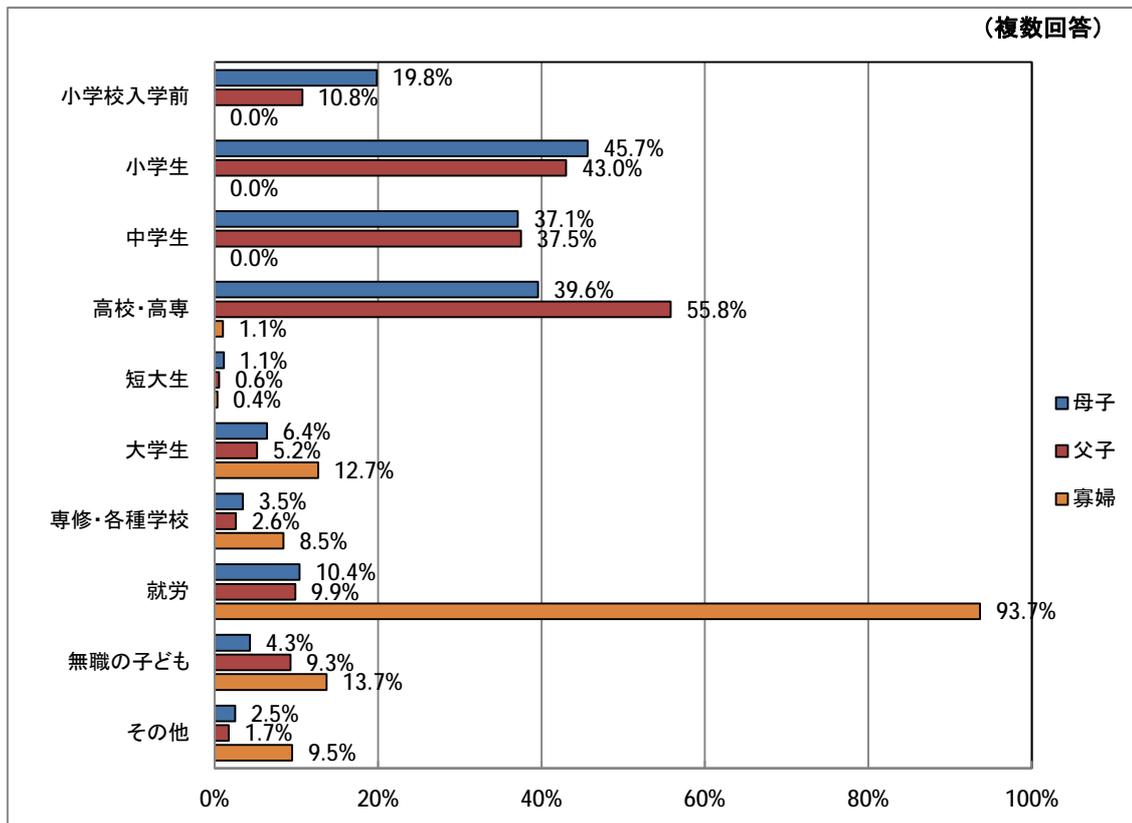
回答者数 母子: 4,479人、父子: 357人、寡婦: 637人

⑥ 子どもの就学・就労状況【問4-2】

母子家庭の45.7%が、「小学生」の子どもと一緒に住んでいる。

父子家庭の55.8%が、「高校・高専」の子どもと一緒に住んでいる。（複数回答あり）

（図表 12）



回答者数 母子: 4,359人、父子: 344人、寡婦: 284人

⑦ 子どもの扶養状況【問 4-2】

母子家庭、父子家庭ともに、第2子の子どもを扶養している方が半数近くいる。

(図表 13)

	扶養状況	母子	父子	寡婦	合計
第1子	扶養している	3,783	286	77	4,146
	扶養していない	242	23	145	410
第2子	扶養している	2,157	180	56	2,393
	扶養していない	76	4	74	154
第3子	扶養している	623	67	17	707
	扶養していない	21	0	23	44
第4子	扶養している	126	14	3	143
	扶養していない	2	0	8	10
第5子	扶養している	32	2	1	35
	扶養していない	0	0	2	2

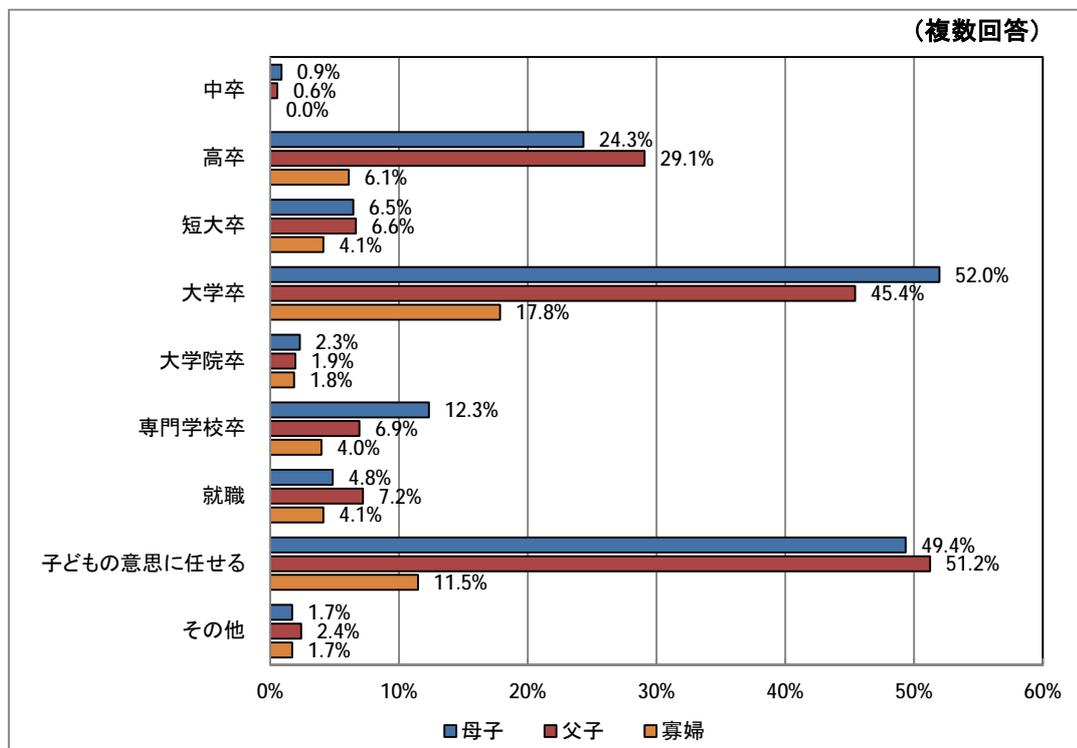
回答者数 母子: 4,524 人、父子: 361 人、寡婦: 706 人

⑧ 子どもに希望する(していた)進路等【問 4-2】

子どもの進路について、母子家庭では、「大学卒業を希望」(52.0%)、「子どもの意思に任せる」(49.4%)の回答が多い。

父子家庭では、「子どもの意思に任せる」(51.2%)、「大学卒業を希望」(45.4%)の回答が多い。(複数回答あり)

(図表 14)



回答者数 母子: 4,524 人、父子: 361 人、寡婦: 706 人

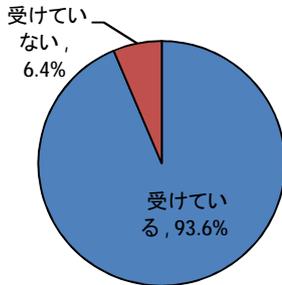
⑨ 児童扶養手当の受給の有無【問 5】、【問 16】

児童扶養手当の給付については、母子家庭で 93.6%、父子家庭で 92.3%が受けている。

寡婦のうち、児童扶養手当を受給したことのある方は 52.3%であり、死別が約 6 割を占めており、遺族年金を受給している等のことから低い値となっている。

(図表 15)

(母子)



回答数 4,340 件

(図表 16)

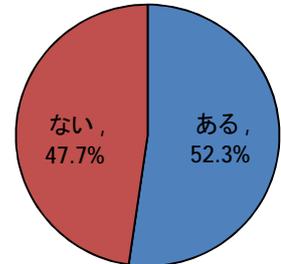
(父子)



回答数 338 件

(図表 17)

(寡婦) * 受給経験



回答数 491 件

⑩ 児童扶養手当の受給期間【問 5】、【問 16】

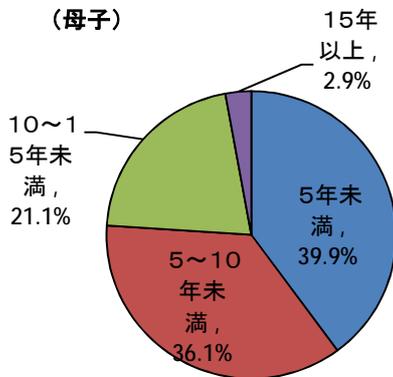
母子家庭では、受給期間は「5年未満」が全体の 39.9%で最も多く、次いで「5～10年未満」が 36.1%、10年未満でみると、全体の 76.0%であり、これはひとり親になってからの年数とほぼ同じ割合となっている。

父子家庭では、平成 22 年から制度適用されたため、全ての回答が「5年未満」であった。

寡婦では、「10～15年未満」(36.8%)が最も多く、次いで「5～10年未満」(32.1%)となっている。

(図表 18)

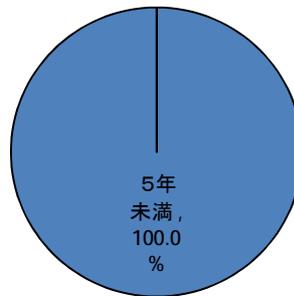
(母子)



回答数 3,909 件

(図表 19)

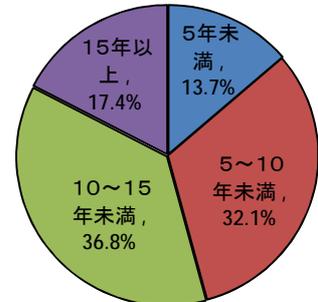
(父子)



回答数 204 件

(図表 20)

(寡婦)



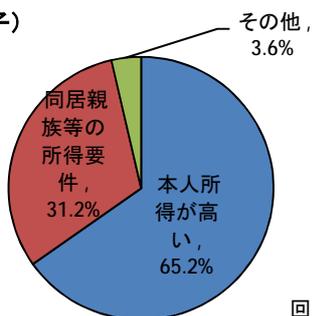
回答数 491 件

⑪ 児童扶養手当を受給していない理由【問 5-2】

本人所得が高いため受給していないというのが、母子家庭 (65.2%)、父子家庭 (80.8%)と、ともに一番回答が多かった。

(図表 21)

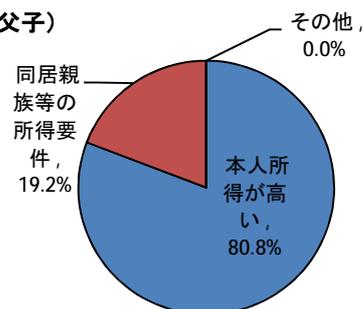
(母子)



回答数 276 件

(図表 22)

(父子)

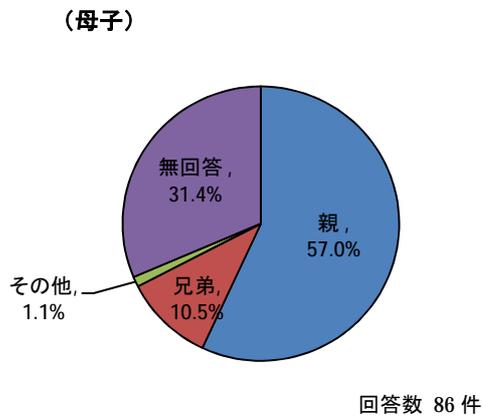


回答数 26 件

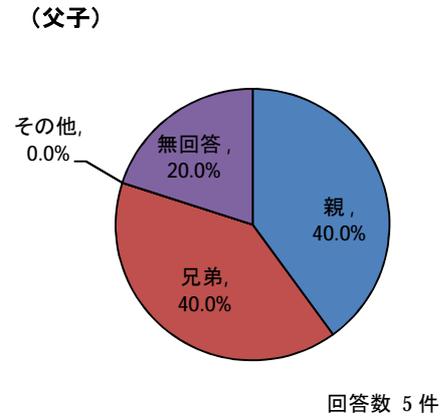
⑫ 所得要件のある同居親族の内訳【問5-2】

同居親族等の所得要件により児童扶養手当を受給されていない方の内訳をみると、母子家庭では、「親」が57.0%となっている。

(図表 23)



(図表 24)

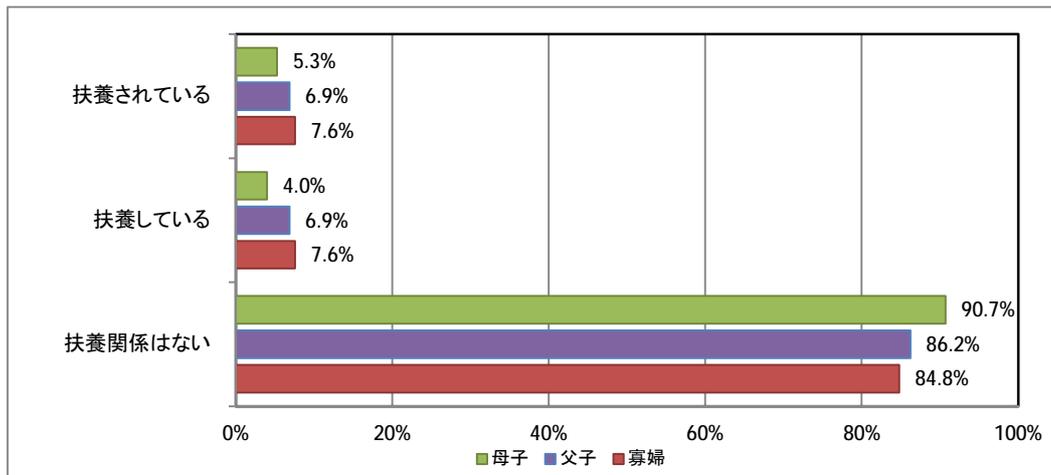


⑬ 現在の扶養状況【問5-3】

母子家庭の母が、他の同居家族に扶養されているのは5.3%となっている。

父子家庭の父が、他の同居家族に扶養されているのは6.9%となっている。

(図表 25)



回答数 母子:3,228 件、父子:247 件、寡婦:92 件

(2)就業及び資格・技能の状況

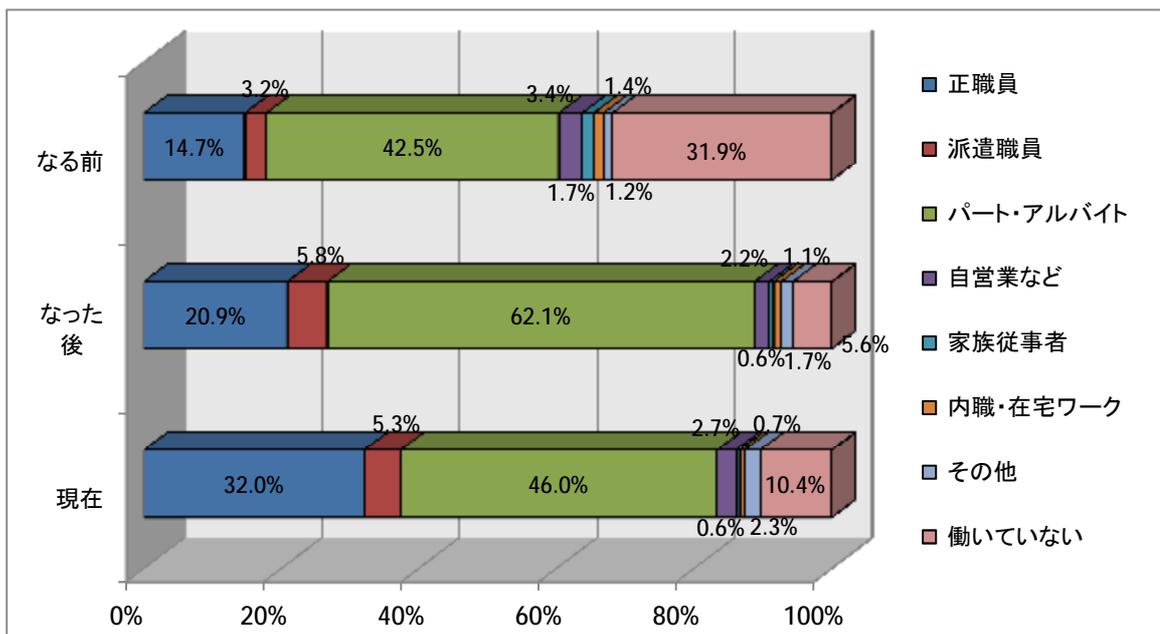
① ひとり親家庭になる前の仕事、なった後の仕事、現在の仕事【問 6】

母子家庭になる前の仕事として、「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の 42.5%で最も多く、次いで「働いていない」が 31.9%、「正職員・正規職員」が 14.7%となっている。母子家庭になった後には、「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の 62.1%、「正職員・正規職員」が 20.9%と増えている。「働いていない」は 5.6%で、母子家庭になる前と比べて大幅に減少している。現在の仕事では、「パート・アルバイト・臨時職員等」(46.0%)、「正職員・正規職員」(32.0%)、「働いていない」(10.4%)となっており、仕事の変化をみると、「パート・アルバイト・臨時職員等」が母子家庭になった後に増加しているが、現在の状況では減少して、「正職員・正規職員」が増加している。なお、平成 20 年調査と比べると、「正職員・正規職員」では 30.9%から 32.0%に、「パート・アルバイト・臨時職員等」では 43.9%から 46.0%にそれぞれ増加している。

父子家庭の父の仕事の変化をみると、父子家庭になった後には、「正職員・正規職員」が減少し、「パート・アルバイト・臨時職員等」が増加しているが、現在の仕事では、「正職員・正規職員」が 45.3%で、母子家庭より高い値となっている。父子家庭の場合は、父子家庭になった後は「正職員・正規職員」でなくなるなど、子育てと仕事の両立が一時的に困難だと伺える。なお、平成 20 年調査と比べると、「正職員・正規職員」では 41.9%から 45.3%に増加し、「パート・アルバイト・臨時職員等」では 16.1%から 10.5%に減少している。

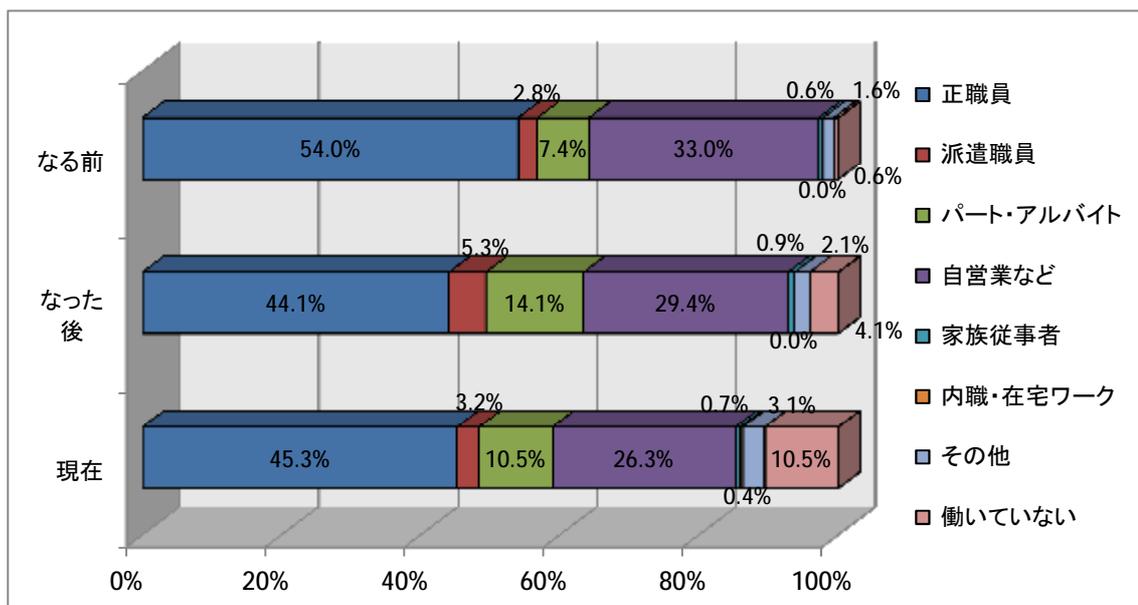
寡婦は、ひとり親家庭となった後から、働く方が増えるが、現在の仕事で見ると、「働いていない」という回答が多い。

(図表 26) 仕事の変化 (母子)



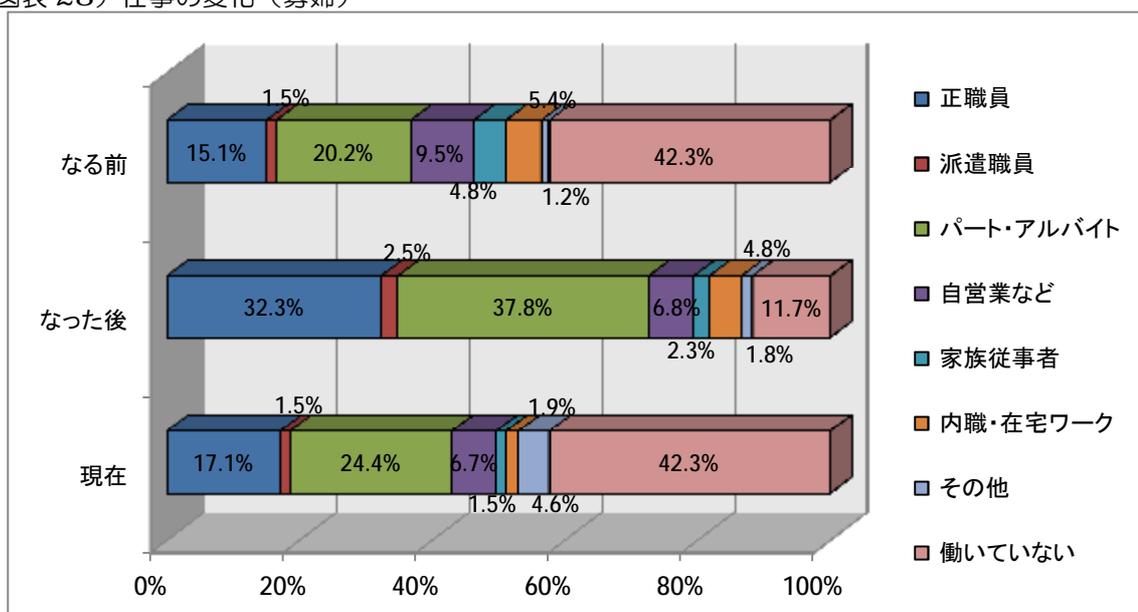
回答数 なる前: 4,312 件、なった後: 4,287 件、現在: 4,017 件

(図表 27) 仕事の変化 (父子)



回答数 なる前:324件、なった後:320件、現在:285件

(図表 28) 仕事の変化 (寡婦)



回答数 なる前:598件、なった後:600件、現在:537件

(図表 29) 現在の就業形態の変遷 (前回調査との比較)

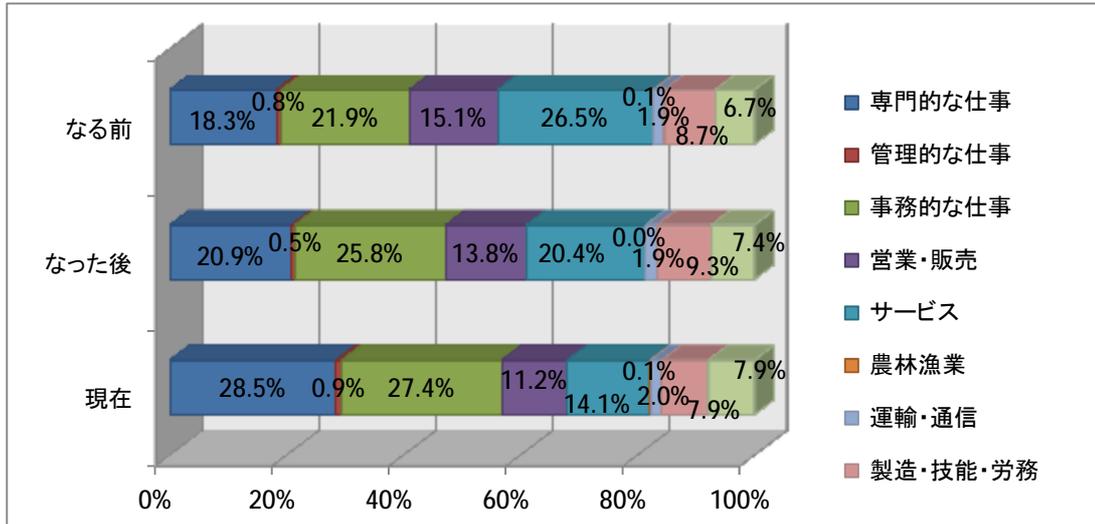
	20年調査			26年調査		
	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦
正職員	30.9%	41.9%	15.6%	32.0%	45.3%	17.1%
派遣職員	7.3%	3.2%	1.1%	5.3%	3.2%	1.5%
パート・アルバイト	43.9%	16.1%	24.1%	46.0%	10.5%	24.4%
自営業など	3.1%	25.8%	7.6%	2.7%	26.3%	6.7%
家族従事者	0.6%	1.6%	2.3%	0.6%	0.7%	1.5%
内職・在宅ワーク	0.6%	0.0%	2.1%	0.7%	0.4%	1.9%
その他	2.6%	1.6%	10.3%	2.3%	3.1%	4.6%
働いていない	11.1%	9.7%	36.8%	10.4%	10.5%	42.3%

② ひとり親家庭になる前の職種、なった後の職種、現在の職種【問 6】

母子家庭では、経年とともに、「専門的な仕事」と「事務的な仕事」が増加し、「サービス業」が減少傾向にある。現在の職種では、「専門的な仕事」（28.5%）が最も多く、次いで、「事務的な仕事」（27.4%）となっている。

父子家庭及び寡婦については、職種の変化は顕著に現れていない。

(図表 30) 職種の变化 (母子)



(図表 31) 職種の变化 (父子)

回答数 なる前:2,623件、なった後:3,530件、現在:3,259件



(図表 32) 職種の变化 (寡婦)

回答数 なる前:287件、なった後:276件、現在:243件



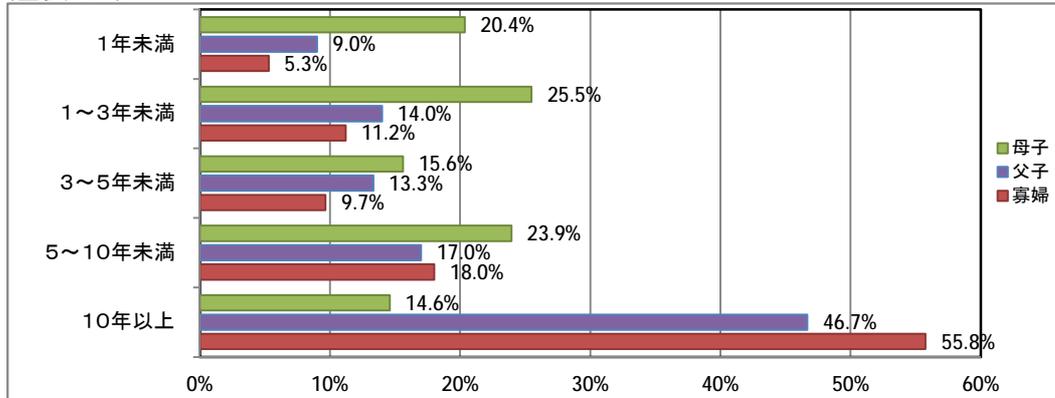
回答数 なる前:226件、なった後:362件、現在:249件

③ 現在の仕事の勤続年数【問 6-2】

母子家庭では、「1～3年未満」（25.5%）が最も多く、半数近くが3年未満となっている。

父子家庭及び寡婦では、「10年以上」（父子家庭 46.7%、寡婦 55.8%）が多く、母子家庭に比べて雇用が継続し、安定している状況が伺える。

（図表 33）



回答数 母子: 3,884件、父子: 300件、寡婦: 321件

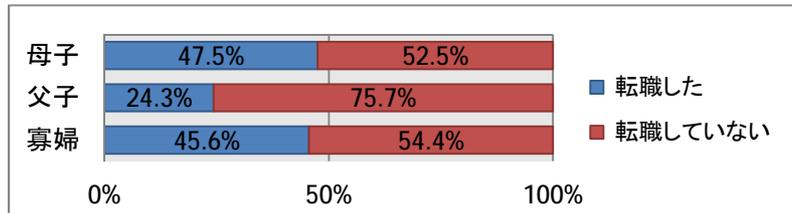
④ ひとり親になった際の転職の有無及びその理由【問 6-3、問 6-4】

ひとり親となったことによる転職の有無について、「転職した」が、母子家庭の母では 47.5%、父子家庭の父では 24.3%、寡婦では 45.6%となっている。その理由として、母子家庭の母では、「収入がよくない」が 41.9%を占め、次いで「時間が合わない」（14.5%）となっている。

また、父子家庭の父では、「時間が合わない」が 32.9%を占め、次いで、「収入がよくない」（13.7%）となっている。

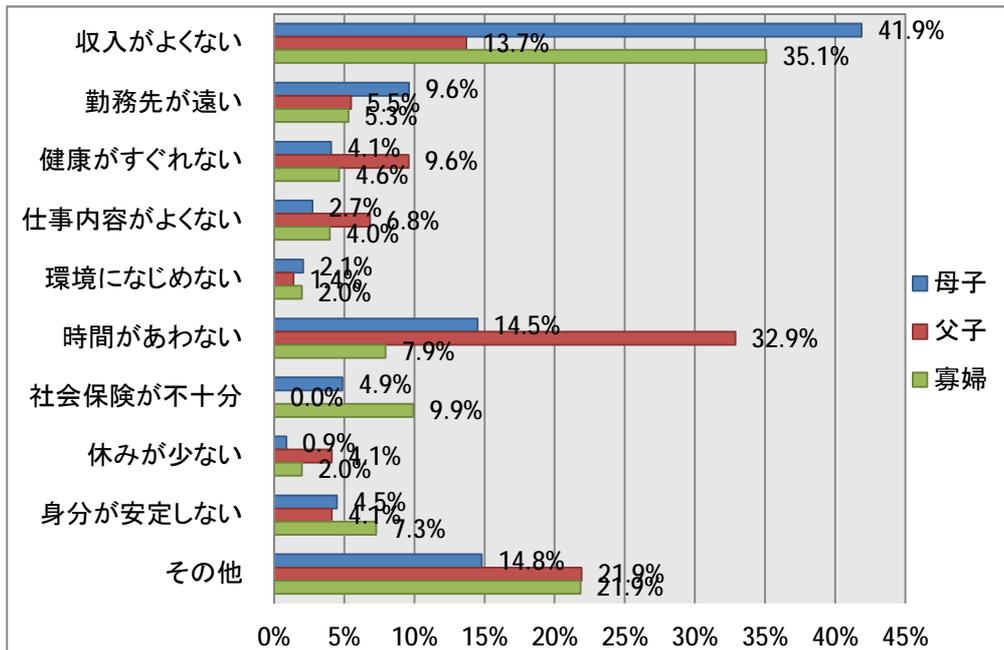
さらに、寡婦については、「収入がよくない」（35.1%）が一番多くなっている。

（図表 34） 転職の有無



回答数 母子: 3,483件、父子: 300件、寡婦: 329件

（図表 35） 転職した理由



回答数 母子: 1,497件、父子: 73件、寡婦: 150件

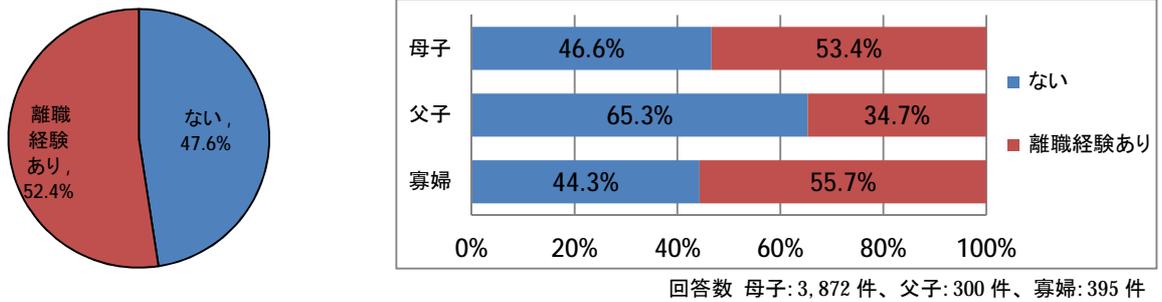
⑤ 離職経験の有無とその理由【問 6-5、問 6-6】

ひとり親になってから現在（平成 26 年 8 月）までの間に離職した経験のある方は、全体の 52.4%、離職経験がない方は、47.6%となっている。

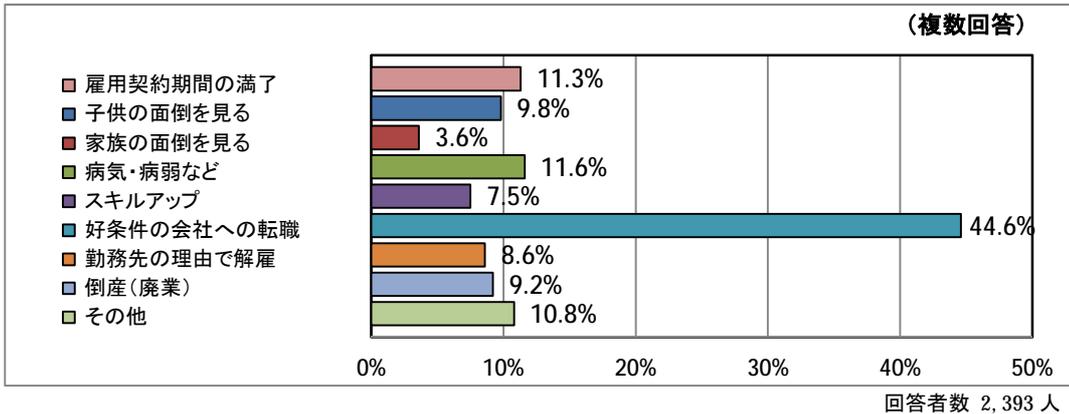
離職経験がある方のうち、その理由として最も多かったものが「好条件の会社への転職」（44.6%）であり、次いで、「病気・病弱など」（11.6%）、「雇用契約期間の満了」（11.3%）となっている。

また、「勤務先の理由で解雇」、「勤務先が倒産(廃業)」が合わせて 17.8%となっており、雇用・経済情勢の悪化による影響も伺える。（複数回答あり）

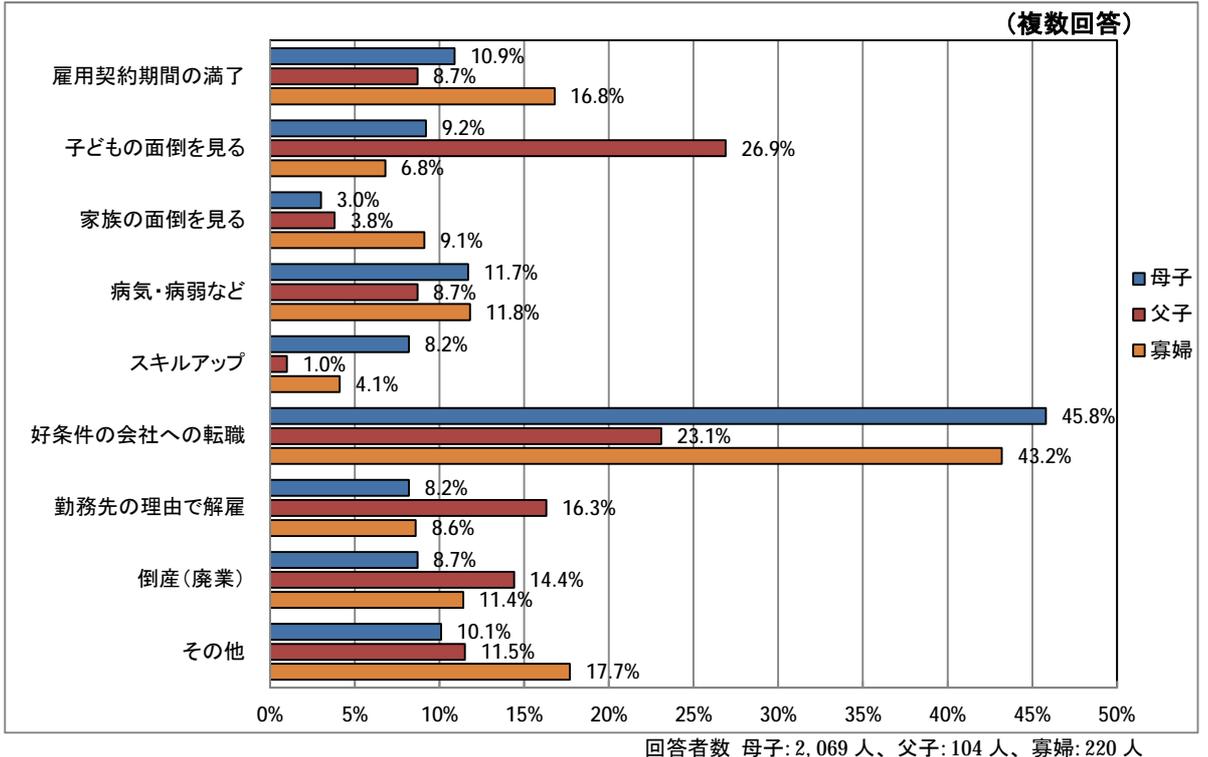
（図表 36）離職経験の有無（全体）（図表 37）離職経験の有無（母子、父子、寡婦別）



（図表 38）離職経験のある方の離職理由（全体）



（図表 39）離職経験のある方の離職理由（母子、父子、寡婦別）

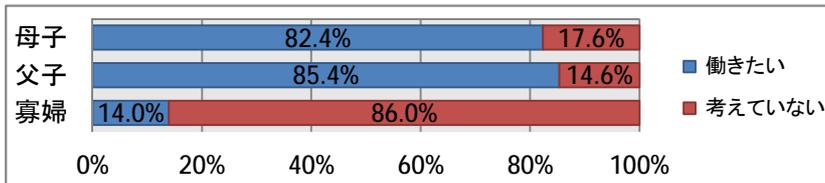


⑥ 働いていない方が働きたい希望就業形態とその理由【問7、問7-2】

現在、働いていない方で、働くことを希望する母子家庭の母は82.4%で、その就業形態は、「パート・アルバイト・臨時職員等」が全体の39.9%を占め、次いで「正職員・正規職員」が30.1%となっている。その理由をみると、「パート・アルバイト・臨時職員等」を希望する方では、「子どもの面倒を見る必要がある」(36.2%)が最も多く、次いで、「より多い収入を得たい」(15.3%)、「資格・技能を活かしたい」(11.9%)となっている。「正職員・正規職員」を希望する方では、「より多い収入を得たい」(29.6%)が最も多く、次いで「身分や社会保障が安定している」(23.7%)となっている。

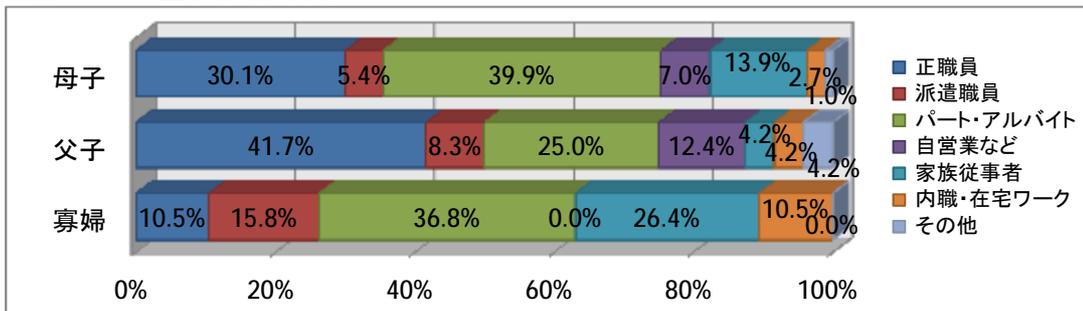
また、働いていない方で、働くことを希望する父子家庭の父は85.4%で、その就業形態は、「正社員・正規職員」が全体の41.7%を占めている。その理由をみると、「子どもの面倒を見る必要がある」(33.3%)が最も多く、次いで「身分や社会保障が安定している」(22.2%)となっている。

(図表40) 求職活動の有無



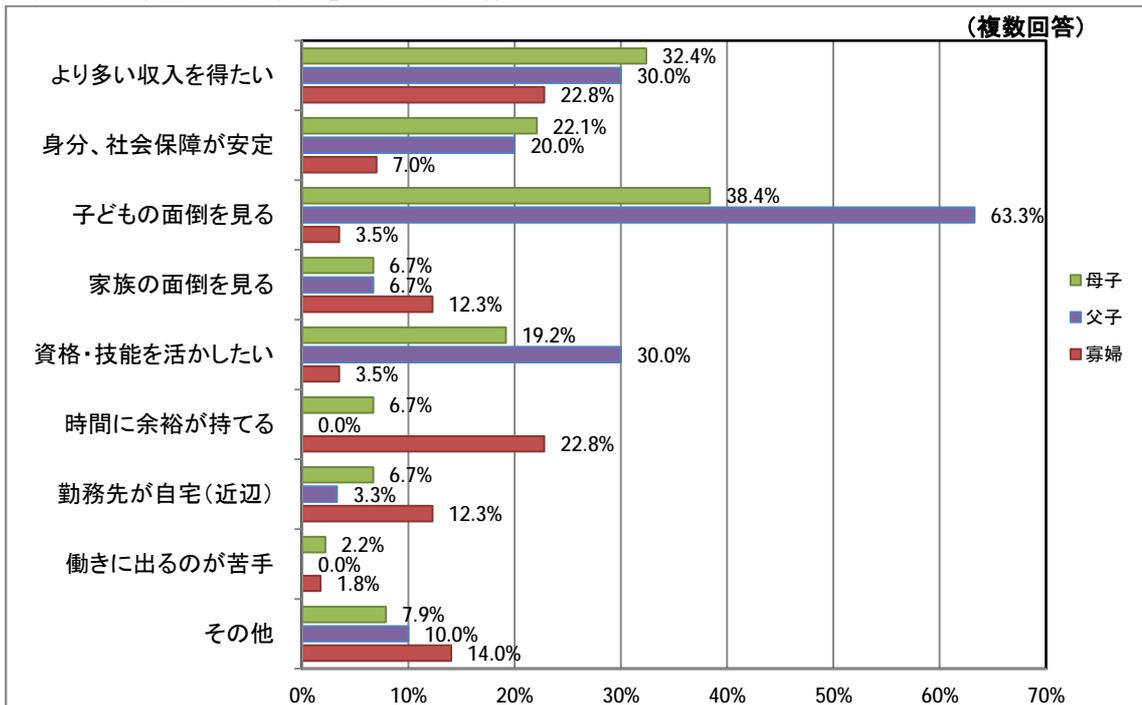
回答数 母子: 493件、父子: 41件、寡婦: 236件

(図表41) 希望する就業形態



回答数 母子: 296件、父子: 24件、寡婦: 19件

(図表42) 希望する就業形態の理由(全体)



回答者数 母子: 417人、父子: 30人、寡婦: 57人

(図表 43) 正職員・正規職員、パート・アルバイト・臨時職員等(母子のみ)を希望する理由
(複数回答)

	母子家庭		父子家庭
	正職員・正規職員	パート・アルバイト・臨時職員等	正職員・正規職員
より多い収入を得たい	29.6%	15.3%	11.1%
身分、社会保障が安定	23.7%	11.3%	22.2%
子どもの面倒を見る	18.8%	36.2%	33.3%
家族の面倒を見る	4.8%	4.5%	5.6%
資格・技能を活かしたい	18.8%	11.9%	16.7%
時間に余裕が持てる	1.6%	7.3%	0.0%
勤務先が自宅(近辺)	1.1%	7.3%	5.6%
働きに出るのが苦手	0%	1.1%	0.0%
その他	1.6%	5.1%	5.6%

⑦ 働いていない方が就業希望する時期及びその時期にあたる下の子どもの年齢【問 7-2】

母子家庭では 75.2%が、1 年以内に就業を希望しており、その時期にあたる下の子どもは、「6 歳～9 歳未満」(32.1%)が最も多い。

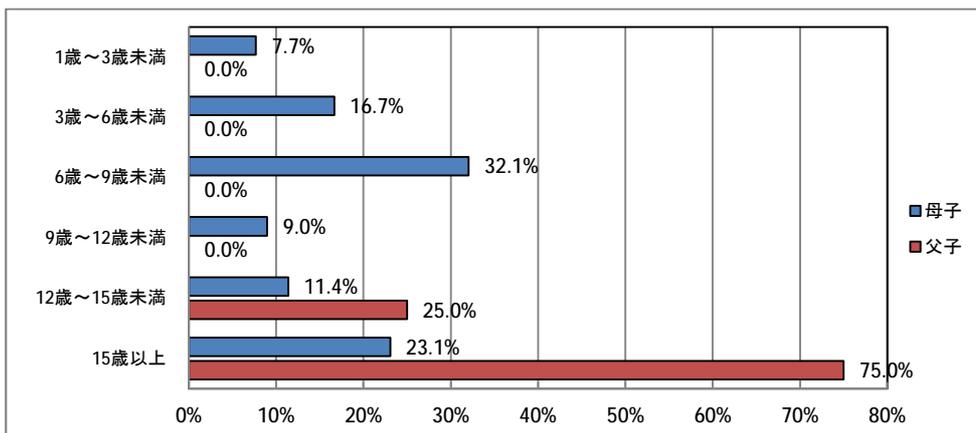
父子家庭では 87.1%が、1 年以内に就業を希望しており、その時期にあたる下の子どもは、「15 歳以上」(75.0%)が最も多い。

(図表 44) 就業希望の時期



回答数 母子: 363 件、父子: 31 件、寡婦: 19 件

(図表 45) 就業希望の時期にあたる下の子どもの年齢



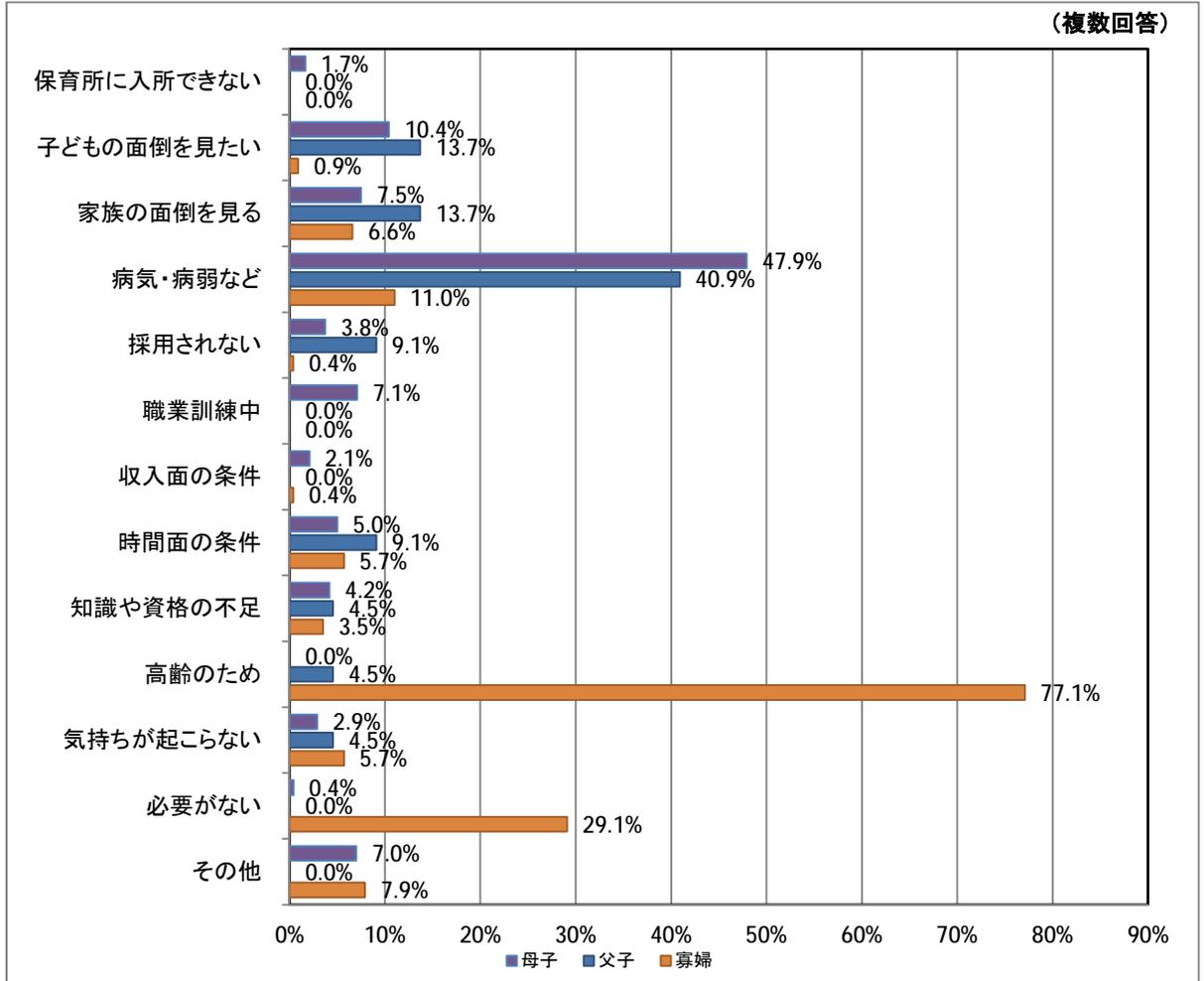
回答数 母子: 78 件、父子: 4 件

⑧ 現在働いていない理由【問 7-3】

現在、働いておらず、今後も働くことを考えていない方の理由は、母子家庭の母では「病気・病弱など」が47.9%と最も多く、次いで、「子どもの面倒を見たい」(10.4%)となっている。

また、父子家庭の父では、「病気・病弱など」(40.9%)が最も多く、次いで「子どもの面倒を見たい」、「家族の面倒を見る」が同率で13.7%となっている。(複数回答あり)

(図表 46)

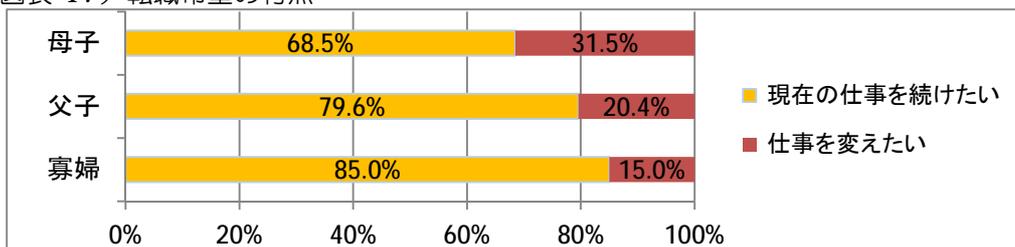


⑨ 現在働いている方の転職希望の有無、希望する就業形態及びその理由【問 8、問 8-2】

現在、働いている方のうち、転職を希望する母子家庭の母は31.5%で、その就業形態は、「正職員・正規職員」が全体の52.2%を占め、次いで「パート・アルバイト・臨時職員等」が21.5%となっています。その理由をみると、「正職員・正規職員」を希望する方では、「収入がよくない」(48.5%)が最も多く、次いで「勤務先が自宅から遠い」(8.6%)となっています。

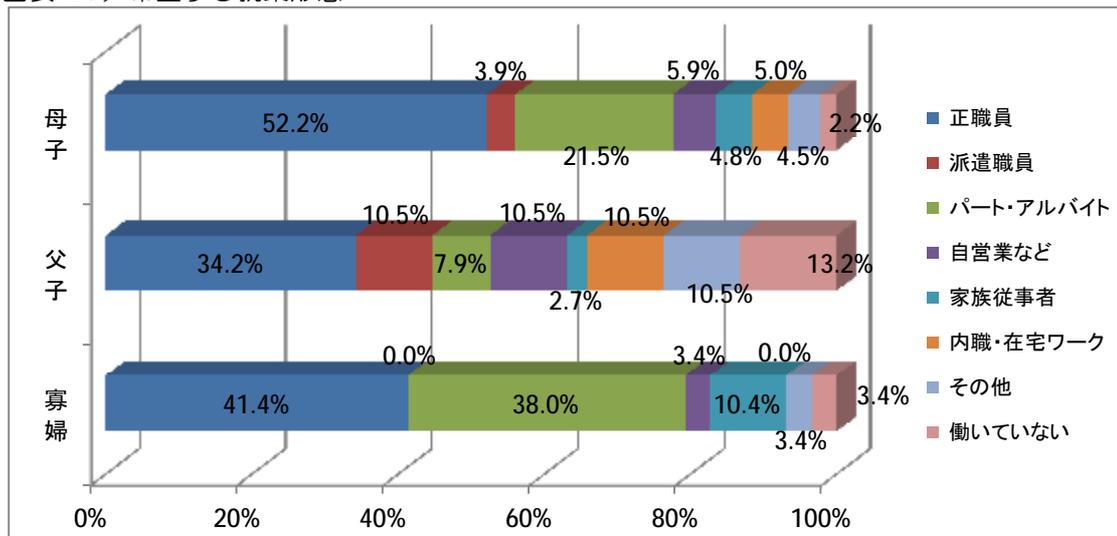
転職を希望する父子家庭の父は20.4%で、その就業形態は、「正職員・正規職員」が全体の34.2%で最も多くなっています。その理由をみると、「労働時間があわない」(46.7%)となっています。

(図表 47) 転職希望の有無



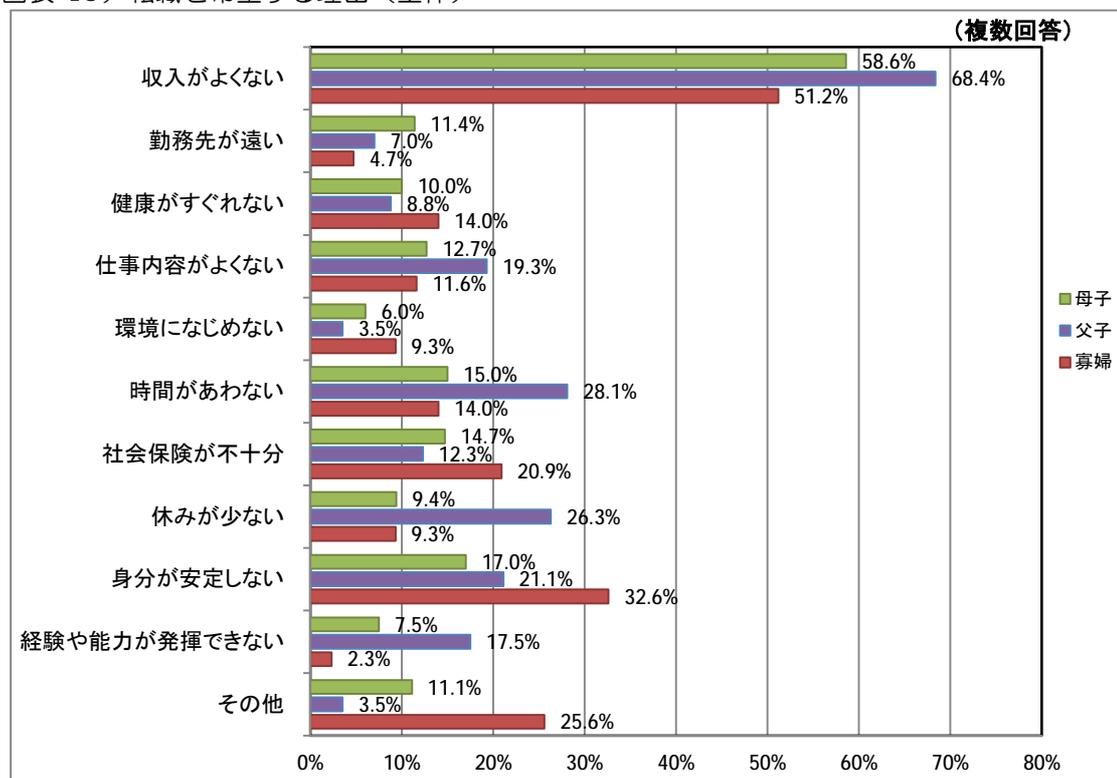
回答数 母子: 3,724 件、父子: 279 件、寡婦: 287 件

(図表 48) 希望する就業形態



回答者数 母子:929人、父子:38人、寡婦:29人

(図表 49) 転職を希望する理由 (全体)



回答者数 母子:1,173人、父子:57人、寡婦:43人

(図表 50) 正職員・正規職員、パート・アルバイト・臨時職員等に転職を希望する理由

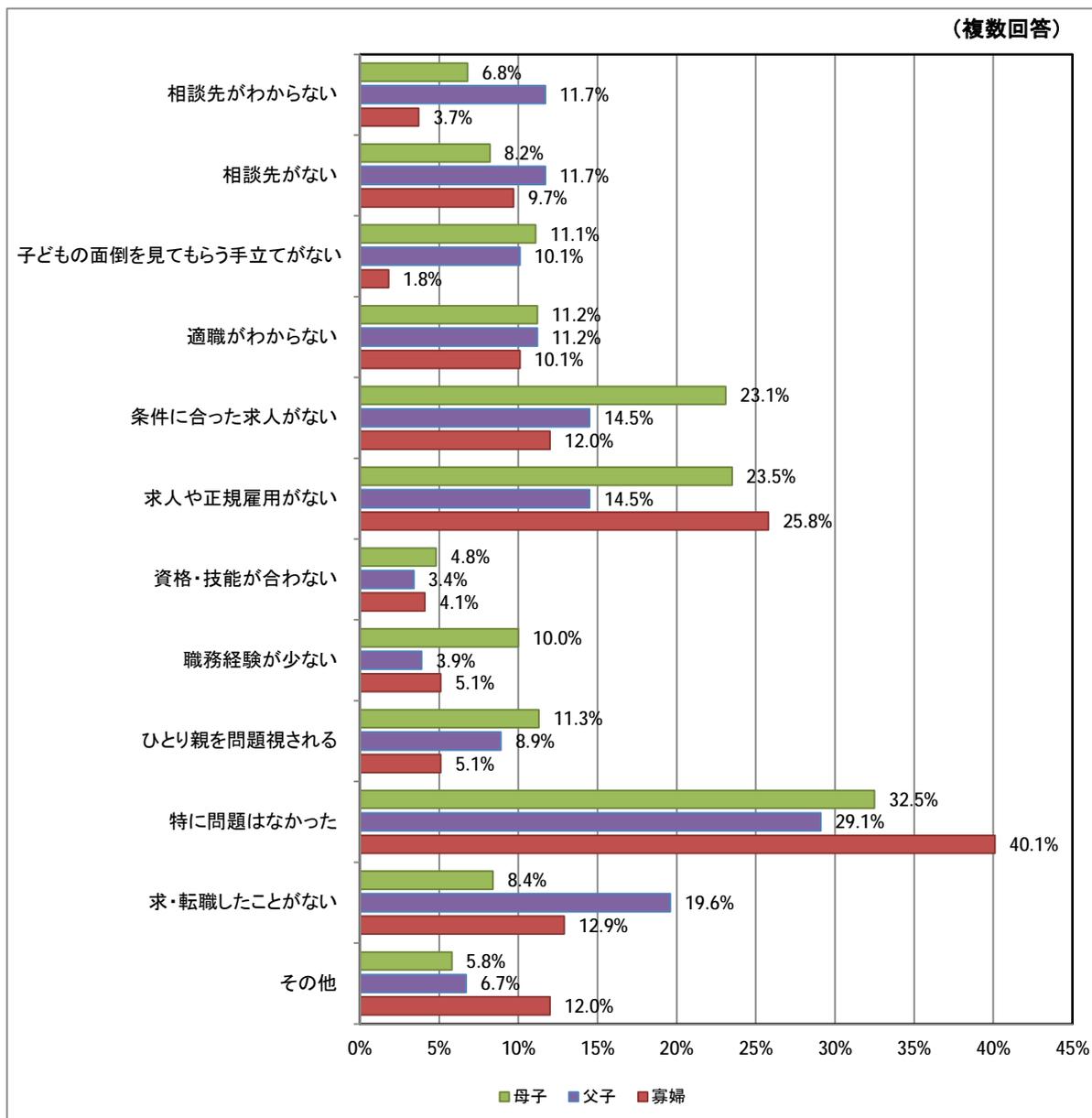
希望する就業形態	母子家庭		父子家庭	
	正職員・正規職員	パート・アルバイト・臨時職員等	正職員・正規職員	パート・アルバイト・臨時職員等
収入がよくない	48.5%	40.7%	10.0%	16.7%
勤務先が自宅から遠い	8.6%	10.2%	6.7%	5.6%
健康がすぐれない	1.4%	4.3%	3.3%	5.6%
仕事の内容がよくない	2.4%	2.9%	6.7%	0.0%
職場環境になじめない	1.4%	2.1%	0.0%	5.6%
労働時間があわない	6.5%	18.2%	46.7%	38.9%
社会保険がない又は不十分	6.9%	5.0%	0.0%	0.0%
休みが少ない	1.0%	0.8%	3.3%	0.0%
身分が安定していない	4.4%	3.7%	0.0%	5.6%
その他	18.9%	12.1%	23.3%	22.2%

⑩ 求職または転職活動上の問題点【問 9】

全体的に「特に問題はなかった」という回答が最も多く、母子家庭(32.5%)、父子家庭(29.1%)、
 寡婦(40.1%)となっている。

また、母子家庭では、「求人や正規雇用がない」(23.5%)、「条件に合った求人がない」(23.1%)、
 と回答された方も多い。

(図表 51)



回答者数 母子: 2,936 人、父子: 179 人、寡婦: 217 人

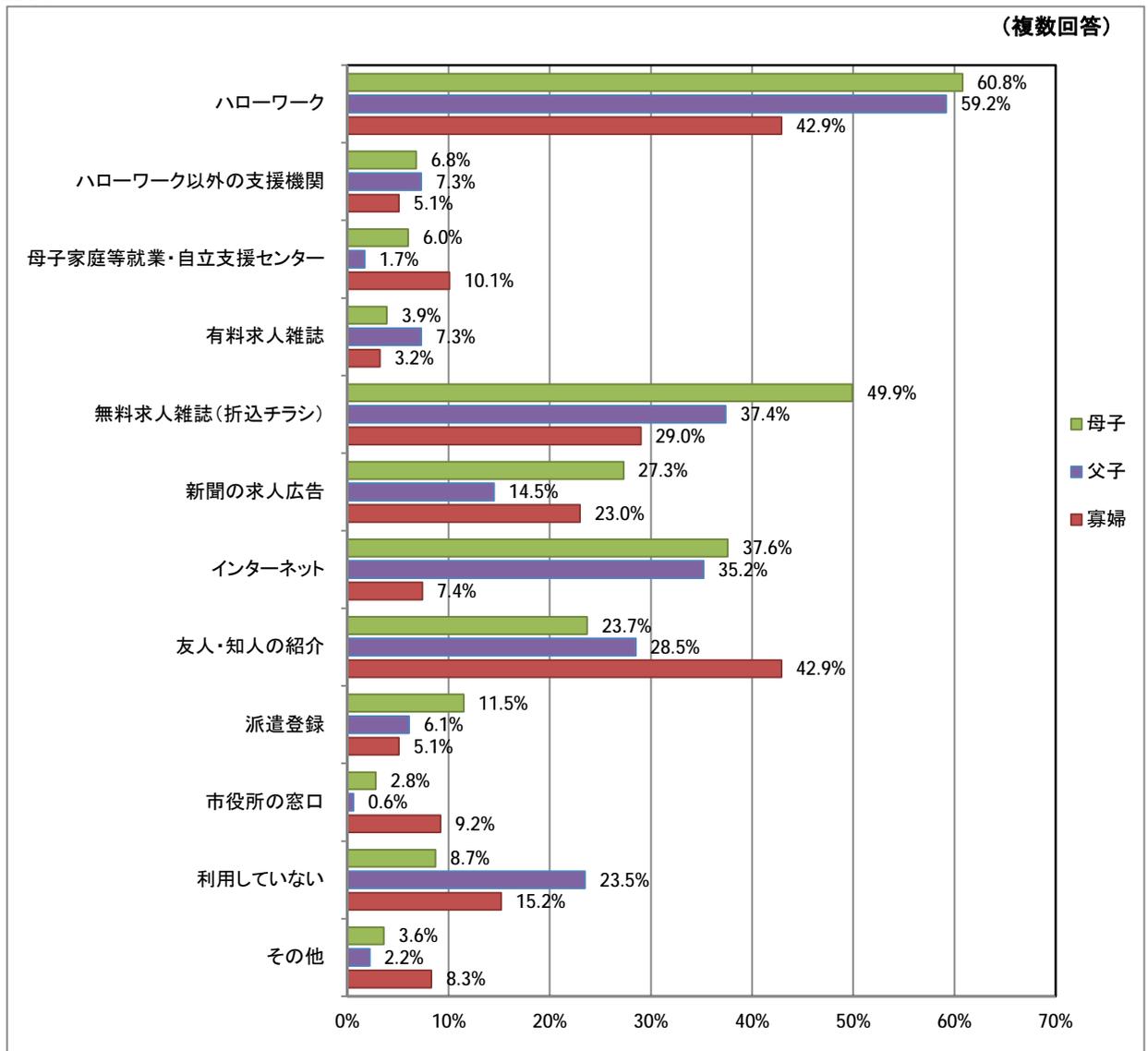
⑪ 仕事を探す際に利用した情報源【問 10】

母子家庭の母の主な利用は、「ハローワーク」(60.8%)、「無料求人雑誌(折込チラシ)」(49.9%)、「インターネット」(37.6%)、「新聞の求人広告」(27.3%)となっている。

父子家庭の父では、「ハローワーク」(59.2%)、「無料求人雑誌(折込チラシ)」(37.4%)、「インターネット」(35.2%)、「友人・知人の紹介」(28.5%)となっている。

寡婦については、「ハローワーク」と「友人・知人の紹介」がそれぞれ42.9%、「無料求人雑誌(折込チラシ)」が29.0%となっている。(複数回答あり)

(図表 52)

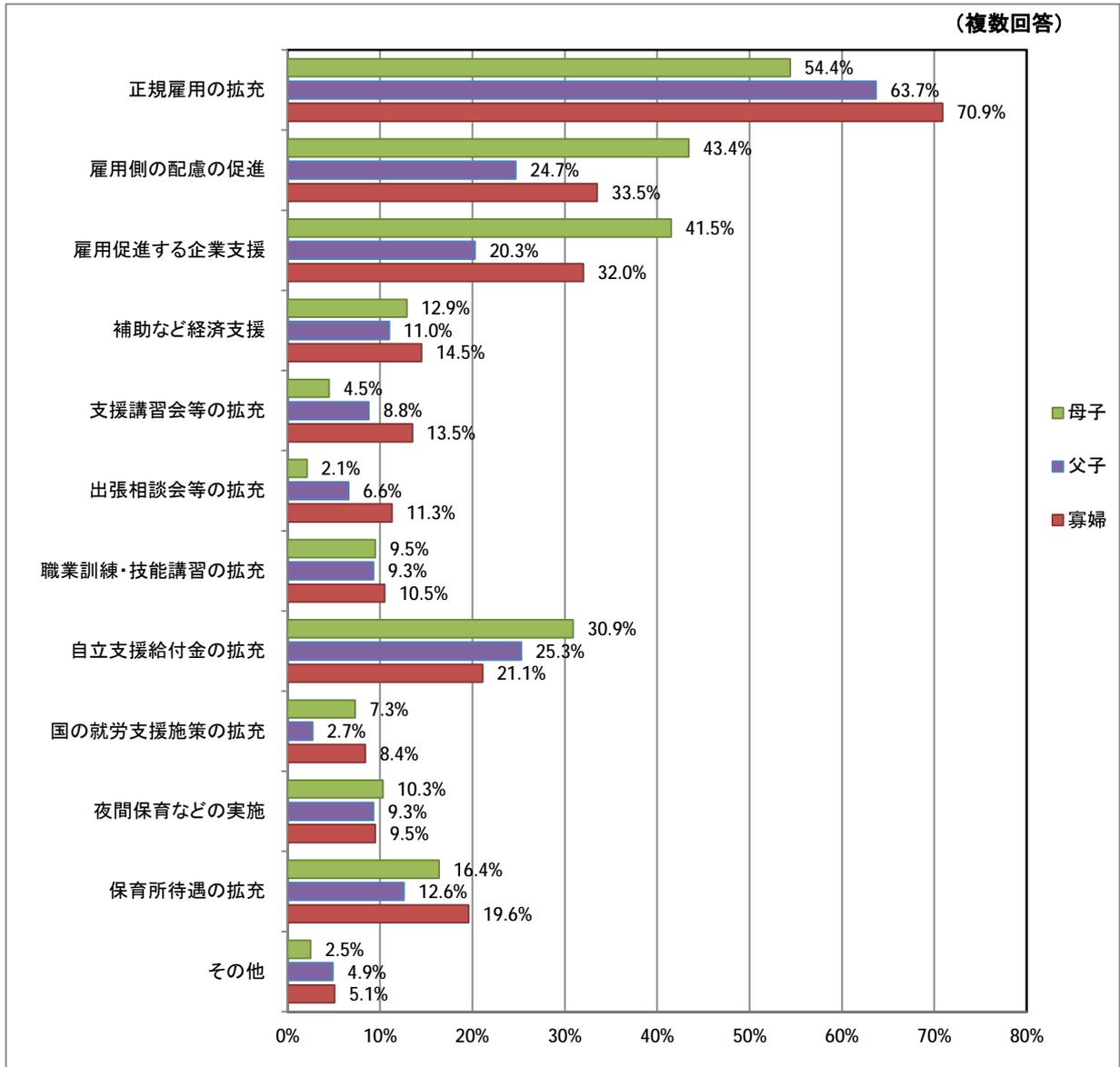


回答者数 母子: 3,649 人、父子: 210 人、寡婦: 287 人

⑫ 就労等に関して希望する施策【問 11】

就労等に関して望む施策について、最も多いのが「正規雇用の拡充」56.1%（母子家庭 54.4%、父子家庭 63.7%、寡婦 70.9%）で、次いで、「雇用側の配慮の促進」41.8%（母子家庭 43.4%、父子家庭 24.7%、寡婦 33.5%）、「雇用を促進する企業支援」39.8%（母子家庭 41.5%、父子家庭 20.3%、寡婦 32.0%）となっている。（複数回答あり）

（図表 53）



回答者数 母子: 3,360 人、父子: 182 人、寡婦: 275 人

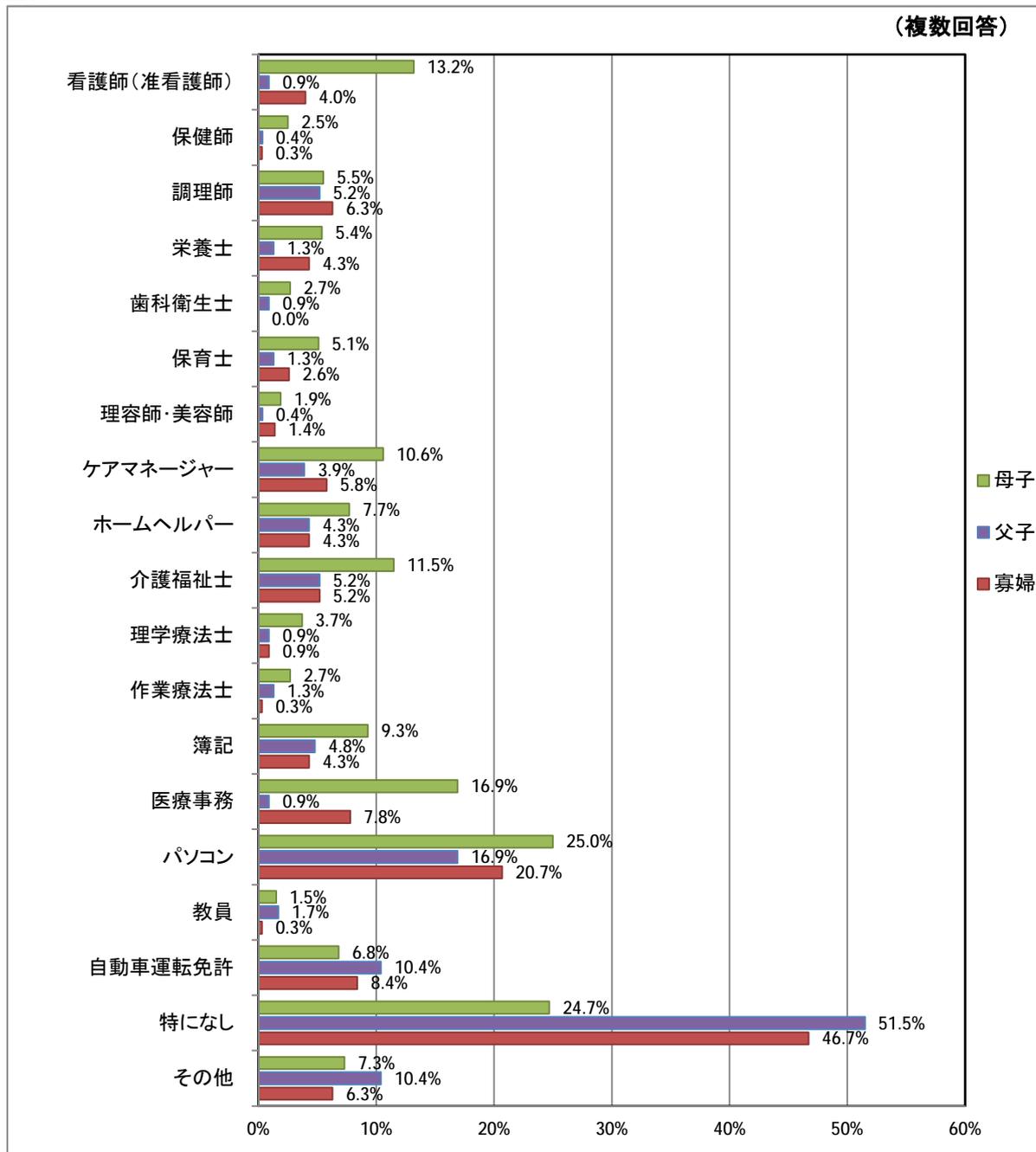
⑬ 今後取得したい資格・技能【問 12】

母子家庭の母が取得したい資格・技能は、「パソコン」(25.0%)、が最も多く、次いで「医療事務」(16.9%)となっている。

父子家庭の父でも、「パソコン」(16.9%)が最も多いが、今後取得したい資格・技能について「特になし」の回答が51.5%ある。

寡婦においても、「パソコン」(20.7%)が最も多いが、今後取得したい資格・技能について「特になし」の回答が46.7%ある。(複数回答あり)

(図表 54)

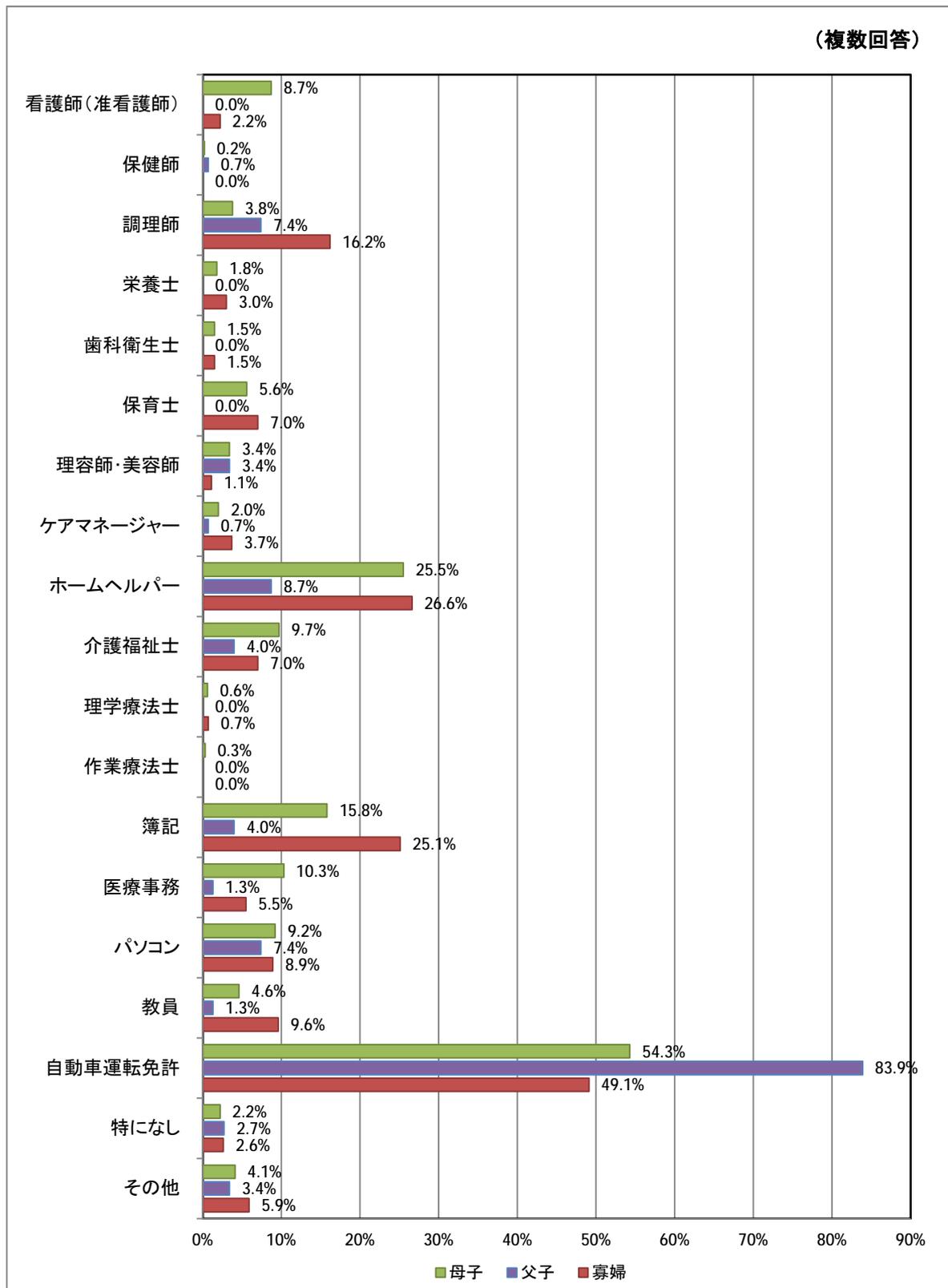


回答者数 母子: 3,695人、父子: 231人、寡婦: 347人

⑭ 所有している資格・技能【問 12-2】

母子家庭の母が所有する資格・技能では、「自動車運転免許」、「ホームヘルパー」、「簿記」、「医療事務」、「介護福祉士」の順となっており、事務や介護職といった就業に結びつきやすい資格等を取得している方も多い状況にある。

(図表 55)



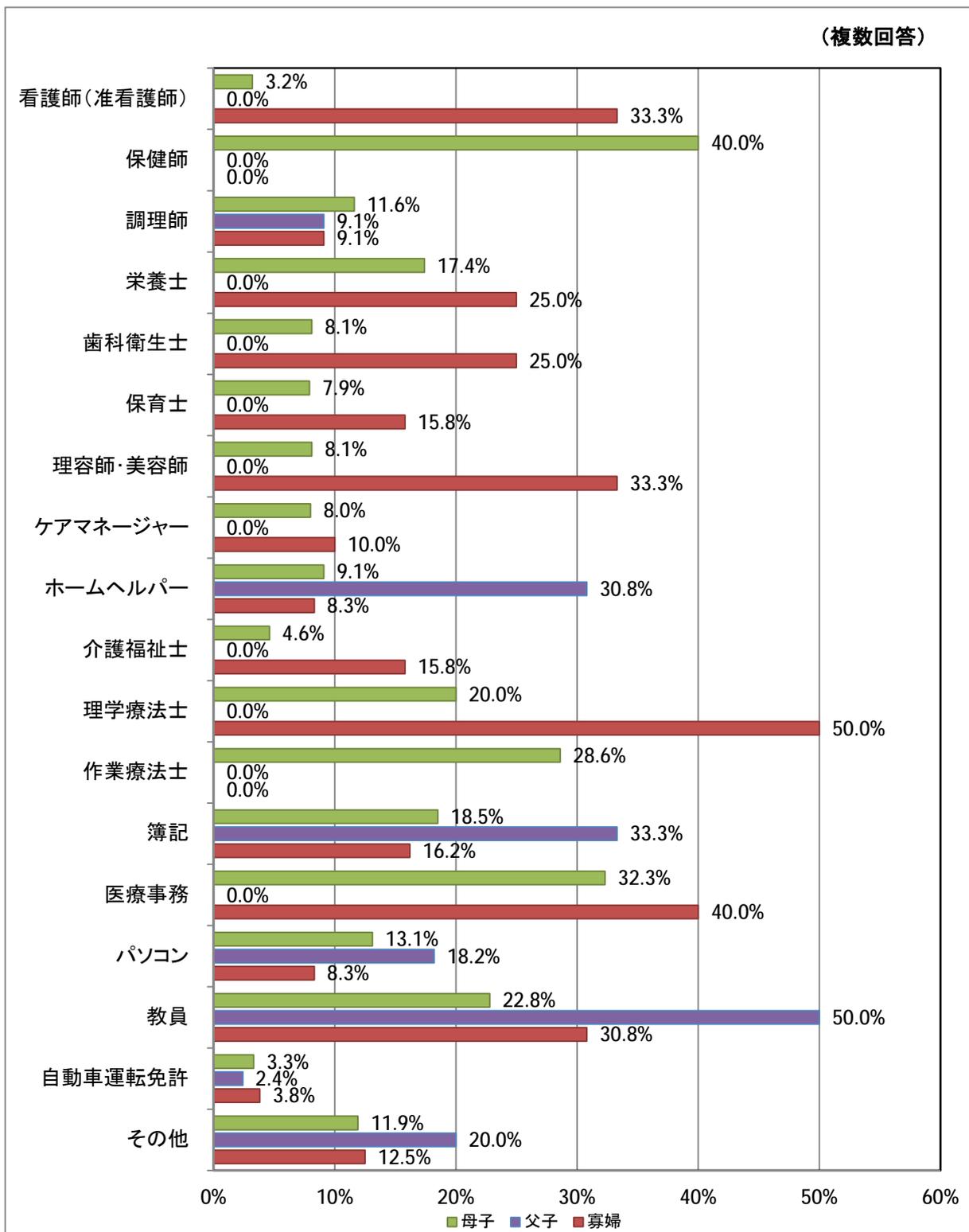
回答者数 母子: 2,493人、父子: 149人、寡婦: 271人

⑮ 役に立たなかった資格・技能【問 12-3】

就職に役に立たなかった資格・技能について、実際に資格を持っている母子家庭の母の回答をみると、「保健師」（40.0%）、「医療事務」（32.3%）、「作業療法士」（28.6%）となっている。

「医療事務」については、取得人気は高いものの、役に立たなかった資格・技能でも多くの回答があった。（複数回答あり）

（図表 56）



回答者数 母子:563人、父子:25人、寡婦:80人
※資格保有者に対する比率

(3)収入と養育費の状況

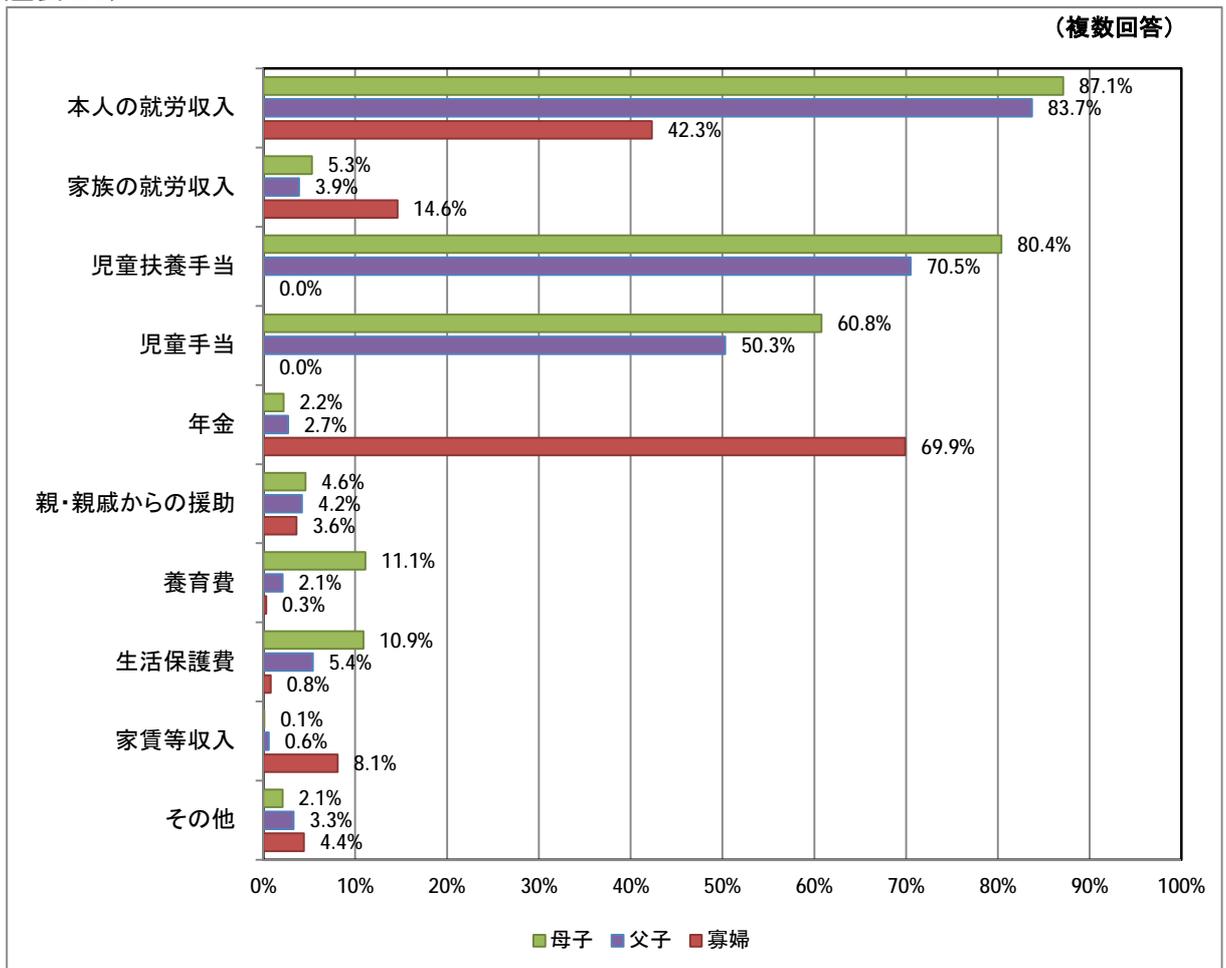
① 世帯の収入の種類【問 13】

母子家庭では、「本人の就労による収入」が 87.1%で最も多く、次いで「児童扶養手当」(80.4%)、「児童手当」(60.8%)となっている。また、「養育費」を受け取っている世帯は 11.1%で、「生活保護費」を受けている世帯は 10.9%となっている。

父子家庭でも、「本人の就労による収入」が 83.7%で最も多く、次いで「児童扶養手当」(70.5%)、「児童手当」(50.3%)と、母子家庭と概ね同じ状況となっている。

寡婦の場合は、「年金」が 69.9%で最も多く、次いで「本人の就労による収入」が 42.3%となっている。(複数回答あり)

(図表 57)



回答者数 母子: 4,288人、父子: 332人、寡婦: 615人

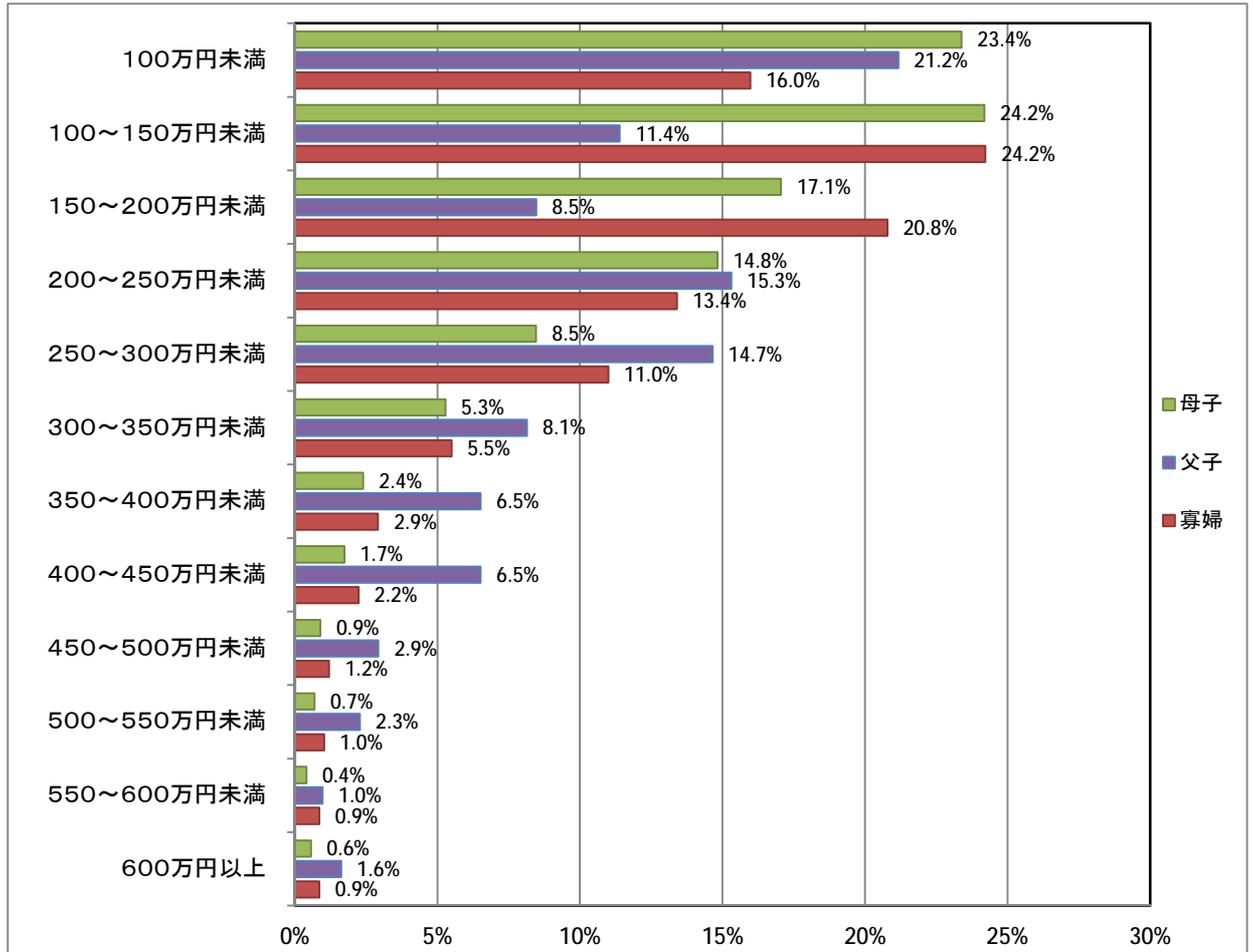
② 年収（総収入）【問 14】

母子家庭の母の年収は、「100～150万円未満」が全体の24.2%で最も多く、次いで「100万円未満」が23.4%となっており、150万円未満の家庭でみると47.6%で約半数近くを占めている。

父子家庭の父の年収は、「100万円未満」が全体の21.2%で最も多くなっているが、「200～250万円未満」で15.3%、「250～300万円未満」で14.7%と収入にばらつきが伺える。

寡婦の年収については、「100～150万円未満」が全体の24.2%で最も多く、次いで「150～200万円未満」が20.8%となっており、200万円未満の家庭でみると61.0%を占めている。

(図表 58)



回答数 母子: 3,899 件、父子: 307 件、寡婦: 582 件

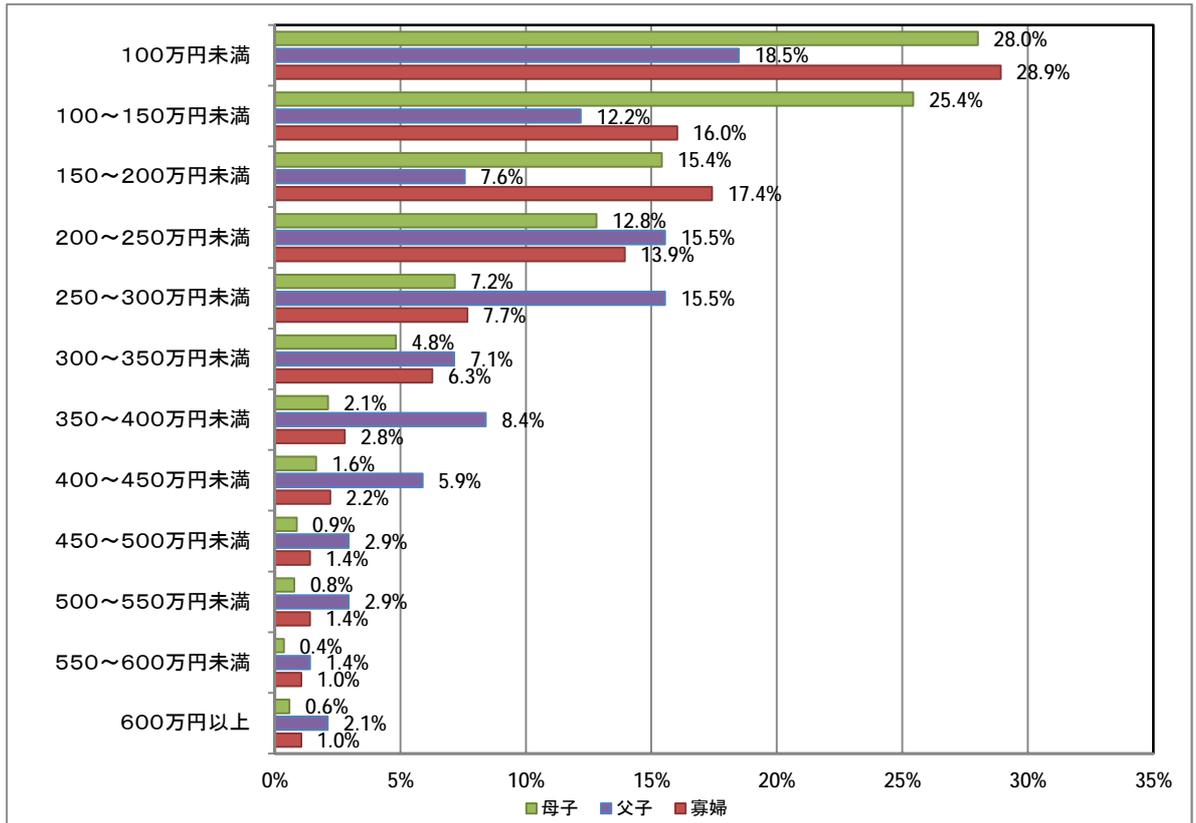
③ 年収(就労収入)【問 14-2】

就労による収入では、母子家庭は、「100万円未満」(28.0%)が最も多く、次いで「100～150万円未満」(25.4%)、150万円未満でみると53.4%を占めている。

父子家庭でも、「100万円未満」(18.5%)が最も多いが、「250～300万円未満」と「200～250万円未満」が15.5%、さらに「100～150万円未満」が12.2%と、各層にばらついて

いる。
 寡婦では、「100万円未満」(28.9%)が最も多く、次いで「150～200万円未満」(17.4%)、「100～150万円未満」(16.0%)となっており、200万円未満でみると62.3%を占めている。

(図表 59)



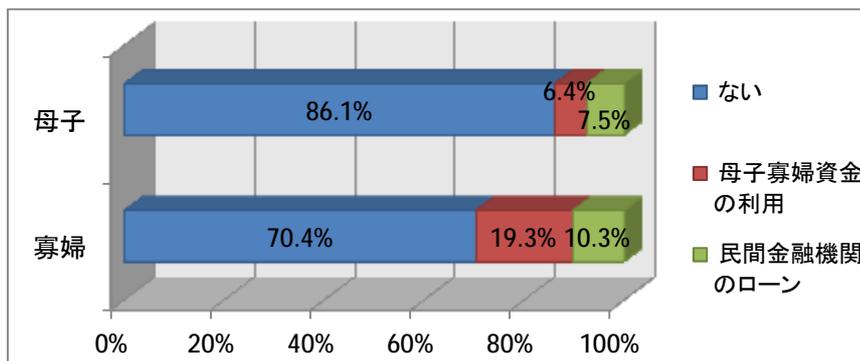
回答数 母子: 3,113 件、父子: 238 件、寡婦: 287 件

④ 貸付制度の利用状況【問 15】

貸付制度の利用は、「ない」が母子家庭で86.1%、寡婦で70.4%を占めている。

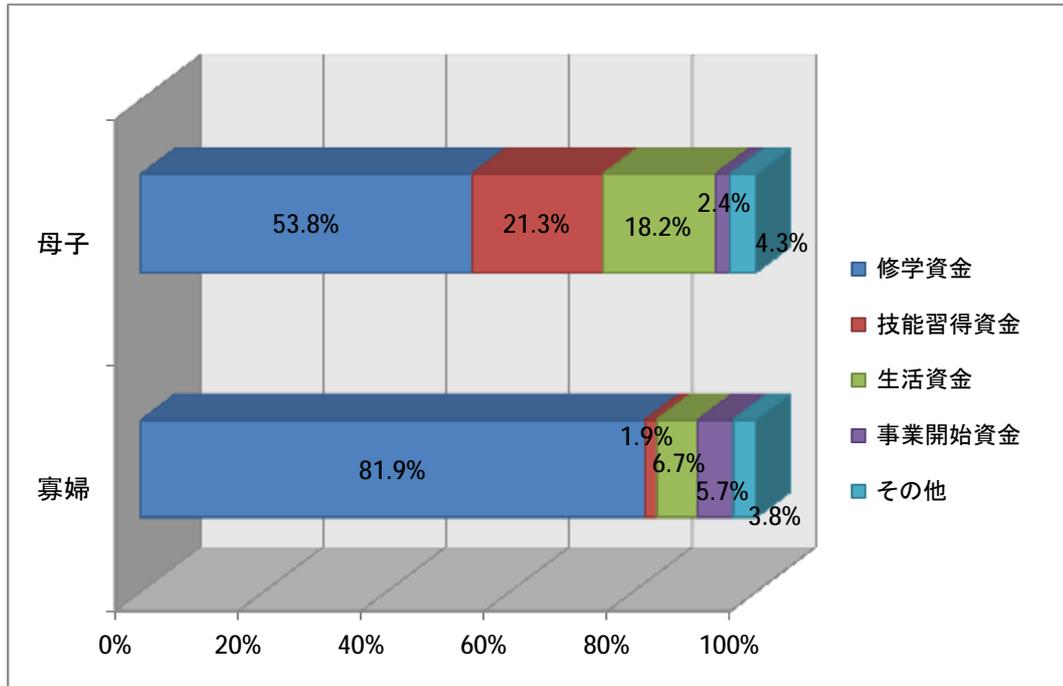
母子寡婦福祉資金の利用は、母子家庭で6.4%、寡婦で19.3%であり、資金の種類としては、「修学資金」が母子家庭(53.8%)、寡婦(81.9%)で最も多い。

(図表 60) 利用状況



回答数 母子: 3,879 件、寡婦: 513 件

(図表 61) 利用した母子寡婦福祉資金の資金名



回答数 母子: 253 件、寡婦: 105 件

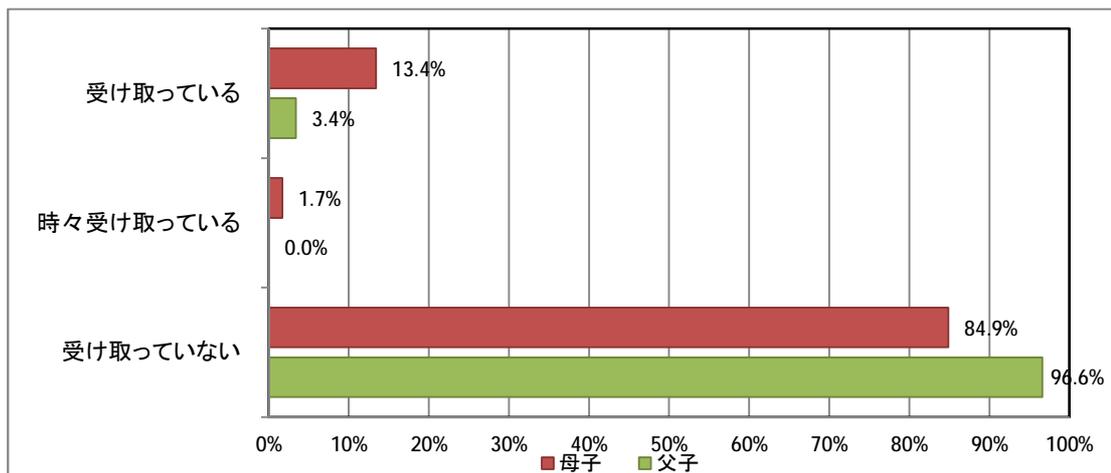
⑤ ひとり親家庭の養育費の受給状況【問 17】 (表 47)

養育費を「受け取っている」家庭は、母子家庭では全体の 13.4%、「時々受け取っている」が 1.7%で、合計 15.1% (610 名) しか受け取っていない。

父子家庭では、養育費を受け取っているのは、3.4% (10 名) のみとなっている。

なお、平成 20 年調査と比べると、受け取っている (時々を含む) 家庭の割合が低くなっており、依然として養育費の確保が困難な状況であると言える。

(図表 62) 養育費の受給の有無



回答数 母子: 4,038 件、父子: 294 件

(図表 63) 養育費受給の有無の変遷 (前回調査との比較)

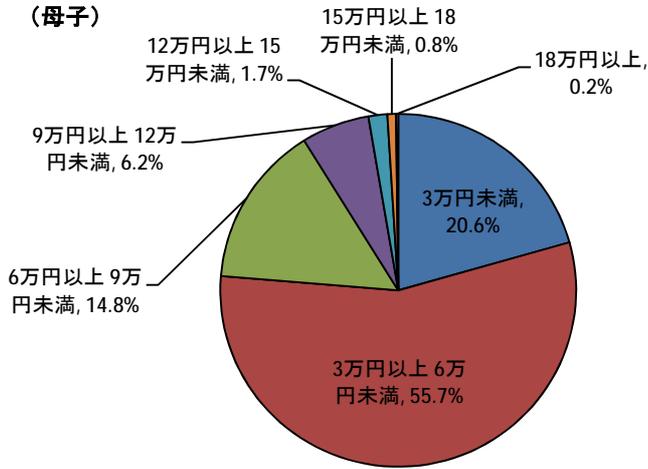
	母子		父子	
	20年調査	26年調査	20年調査	26年調査
受け取っている (時々を含む)	15.5%	15.1%	6.4%	3.4%
受け取っていない	84.5%	84.9%	93.6%	96.6%

⑥ ひとり親家庭の養育費の受給額【問 17】

母子家庭では、「3万円以上6万円未満」が55.7%で最も多い。
 父子家庭では、「3万円未満」が66.7%で最も多い。

(図表 64)

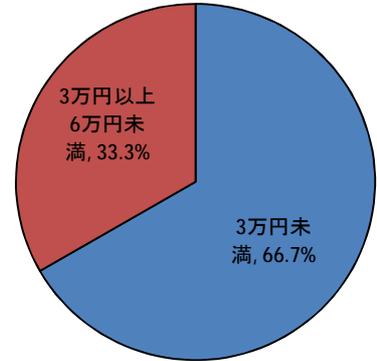
(母子)



回答者数 519人

(図表 65)

(父子)

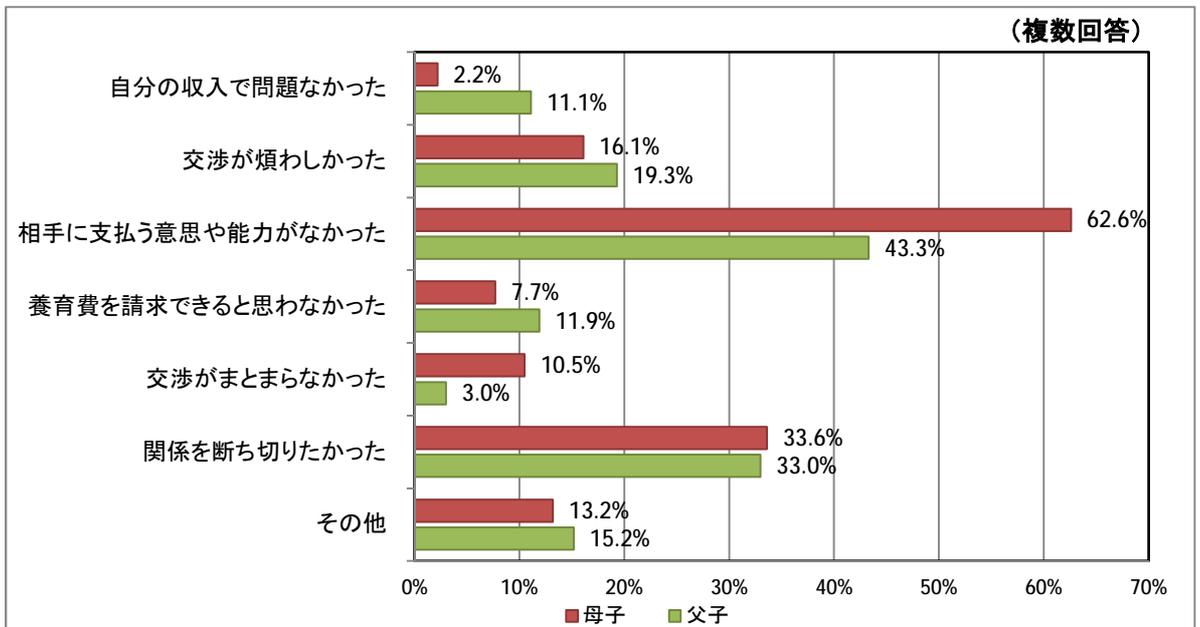


回答数 9件

⑦ 養育費を受け取っていない理由【問 17-2】

母子家庭で、養育費を「受け取っていない」と回答した方の理由をみると、「相手に支払う意思や能力がなかった」(62.6%)が最も多く、次いで「関係を断ち切りたかった」が33.6%となっている。(複数回答あり)

(図表 66)



回答者数 母子:3,376人、父子:270人

⑧ 養育費についての取り決め方法【問 18】

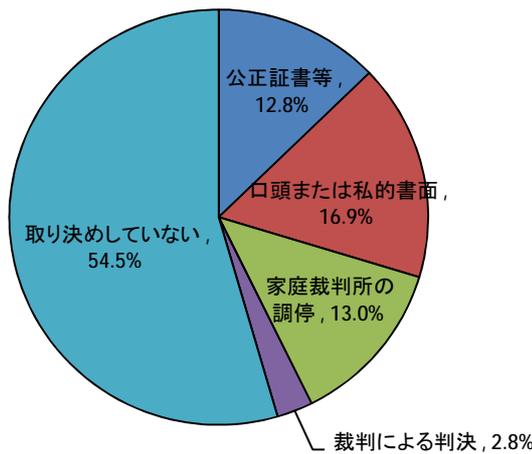
養育費についての取り決めは、母子家庭では、「取り決めをしていない」が全体の 54.5%で、「口頭または私的書面」が 16.9%、「公正証書等」と「家庭裁判所の調停」によるものがほぼ同数で、それぞれ約 13%となっている。

なお、平成 20 年調査と比べると、取り決めしていない家庭は、母子家庭で 51.0%から 54.5%に増加し、父子家庭で 90.0%から 85.6%に減少しているが、依然として養育費の取り決めをしていない比率は高い状況であると言える。（複数回答あり）

(図表 67)

(母子)

(複数回答)

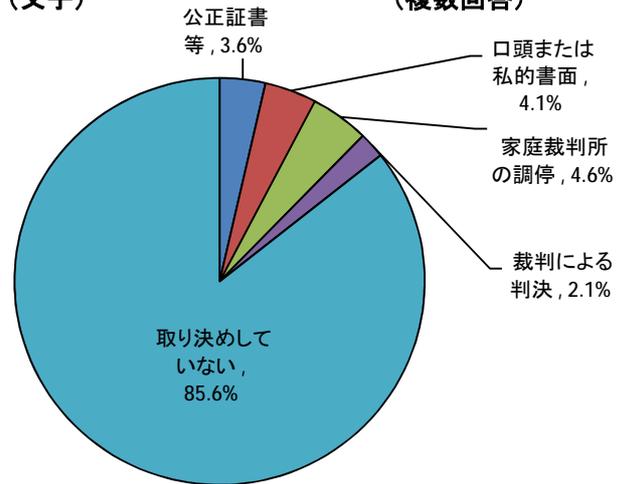


回答者数 2,579 人

(図表 68)

(父子)

(複数回答)



回答者数 194 人

(図表 69) 養育費の取り決め方法の変遷（前回調査との比較）

(複数回答)

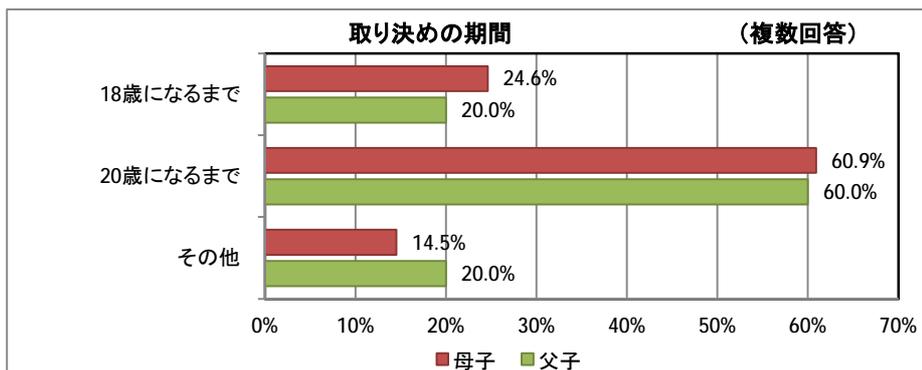
	20年調査		26年調査	
	母子	父子	母子	父子
公正証書等	9.8%	2.5%	12.8%	3.6%
口頭または私的書面	18.4%	0.0%	16.9%	4.1%
家庭裁判所の調停	18.0%	7.5%	13.0%	4.6%
裁判による判決	3.6%	2.5%	2.8%	2.1%
取り決めしていない	51.0%	90.0%	54.5%	85.6%

⑨ 取り決めの期間【問 18-2】

母子家庭、父子家庭ともに、「20 歳になるまで」が全体の 6 割以上を占めている。

「その他」では「大学卒業まで」や「社会人になるまで」と記入した方が多い。（複数回答あり）

(図表 70)



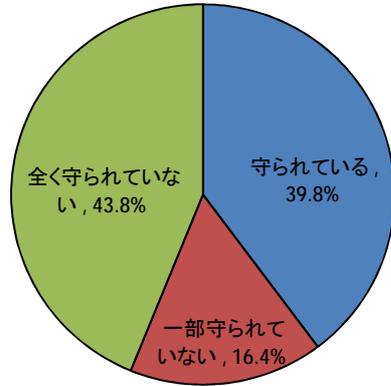
回答者数 母子:1,080 人、父子:20 人

⑩ 取り決めの遵守状況【問 18-3】

養育費の取り決めについて、母子家庭では、「守られている」が全体の 39.8%、「一部守られていない」（16.4%）と「全く守られていない」（43.8%）を加算すると、60.2%が養育費の取り決めをしても守ってもらえない状況となっている。

(図表 71)

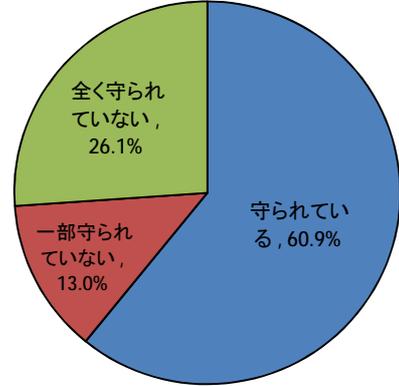
(母子)



回答数 1,154 件

(図表 72)

(父子)



回答数 23 件

⑪ 取り決めが守られていないことに対する行動【問 18-4】

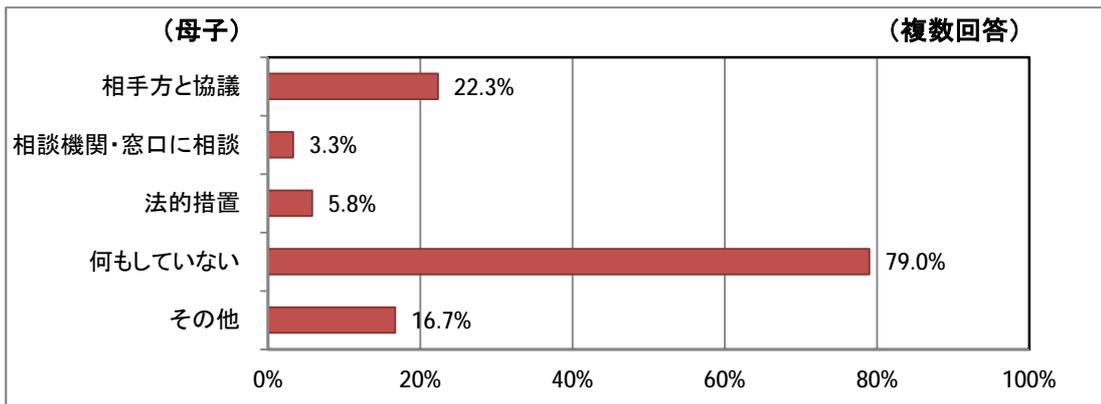
取り決めが守られていないことに対する行動について、取り決めが一部あるいは全く守られていない母子家庭の母の回答をみると、「何もしていない」が一番多く、全体の 79.0% (549 件) にのぼっている。(複数回答あり)

一方、行動を取った方の手段は、「相手方と協議」が 22.3% (155 件)、「法的措置をとる」が 5.8% (40 件) であり、「相談機関・窓口に相談」は、3.3% (23 件) と少数となっている。

また、取り決めが守られていないことに対する行動で「何もしていない」と回答された方の取り決め方法をみると、「口頭または私的書面」(41.3%)、「家庭裁判所の調停」(26.8%)、公正証書等(26.3%)となっており、94.4%の方が何らかの取り決めをしている。

【問 18 と問 18-4 のクロス集計】

(図表 73) 取り決めが守られていないことに対する行動



回答者数 695 人

(図表 74) 取り決め方法別の守られていないことに対する行動

	①相手方と協議	②相談機関・窓口に相談	③法的措置	④何もしていない	⑤その他
公正証書等	33.3%	33.3%	27.0%	26.3%	30.3%
口頭または私的書面	44.2%	22.2%	0.0%	41.3%	38.5%
家庭裁判所の調停	21.0%	38.9%	46.0%	26.8%	25.7%
裁判による判決	1.5%	5.6%	27.0%	5.6%	5.5%

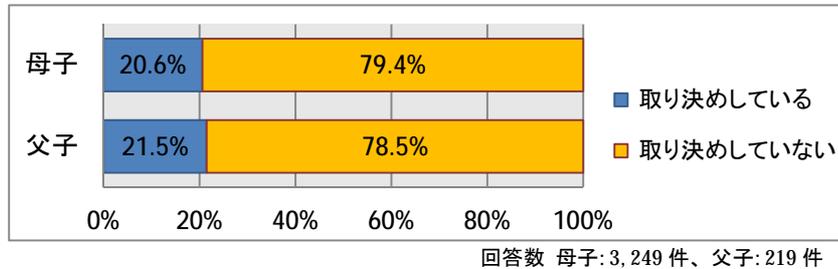
回答数①138 件、②18 件、③37 件、④395 件、⑤109 件

⑫ 面会交流についての取り決め【問 19】

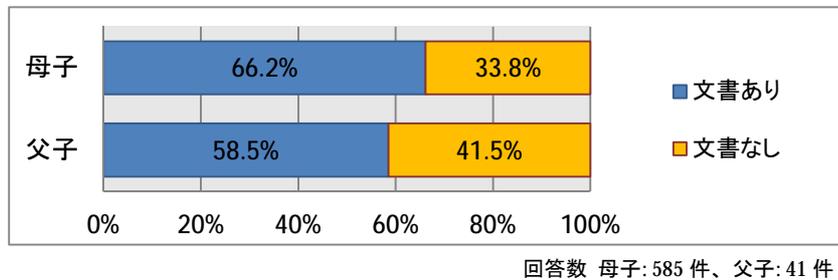
離別した配偶者との間で子どもとの面会交流の取り決めは、母子家庭では「取り決めをしている」が全体の 20.6%で、「文書あり」が 66.2%、「文書なし」が 33.8%となっている。

また、父子家庭では「取り決めをしている」が全体の 21.5%で、「文書あり」が 58.5%、「文書なし」が 41.5%となっている。

(図表 75) 取り決め状況



(図表 76) 取り決め文書の有無

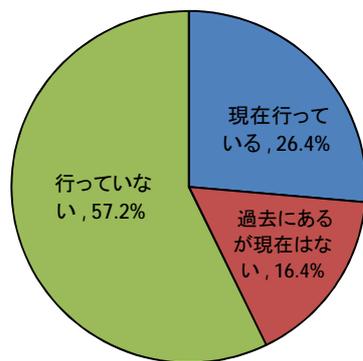


⑬ 面会交流の実施状況【問 19-2】

母子家庭、父子家庭ともに「面会交流を行っていない」(母子家庭 57.2%、父子家庭 57.9%)が最も多く、「過去にあるが現在はない」(母子家庭 16.4%、父子家庭 7.7%)を含めると、母子家庭で 73.6%、父子家庭で 65.6%が面会交流を行っていない状況である。

(図表 77)

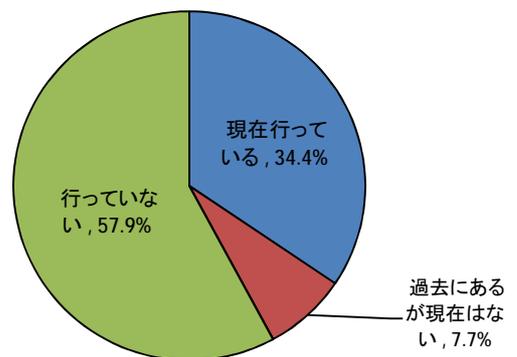
(母子)



回答数 209 件

(図表 78)

(父子)

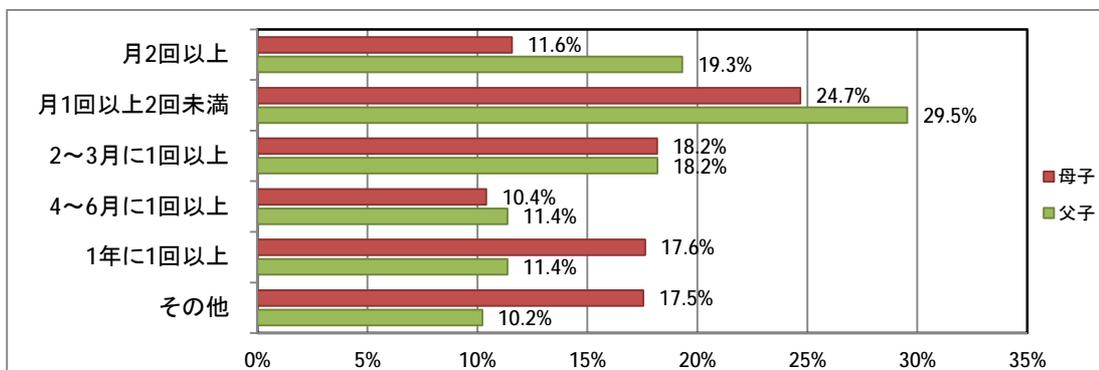


回答数 2,962 件

⑭ 面会交流の頻度【問 19-3】

母子家庭では、「月1回以上2回未満」が24.7%で最も多い。
 父子家庭でも、「月1回以上2回未満」が29.5%で最も多い。

(図表 79)



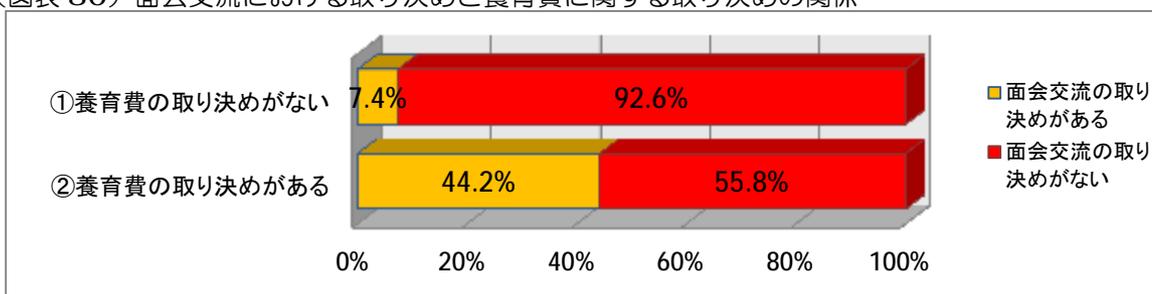
回答数 母子:1,288件、父子:88件

⑮ 面会交流と養育費の取り決めについて【問 18 と問 19 のクロス集計】

養育費の取り決めがない場合には、面会交流の取り決めについてもないという回答が92.6%となっている。

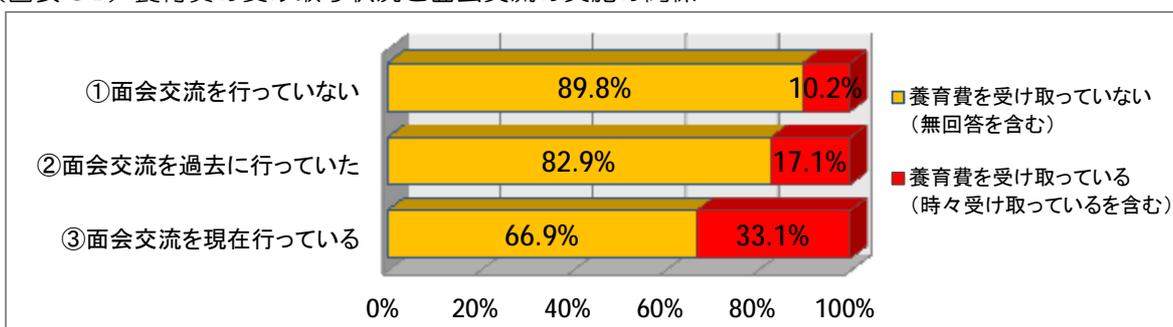
養育費を受け取っていない場合には、面会交流も行われていないという回答が89.8%となっている。

(図表 80) 面会交流における取り決めと養育費に関する取り決めの関係



回答数 ①1,388件、②1,159件

(図表 81) 養育費の受け取り状況と面会交流の実施の関係



回答数 ①1,837件、②507件、③859件

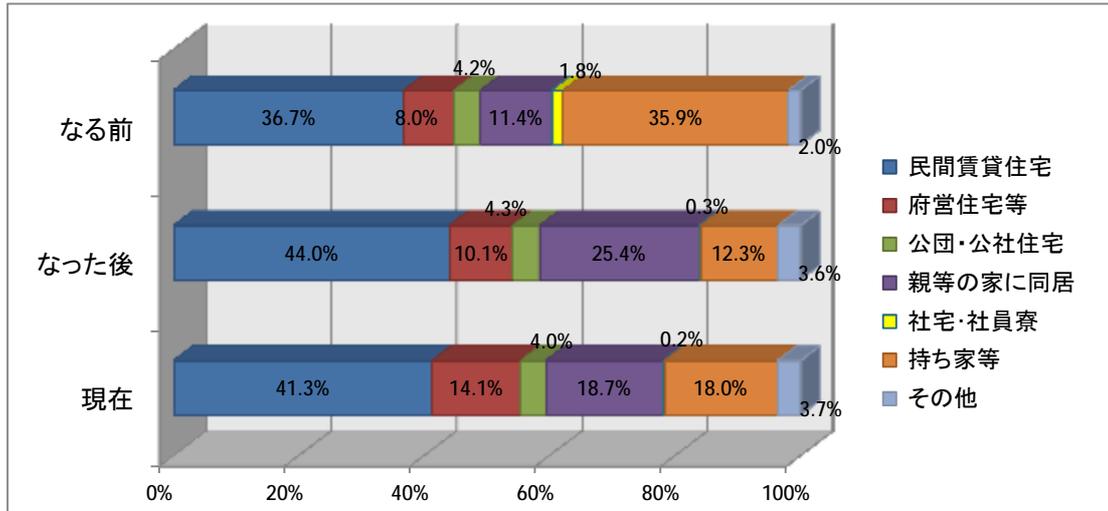
(4)住居の状況

① ひとり親家庭になる前の住まい、なった後の住まい、現在の住まい【問 20】

母子家庭については、母子家庭となったために、「持ち家等」を一旦出ることとなり、「民間賃貸住宅」に居住（44.0%）、あるいは「親等の家に同居」（25.4%）するケースが多く、経年とともに、「持ち家等」（18.0%）、「府営住宅等」（14.1%）への入居率が上昇する傾向が見られる。

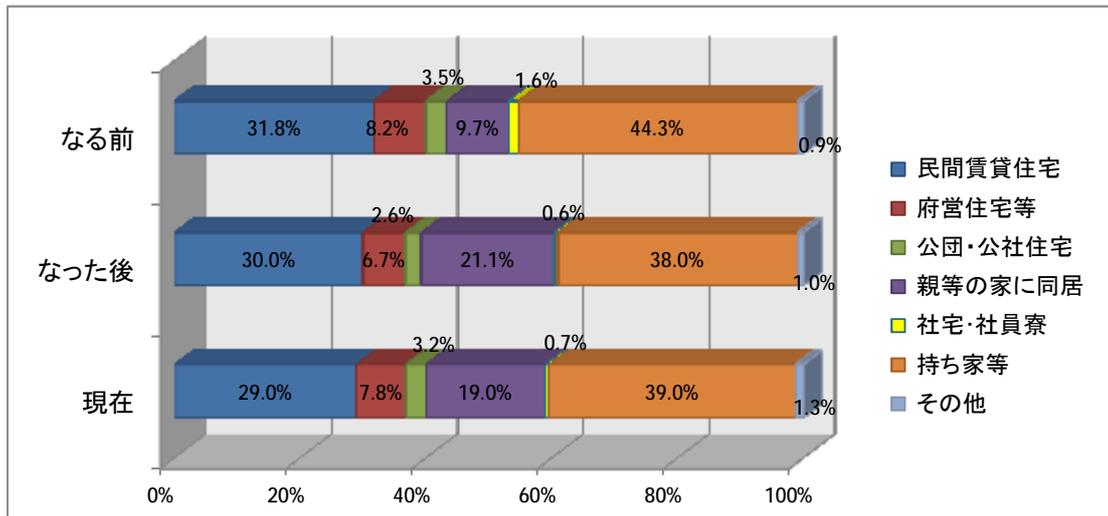
父子家庭では、父子家庭になる前は「持ち家等」（44.3%）に住む人が最も多く、父子家庭となったために「親等の家に同居」（21.1%）する傾向が見られる。

(図表 82) 住まいの変化（母子）



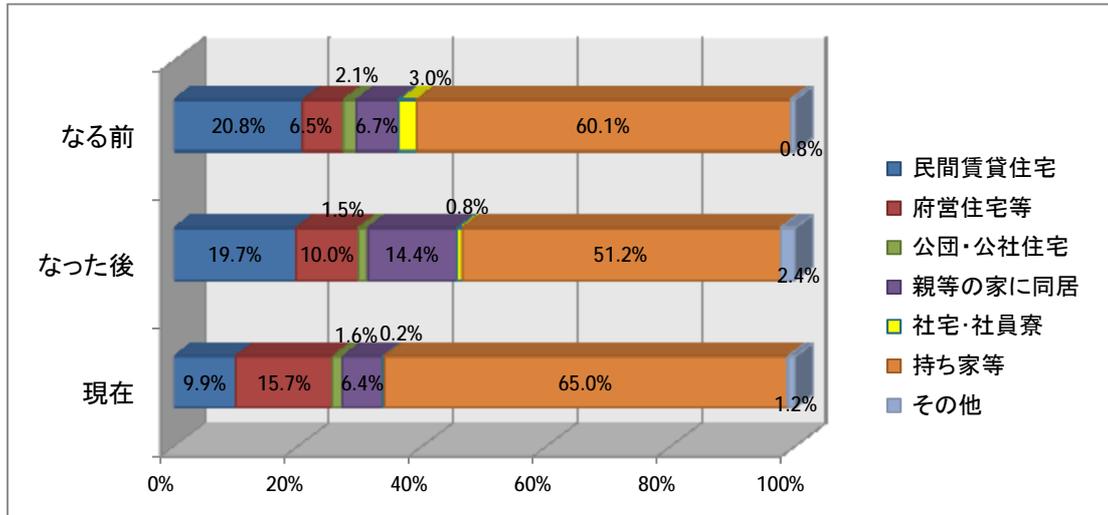
回答数 なる前: 4,067 件、なった後: 4,033 件、現在: 4,007 件

(図表 83) 住まいの変化（父子）



回答数 なる前: 318 件、なった後: 313 件、現在: 310 件

(図表 84) 住まいの変化 (寡婦)



回答数 なる前:626 件、なった後:609 件、現在:629 件

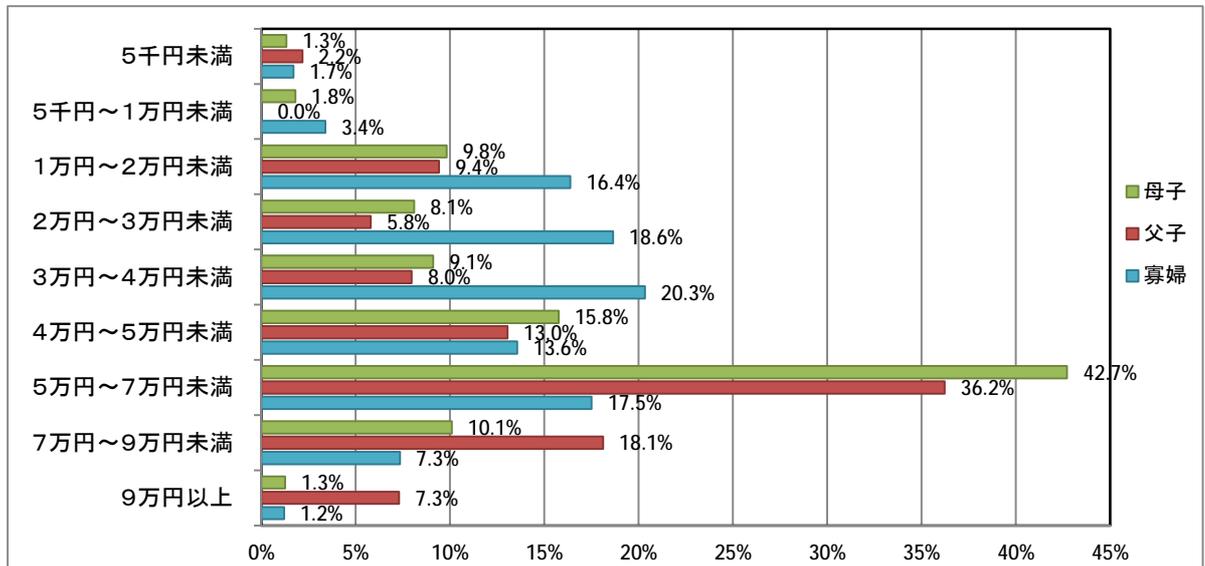
② 一ヶ月の家賃【問 20-2】

母子家庭では、「5～7万円未満」を支払っている家庭が全体の 42.7%で最も多く、次いで「4～5万円未満」が 15.8%、4～7万円未満でみると 58.5%を占めている。

父子家庭では、「5～7万円未満」を支払っている家庭が全体の 36.2%で最も多く、次いで「7～9万円未満」が 18.1%、5万円以上でみると 61.6%を占めている。

寡婦は、1万円から7万円の間ではばらつきが見られ、5万円以上を支払っている家庭は、26.0%となっている。

(図表 85)



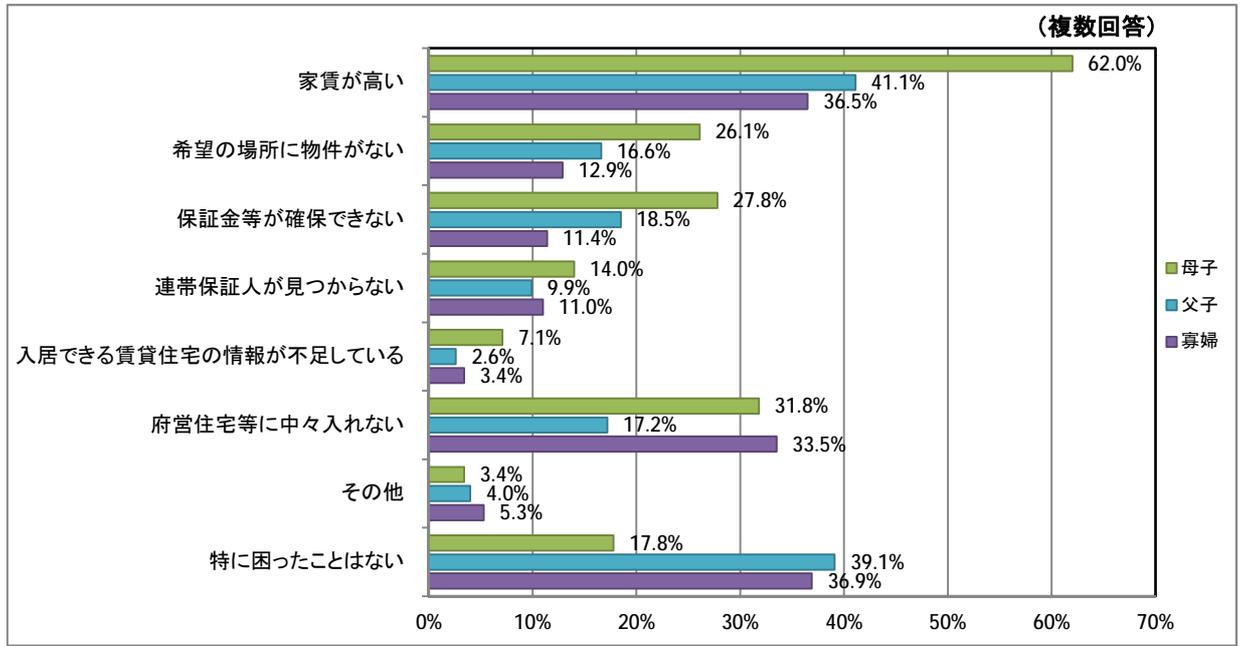
回答数 母子:2,556 件、父子:138 件、寡婦:177 件

③ 住居を探すときや入居のときの困りごと【問 20-3】

母子家庭、父子家庭ともに、「家賃が高い」が最も多く、母子家庭では 62.0%、父子家庭では 41.1%となっており、「府営住宅等に中々入れない」（母子家庭 31.8%、父子家庭 17.2%）も多くなっている。

寡婦の場合は、「特に困ったことはない」が 36.9%で、「家賃が高い」の 36.5%とほぼ同率の回答があった。（複数回答あり）

（図表 86）



回答数 母子: 3,025 件、父子: 151 件、寡婦: 263 件

(5)生活全般及び制度等の認知・利用状況

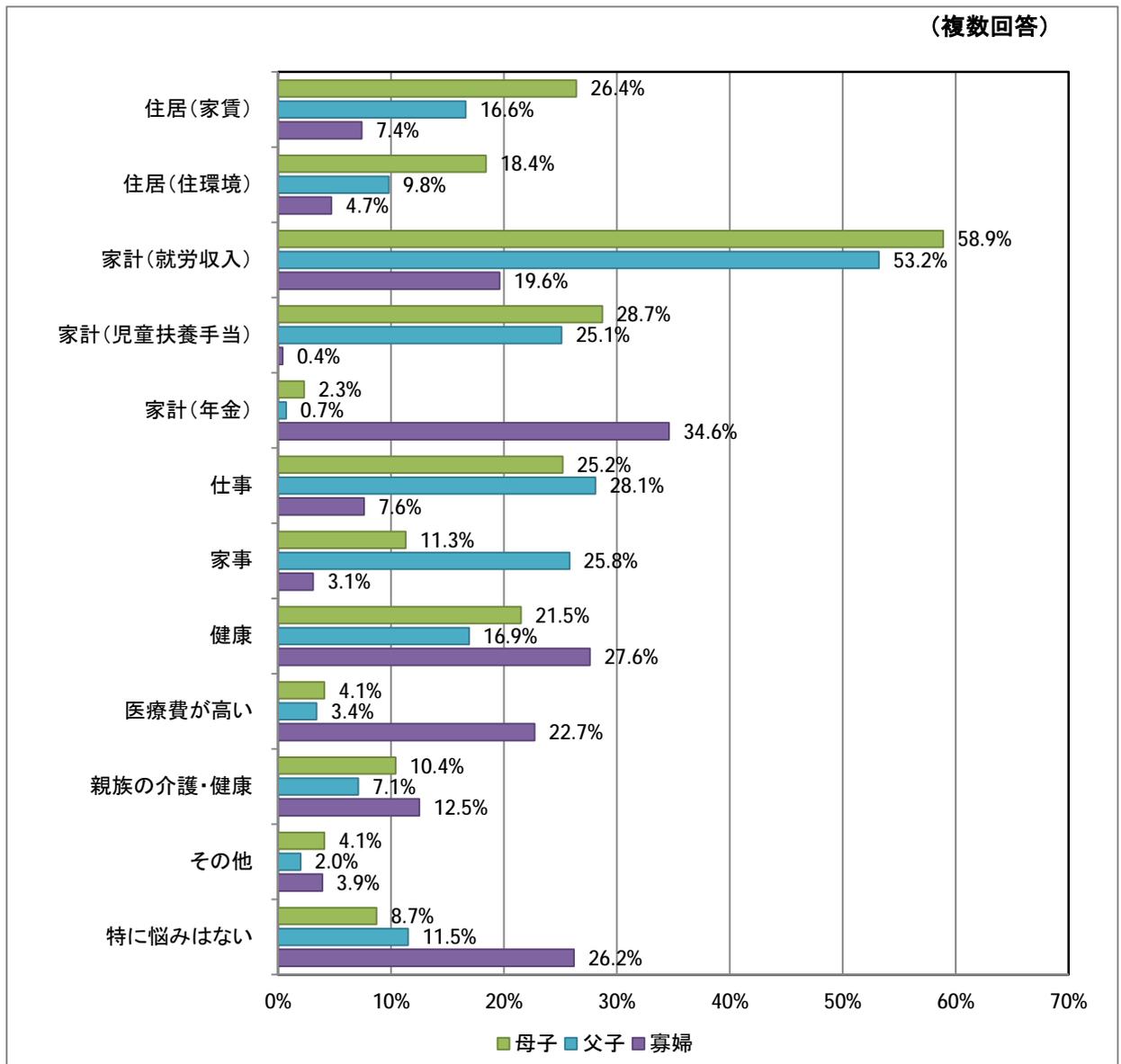
① 本人の困りごと【問 21】

母子家庭の母の困りごとで最も多かったのは「家計（就労収入が少ない）」で、58.9%の回答があり、次いで「家計（児童扶養手当が少ない）」（28.7%）、「住居（家賃が高い）」（26.4%）、「仕事」（25.2%）がほぼ同率の回答となっている。

父子家庭の父では、「家計（就労収入が少ない）」が53.2%の回答で最も多く、母子家庭と同様の傾向がみられるが、「仕事」（28.1%）、「家事」（25.8%）、「家計（児童扶養手当が少ない）」（25.1%）と、「家事」の回答が多くなっている。

寡婦では、「家計（年金が少ない）」が34.6%の回答で最も多く、次いで「健康」（27.6%）となっている。また、「特に悩みはない」（26.2%）の回答も多くなっている。（複数回答あり）

(図表 87) 本人の困りごと



回答者数 母子: 3,940人、父子: 295人、寡婦: 511人

② 子どものことでの困りごと【問 21】

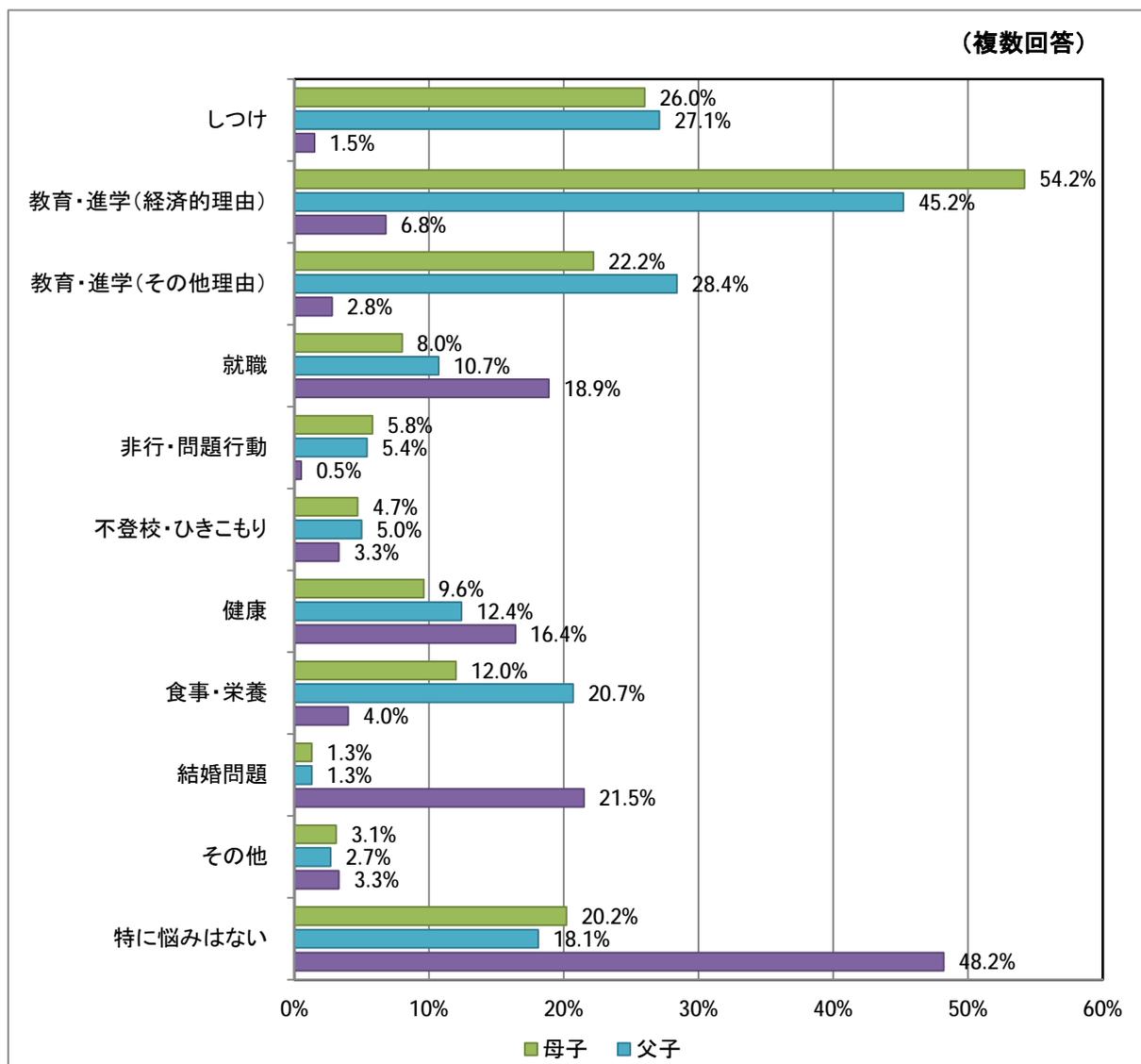
母子家庭の母が子どものことで困っているのは、「教育・進学(経済的理由)」が54.2%で最も多く、次いで「しつけ」26.0%、「教育・進学(その他理由)」22.2%となっている。

父子家庭の父が子どものことで困っているのは、母子家庭と同様に「教育・進学(経済的理由)」が45.2%で最も多く、次いで、「教育・進学(その他理由)」(28.4%)、「しつけ」(27.1%)、「食事・栄養」(20.7%)となっている。

寡婦については、「特に悩みはない」が48.2%で最も多く、次いで「結婚問題」(21.5%)、「就職」(18.9%)、「健康」(16.4%)となっている。(複数回答あり)

なお、現在の子どもの就学状況別で困りごとを見ると、「中学生」がいる親は「教育・進学」(45.4%)、「高校・高専」に通う子どもがいる親は、「教育・進学」(46.4%)に困っている状況である。【問 4-2 と問 21 のクロス集計】

(図表 88) 子どものことでの困りごと



回答者数 母子: 3,939 人、父子: 299 人、寡婦: 396 人

(図表 89) 就学状況別子どものことでの困りごと

	教育・進学 (経済的理由)	教育・進学 (その他理由)	合計
中学生	45.1%	50.2%	45.4%
高校・高専	46.6%	42.3%	46.4%
短大生	1.0%	0.5%	1.0%
大学生	7.3%	7.0%	7.2%

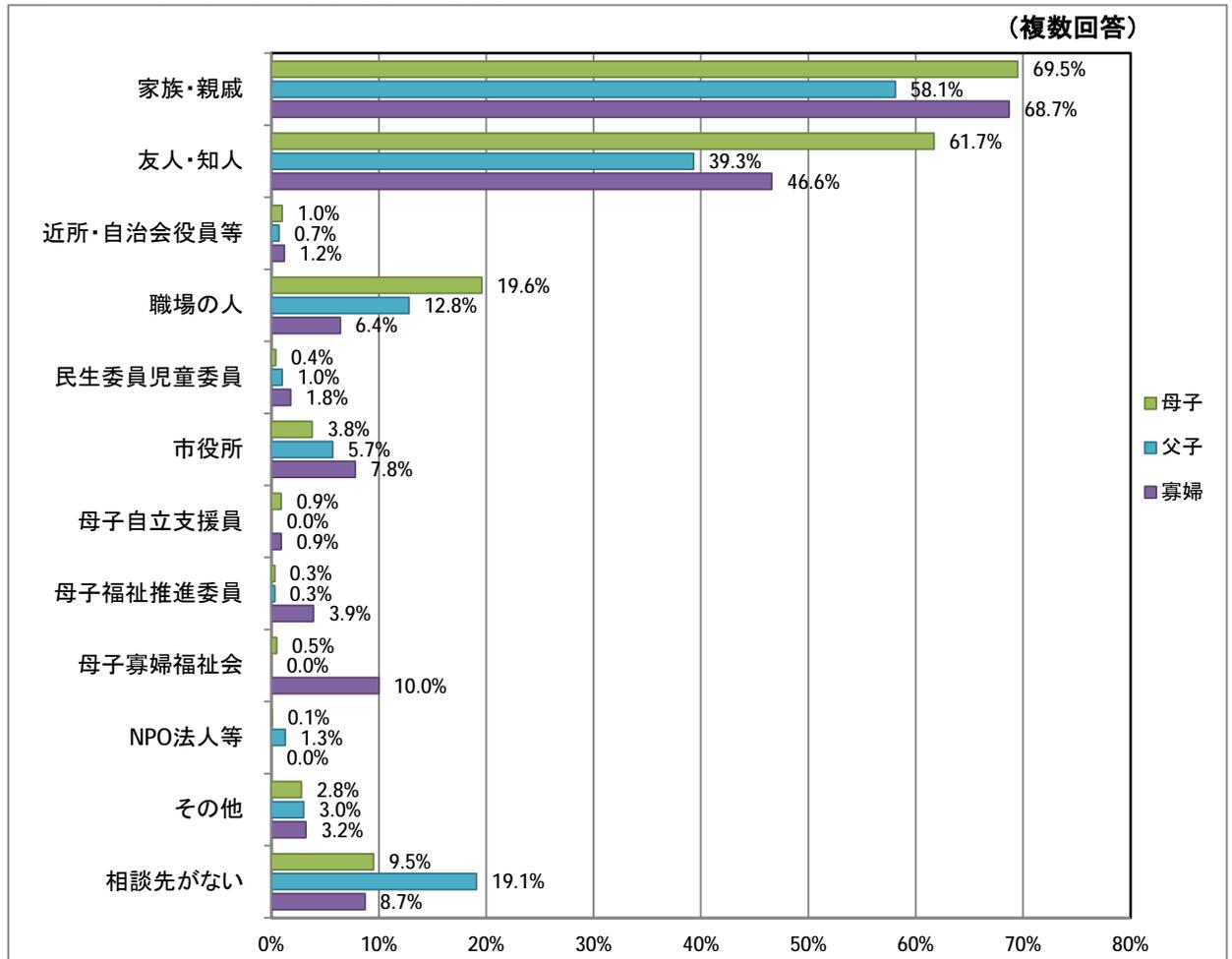
③ 困ったことがあるときの相談先【問 21-2】

相談相手として最も多いのは、母子家庭、父子家庭、寡婦ともに「家族・親戚」となっており、次いで「友人・知人」となっている。

また、「相談先がない」については、母子家庭で 9.5%（385 名）、父子家庭で 19.1%（57 名）、寡婦で 8.7%（49 名）の回答があった。

なお、平成 20 年調査に比べて、「相談先がない」と回答した割合が母子家庭、父子家庭、寡婦ともに増加しており、さらに公的な相談窓口（「市役所」、「母子自立支援員」、「母子福祉推進委員」）の割合が依然として少ない状況である。（複数回答あり）

(図表 90) 困ったことがあるときの相談先



回答者数 母子: 4,041 人、父子: 298 人、寡婦: 562 人

(図表 91) 困ったことがあるときの相談先の変遷（前回調査との比較）

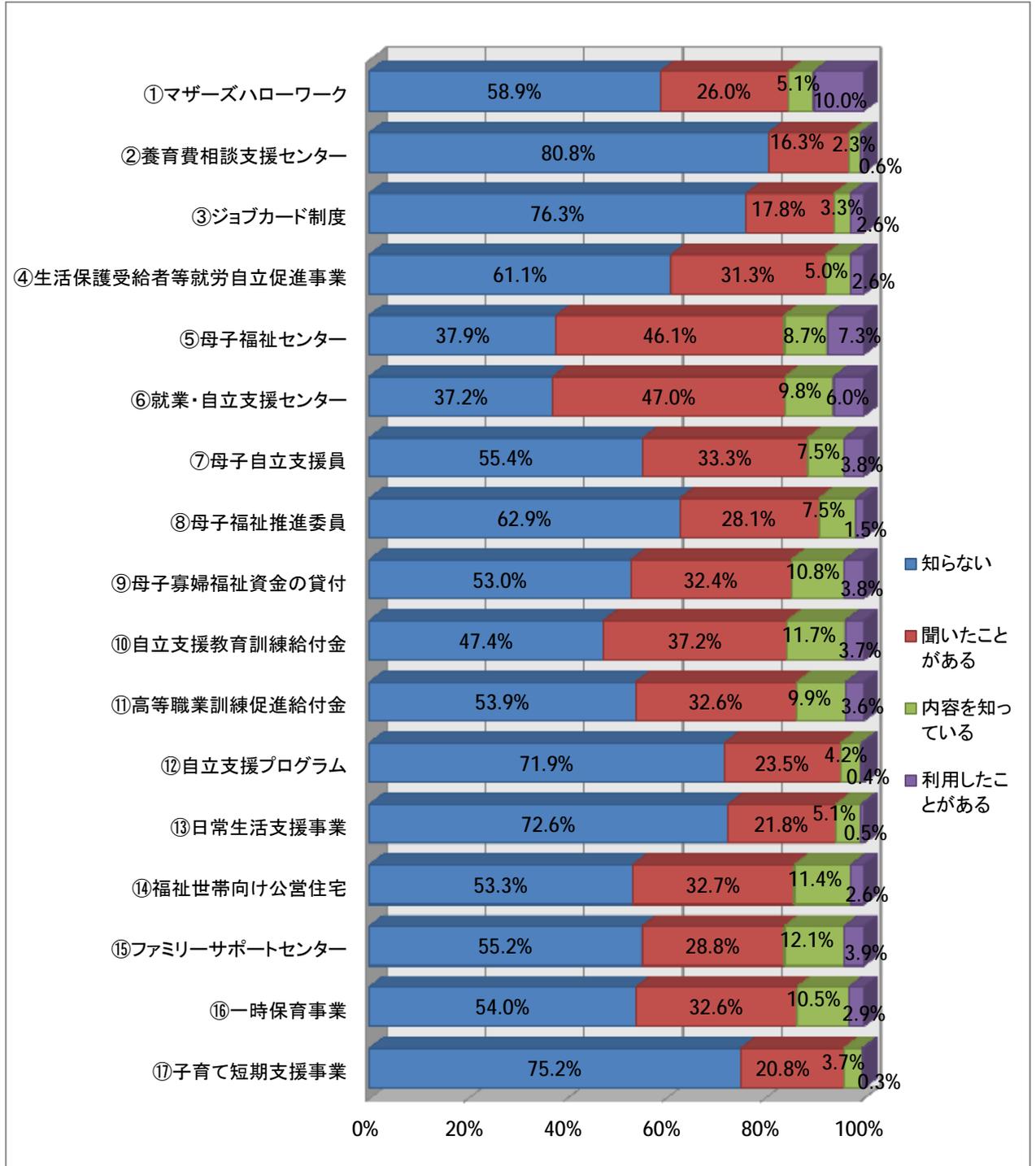
	20年調査			26年調査		
	母子	父子	寡婦	母子	父子	寡婦
家族・親戚	68.0%	63.1%	70.0%	69.5%	58.1%	68.7%
友人・知人	63.1%	38.5%	45.9%	61.7%	39.3%	46.6%
近所・自治会役員等	1.0%	0.0%	4.9%	1.0%	0.7%	1.2%
職場の人	16.9%	10.8%	6.8%	19.6%	12.8%	6.4%
民生委員児童委員	0.4%	0.0%	1.1%	0.4%	1.0%	1.8%
市役所	3.2%	3.1%	6.0%	3.8%	5.7%	7.8%
母子自立支援員	2.1%	0.0%	1.1%	0.9%	0.0%	0.9%
母子福祉推進委員	0.6%	0.0%	2.7%	0.3%	0.3%	3.9%
母子寡婦福祉会	1.3%	0.0%	6.0%	0.5%	0.0%	10.0%
NPO法人等	0.3%	1.5%	0.3%	0.1%	1.3%	0.0%
その他	2.7%	1.5%	1.6%	2.8%	3.0%	3.2%
相談先がない	8.8%	13.8%	5.7%	9.5%	19.1%	8.7%

④ 施設や制度等の認知状況【問 22】

相談窓口となる公的な施設や支援制度について、ほとんどの項目で「知らない」が大半を占めており、「利用したことがある」が1割以下となっている。

また、施設や制度を知っていても、「利用したい」「今後も利用したい」という方は、1割未満の回答となっている。

(図表 92)



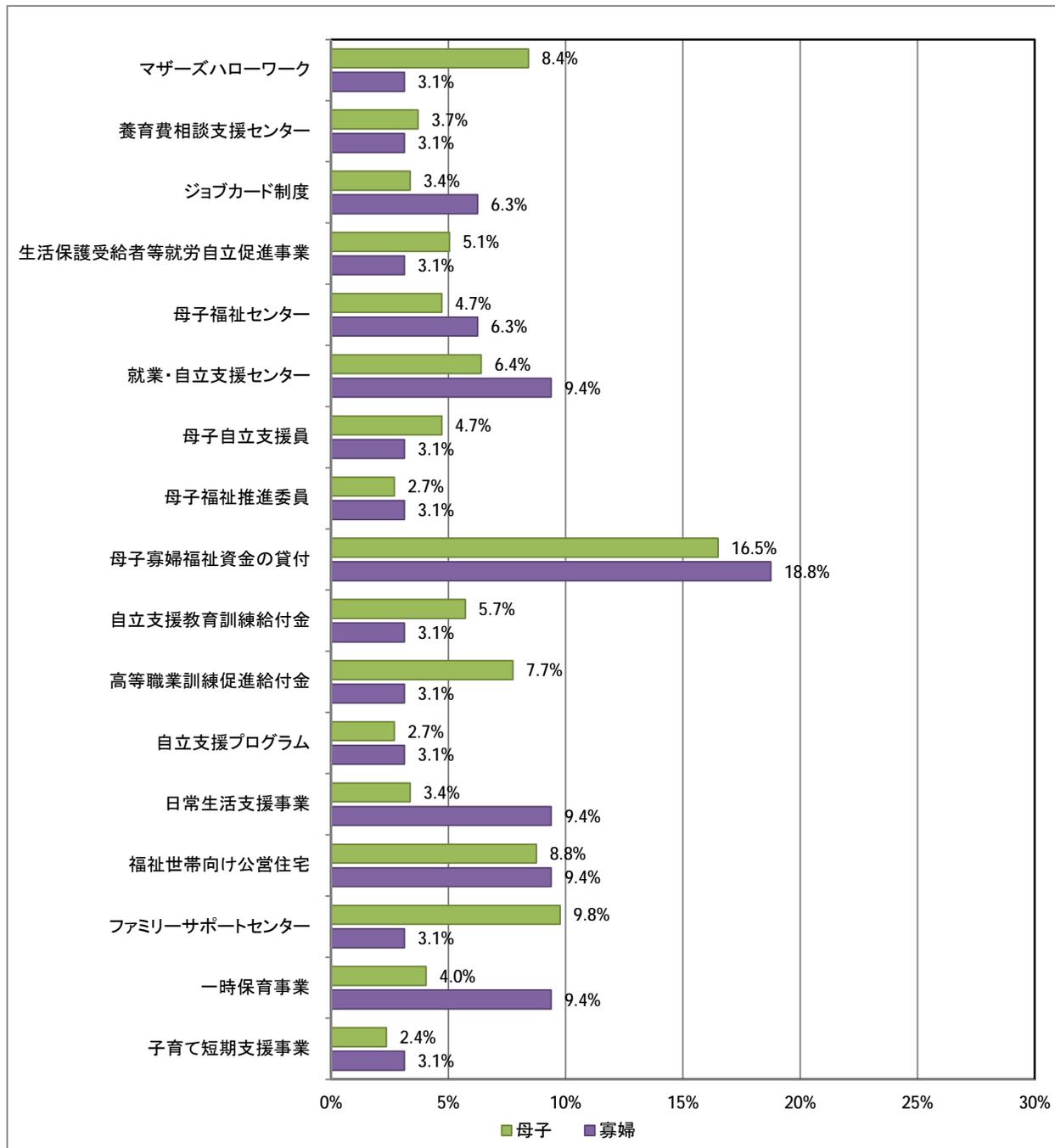
回答数 ①3,560件、②3,411件、③3,397件、④3,395件、⑤3,451件、⑥3,425件、⑦3,401件、⑧3,403件、⑨3,450件、
⑩3,421件、⑪3,397件、⑫3,344件、⑬3,378件、⑭3,379件、⑮3,441件、⑯3,398件、⑰3,379件

⑤ 利用しにくかった支援策【問 22-2】

全体の回答数からみると、利用しにくかったと回答された施設や制度等の支援策に顕著なものはない。

なお、父子家庭については、回答が1件（1名）であったため、掲載を省略している。

(図表 93)



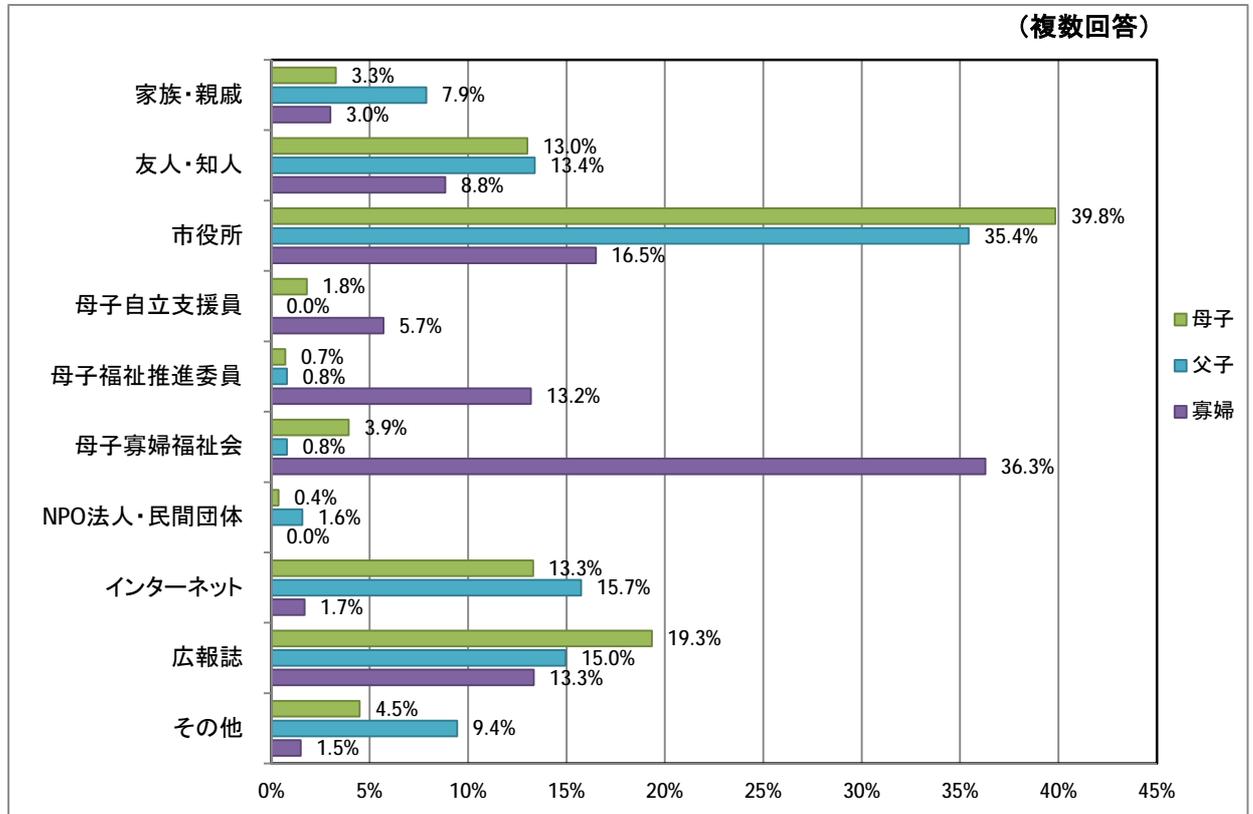
回答数 母子: 297 件、寡婦: 32 件

⑥ 施設や制度等の情報入手源【問 22-3】

施設や制度等の情報入手源として、「市役所・役場」が母子家庭（39.8%）、父子家庭（35.4%）で、ともに最も多くなっている。

寡婦の場合は、「母子寡婦福祉会」が 36.3%で最も多くなっている。

（図表 94）



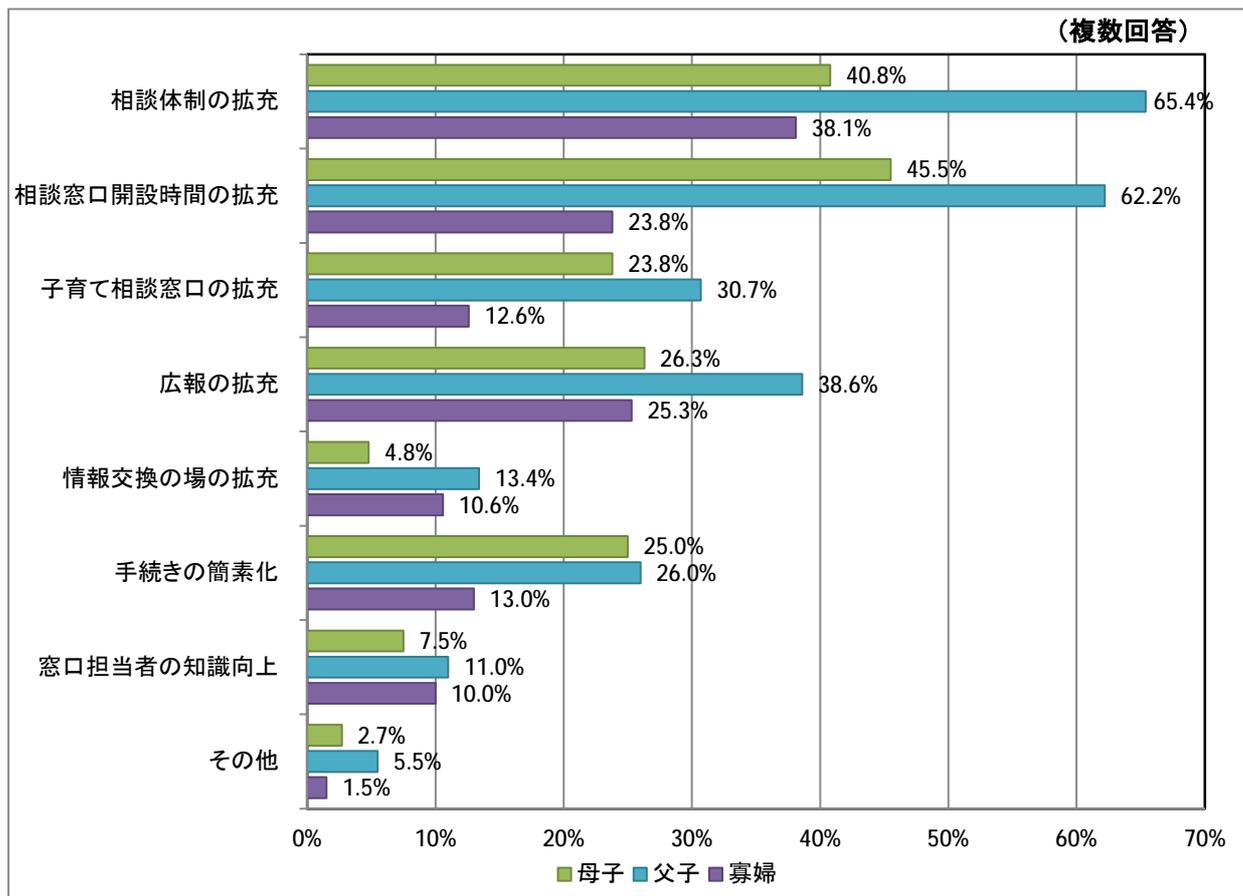
回答者数 母子: 3,205 人、父子: 127 人、寡婦: 667 人

⑦ 施設や制度等の利用に際して望むこと【問 22-4】

施設や制度の利用についての希望として、「相談窓口開設時間の拡充」42.4%（母子家庭 45.5%、父子家庭 62.2%、寡婦 23.8%）と「相談体制の拡充」41.1%（母子家庭 40.8%、父子家庭 65.4%、寡婦 38.1%）の回答が多くなっている。

また、「制度・サービスに関する広報の拡充」26.5%（母子家庭 26.3%、父子家庭 38.6%、寡婦 25.3%）や「手続きの簡素化」23.0%（母子家庭 25.0%、父子家庭 26.0%、寡婦 13.0%）の回答も多くなっている。（複数回答あり）

（図表 95）



回答者数 母子: 3,205 人、父子: 127 人、寡婦: 667 人

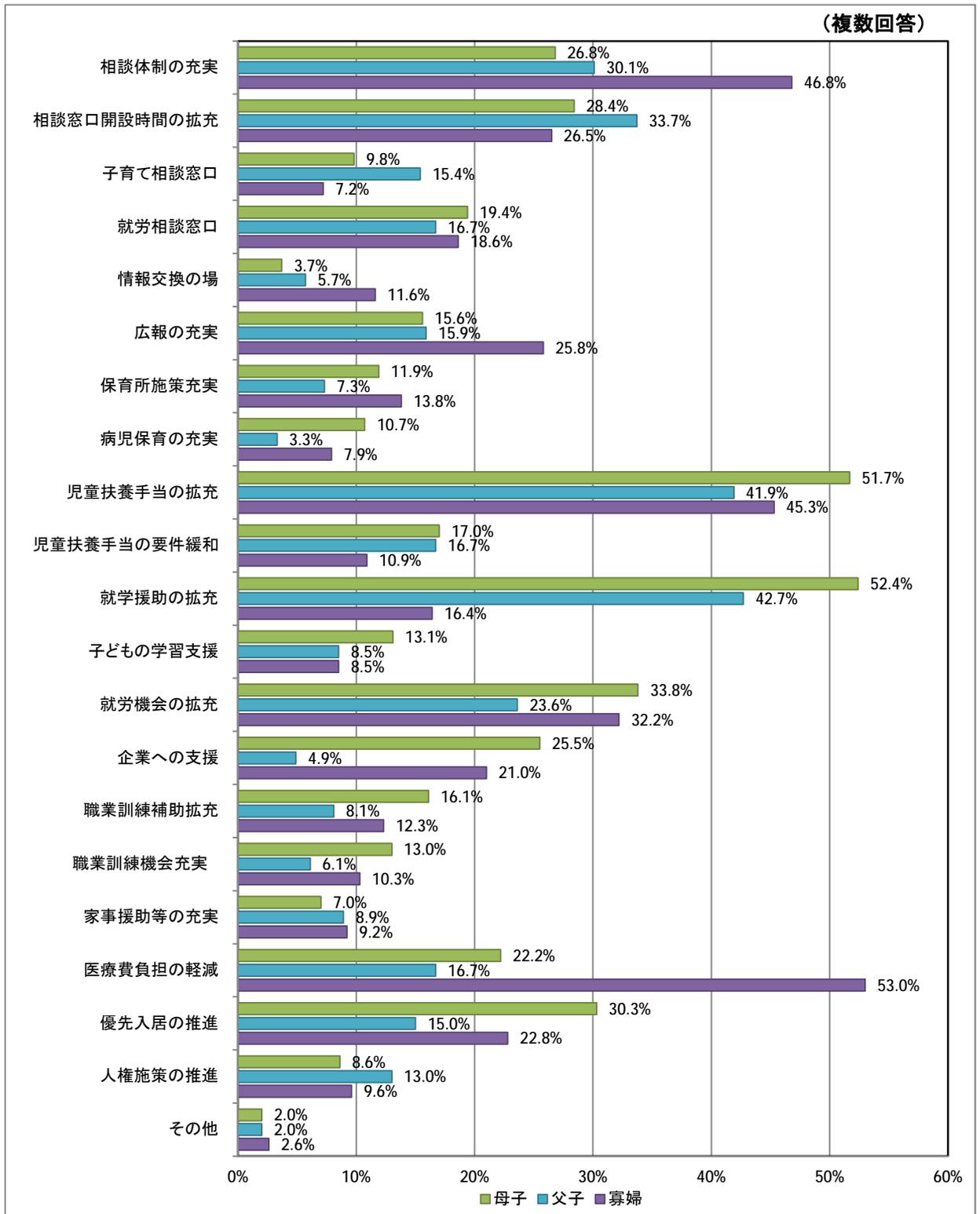
⑧ 自立や生活の安定のために望む支援策【問 23】

母子家庭で最も望まれる支援策の上位3つは、「就学援助の拡充」が52.4%で最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」（51.7%）、「正規雇用での就労機会の拡充」（33.8%）となっている。

父子家庭の場合は、「就学援助の拡充」が42.7%で最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」（41.9%）、「相談窓口開設時間の拡充」（33.7%）となっている。

寡婦の場合は、「医療費負担の軽減」が53.0%で最も多く、次いで「相談体制の充実」（46.8%）、「児童扶養手当の拡充」（45.3%）、となっている。（複数回答あり）

(図表 96)



(6)自由記載

自由記載欄には915件の意見があり、それらを分類すると以下のとおりでした。

【経済的支援】444件

- ・ 児童扶養手当やひとり親医療費制度の大学卒業時までの延長や、児童扶養手当の2人目以降の増額を希望。（多数意見）
- ・ 未婚の母や生別寡婦の税額控除を願う。（多数意見）
- ・ 子どもの教育資金等の為に仕事を増やして少し収入が増えても、税金が上がり、児童扶養手当が減額され、実際の収入が減ってしまうことから、就労意欲が無くなる。適当に働いた方がましなのかと制度の矛盾を訴える人も多い。
- ・ 不正な生活保護の受給や偽装離婚の調査を徹底、子どもが高額の奨学金で借金を背負う問題もある。

【就業支援】86件

- ・ 正規雇用や技能習得への支援を望む。（多数意見）
- ・ 若いお母さんは子どもの保育問題で正規雇用に就けない。（多数意見）

【生活面への支援】82件

- ・ 公営住宅への優先入居、入居時の多額の設備資金の問題。
- ・ 子育てについては、保育所、病児保育、学童保育の時間の問題がある。
- ・ 障がいをもつ子どもを抱えたお母さんも多く、その状況はより厳しい。

【相談機能の充実】64件

- ・ 各種施設、制度の周知、担当窓口の勉強不足、不親切な対応への指摘。
- ・ 市役所等の土日休日や夜間の窓口対応をしてほしい。

【人権尊重の社会づくり】31件

- ・ 行政窓口の対応の仕方、学校や近所の人々の偏見。

【養育費の確保】16件

- ・ 養育費確保策の強化。

【その他】409件

- ・ 寡婦の意見として、年金を受給するまで働かないといけませんが、仕事に就けるか、その時働く体力があるか、また、年金支給額の少なさや医療費の負担が高くなることで生活できるかという不安。（多数意見）
- ・ 様々な問題から、精神的に追い詰められているお母さんや鬱になる人も多い。
- ・ 自己の決意や感謝の意の記載など。

調査結果のまとめ

I. 回答者の状況

今回、実施した調査は第三次自立促進計画の策定にあたり、ひとり親家庭及び寡婦の方々の状況やニーズを把握し、その結果に基づき、今後の支援のあり方や施策の方向性を計画に位置付けることを目的とするものである。

調査項目については、「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」の策定にあたり、平成 20 年に実施したアンケート調査（以下「前回調査」という。）をもとに、一部新たな項目を追加し、それぞれの結果を比較することにより、現状における課題等を把握することとした。

今回の調査は、前回調査と同規模の 12,000 部をそれぞれの世帯にお願いして実施したが、前回調査の 4,815 部（有効回答数）に対し、5,591 部と 776 部回収が増え、特に父子家庭については、前回調査の 68 部に対し、361 部と大幅に上回り、状況を把握するうえで有益なものとなった。

回答者の年齢層をみると、母子家庭では「40～44 歳」が全体の 32.0%と最も多く、前回調査でも同年齢層で 28.0%と最も多くなっている。

寡婦では、「65 歳以上」が全体の 62.9%を占め、前回調査の 52.4%に比べ、さらに年齢が高くなっている。

母子家庭となった理由では、「離婚」によるものが 90.4%で、前回調査の 89.7%と大きな変化はなく、離婚原因についても、両調査で「性格の不一致」、「経済的理由」、「異性問題」と続き、同様の結果となっている。

II. 就業及び資格・技能の状況

母子家庭の就業状況をみると、母子家庭になる前では「働いていない」が 31.9%であるが、なった後は 5.6%と激減し、逆に「パート・アルバイト・臨時職員等」が 42.5%から 62.1%に、「正職員・正規職員」では 14.7%から 20.9%に増加しており、母子家庭になった後は、生活や子育てのため、就業を余儀なくされている状況にあるといえる。

また、現在では、働いていない方が 10.4%であり、9 割近くの方が就業している状況にある。

その就業形態は「正職員・正規職員」では 32.0%であり、前回調査の 30.9%から微増しているものの、「パート・アルバイト・臨時職員等」では 46.0%と前回調査の 43.9%から、その割合も高くなっており、これは国が実施した平成 23 年度全国母子家庭等実態調査（以下「全国調査」という。）の 47.4%とほぼ同様で全体の半数近くを占めている。

さらに、現在、働いている方で転職を希望する方が 31.5%となっており、その理由は「正職員・正規職員」、「パート・アルバイト・臨時職員等」とも「収入がよくない」が最も多くなっている。

加えて母子家庭の就労収入でみると、200 万円未満が 68.8%と約 7 割を占め、前回調査の 69.1%とほとんど変わらず、母子家庭の場合、就労しているものの低賃金で不安定な雇用条件にあり、依然して厳しい状況であることがうかがえる。

一方、父子家庭の就業状況をみると、父子家庭になる前となった後では、「正職員・正規職員」が 54.0%から 44.1%と減少し、「パート・アルバイト・臨時職員等」が 7.4%から 14.1%に増加しており、ひとり親になった際に転職した方のその理由として、「時間が合わない」が 32.9%と最も多くなっていることから、父子家庭になったことに伴い、子育てと仕事の両立が困難な状況になっていることがうかがえる。

なお、父子家庭の就業形態をみると、父子家庭になる前から現在にわたり、「正職員・正規職員」が最も多く、次いで「自営業」、「パート・アルバイト・臨時職員等」となっており、この点においては母子家庭と状況が異なっている。

また、現在の仕事の勤続年数は「10 年以上」が 46.7%と最も多く、母子家庭に比べると継続して就業している状況にあり、さらに約 8 割の方が現在の仕事を続けたいとしている。

就労収入をみても、200 万円未満の方が 38.3%となっているが、200 万円以上で各層にばらつきがあることなどから、父子家庭の場合、母子家庭に比べて就業面では就労収入も高く、比較的安定した状態にあるものと考えられる。

次に、資格・技能については、母子家庭において、「ホームヘルパー」「簿記」「医療事務」「介護福祉士」「パソコン」「看護師」など、就業に結びつくための資格等を有する方が多い状況にある。さらに、今後、新たに資格等を取得したいといった方も多くおられ、安定した就業に結びつくため、こうしたニーズが高くなっているものと考えられる。

Ⅲ.収入と養育費、面会交流の状況

母子家庭の総収入は前回調査とほぼ同じく「150万円未満」が約半数を占めており、経済的な状況が依然として厳しいことがうかがえる。総収入の内訳としては「就労収入」が87.1%で、次いで「児童扶養手当」80.4%、「児童手当」60.8%の受給であり、これば父子家庭においても、同様の構成となっている。

寡婦については、「就労収入」が42.3%となっているものの、「年金」が69.9%と最も多く、約7割を占めている。

次に、養育費については、母子家庭で、「取りきめをしていない」が54.5%、「受け取っていない」が84.9%、また、「取り決めが守られていないことに対して何もしていない」が79.0%で、それぞれ前回調査では51.0%、84.5%、77.0%であり、依然として改善されていない状況となっている。

なお、受け取っていない理由では、「相手に支払う意思や能力がなかった」が母子家庭(62.6%)、父子家庭(43.3%)と最も多く、次いで「関係を断ち切りたかった」が母子家庭(33.6%)、父子家庭(33.0%)であり、これも前回調査とほぼ同様の割合となっている。

面会交流については、今回の調査で新たな項目として追加したが、これは平成24年4月から民法の一部が改正され、父母が協議離婚の際、協議で取り決める具体例として「面会交流」と「養育費」が示されたことに伴い、その状況をお聞きすることとしたものである。

その取り決め状況については、「取り決めをしている」が母子家庭で20.6%、父子家庭で21.5%と、ともに約2割と低く、実施状況についても「現在行っている」が母子家庭で26.4%、父子家庭で34.4%と低い割合となっており、これは全国調査とほぼ同様の結果となっている。

なお、養育費と面会交流の関係をみると、面会交流の取り決めがない場合では、養育費の取り決めがないが92.6%であるのに対し、面会交流の取り決めがある場合では、養育費の取り決めがあるが44.2%となっており、また、面会交流を行っていない場合では、養育費を受け取っていないが89.8%であるのに対し、面会交流を現在行っている場合は、養育費を受け取っているが33.1%となっている。

これから見ると、面会交流の取り決めがある場合は、同時に養育費の取り決めをしている場合が多く、また、養育費を受け取っている場合は面会交流も実現している場合が多いと言える。

Ⅳ.住居の状況

母子家庭では、母子家庭となったため、「持ち家等」を一旦出ることとなり、「民間賃貸住宅」に居住、あるいは「親等の家に同居」するケースが多い。経年とともに「持ち家等」「府営住宅等」への入居率が上昇する傾向が見られる。

父子家庭では、「持ち家等」に住む人が最も多く、父子家庭となったため、「親等の家に同居」する傾向が見られ、また、寡婦は年数とともに「民間賃貸住宅」に住む率が減少し、「府営住宅等」「持ち家等」に住む人が増加する傾向が見られる。

なお、現在、賃貸で居住とした方の1ヶ月の家賃は「5~7万円」が母子家庭(42.7%)、父子家庭(36.2%)、寡婦(17.5%)ともに最も多く、これに対し、入居の時の困りごとについても「家賃が高い」がそれぞれ最も多い状況にある。

Ⅴ.生活全般及び制度等の認知・利用状況

母子家庭では、本人の困りごととして「家計(就労収入)」が一番多く、次いで「家計(児童扶養手当)」、「住居(家賃)」となっている。子どものことでの困りごとにおいても「教育・進学」「しつけ」が多い状況にある。

一方、父子家庭においても同様の困りごとが多く見受けられるが、本人の困りごとでは「家事」が多く、また、子どもの困りごとでも「食事・栄養」が多くなっており、父子家庭では、

家計面で困難があるとする方が増えるほか、子育てや家事など生活面で困難を抱える方が多い状況にあると言える。

また、寡婦においては、本人の困りごとでは「家計（年金）」が34.6%と最も多く、次いで「健康」（27.6%）となっており、また、子どもの困りごとでは「結婚問題」、「就職」、「健康」と続いており、自立に至っていない子どもを抱えて、生活している方も多いことがうかがえる。

困ったことがあるときの相談先については、母子家庭、父子家庭、寡婦とも、「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」が多くを占めており、これは前回調査とほぼ同様の結果となっている。

なお、「相談先がない」と回答した割合も前回調査に比べてそれぞれにおいて増加しており、さらに公的な相談窓口である「市役所」「母子自立支援員」「母子福祉推進委員」の割合が1割にも満たず、依然として低い状況にある。

相談窓口となる公的な施設や制度について、ほとんどの項目で「知らなかった」が大半を占め、また、「利用したことがある」が1割以下となっており、前回調査に比べ、一部制度等について改善は見られるものの、制度等周知や活用が進んでいない状況にあると言える。

施設に制度等の利用に際して望むこととしては、「相談窓口開設時間の拡充」（全体42.4%）、「相談体制の拡充」（全体41.1%）、「制度・サービスに関する広報の拡充」（全体26.5%）と多くなっている。

また、自立や生活安定のために望む支援策として、母子家庭では、「就学援助の拡充」（52.4%）が最も多く、次いで「児童扶養手当の拡充」（51.7%）、「正規雇用での就労機会の拡充」（33.8%）となっている。

父子家庭でも、「就学援助の拡充」（42.7%）、「児童扶養手当の拡充」（41.9%）と続いており、次いで「相談窓口開設時間の拡充」（33.7%）となっている。

寡婦では、「医療費負担の軽減」（53.0%）が最も多く、次いで「相談体制の充実」（46.8%）となっている。

なお、これら項目については、本調査の自由意見においても、期待する支援策として多数同様のご意見をいただいている。

VI.まとめ

母子家庭については、就業状況では、前回調査に比べると、働いていない方の割合がほぼ横ばいで、「正職員・正規職員」の割合が微増しているものの、「パート・アルバイト・臨時職員等」の割合も増加し、就労収入も200万円未満が約7割を占めるなどほとんど改善されていない状況にある。養育費についても大半が取り決めをしていない、受給していないといった状況に変わりがない。

その結果、困りごととして、本人では「家計（就労収入）」や「家計（児童扶養手当）」、子どものことでは「教育、進学（経済的理由）」等が上位を占めており、これに対応し、期待する支援策として就学援助、児童扶養手当や正規雇用での就労機会の拡充等が回答されているものと言える。

このように、母子家庭では、特に子育てと就業の両立ができる、より収入の高い安定した雇用につなげるための支援や養育費取得のための支援、さらには子どもに対する就学支援等が重要と考えられ、その必要性が従来以上に高まっている。

一方、父子家庭については、父子家庭となる前から正職員や自営業で就業していた方が多く、母子家庭に比べ勤務が継続している状況にあり、就労収入も高くなっている。

しかし、母子家庭に比べ、困ったときの相談先がない割合が高く、相談窓口となる施設や支援制度等を知らなかったという割合も高くなっており、施設等の利用や自立のために望むこととして、相談体制や相談窓口開設時間の拡充の回答が多くなっている。

また、困りごととして、母子家庭と同様に「家計（就労収入）」や「教育、進学（経済的理由）」が最も高くなっているが、そのほか、本人では「家事」、子どものことでは「食事・栄養」が多くなっており、家計面、就業面で困難という方が増えているほか、家事や子どもの養育等生活面での困難を抱える方も多く、子育て、家事及び就業の支援、さらには相談体制の拡

充等が重要である。

寡婦については、困りごととして、「健康」が「家計（年金）」に次いで多くなっており、日常生活面の支援等が重要と思われる。

以上が、今回の調査における母子家庭、父子家庭、寡婦の方々のそれぞれの状況であるが、全体を通してみると、ひとり親家庭等に対する施策として、子育てをしながら就業につき、自立を支援する必要性が従来以上に高まっており、また、こうした支援施策をより積極的に周知し、活用を進めることが重要であり、その取り組みにあたっては、関係機関をはじめ、地域におけるネットワークを通じて、それぞれがともに連携し、推進することが求められる。

母子家庭、父子家庭及び寡婦の皆様へ！

アンケート調査ご協力のお願い

大阪府では、母子及び寡婦福祉法により、平成21年に策定した「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」に基づき、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざし、これまで計画に基づく各種の施策を進めてまいりました。

このたび、現行の計画が、平成26年度末に期間満了することなどをふまえ、平成27年度以降のひとり親家庭及び寡婦福祉施策推進のよりどころとなる「第三次大阪府母子家庭等自立促進計画(仮称)」を策定することとしております。

つきましては、ひとり親家庭及び寡婦をめぐるさまざまな状況を踏まえ、自立を促進するための支援のあり方や今後の施策の方向性を計画に位置づけてまいりたいと存じますので、本調査にご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、調査内容につきましては、計画策定以外の目的には利用いたしませんので、本調査の重要性をご推察いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成26年8月

大阪府福祉部 子ども室

【ご記入に当たって】

1. 本調査は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（かつて母子家庭の母で一番下のお子さんが20歳以上）の方を対象として、お聞きするものです。
2. 調査票の各質問には、平成26年8月1日現在の状況でお答えください。
※ 各質問の後に、ひとり親、母子家庭または寡婦と明記してあります。
ひとり親 とある質問には、母子家庭及び父子家庭の方
母子家庭とある質問には、母子家庭の方のみ
寡婦 とある質問には、寡婦の方のみ お答えください。
3. 答えたくない質問については、ご回答いただかなくてもかまいません。
4. 質問の回答は、あてはまるものの番号すべてに○を付けていただくものや、直接ご記入いただくものなどがあります。
5. 記入が終わりましたら、本調査票を入手された窓口（お住まいの市町村）等にご提出いただきますようお願いいたします。
6. このアンケート調査についてのご質問は、下記へお問合せください。

大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 電話 06-6944-7532

あなたやご家族についておたずねします

あなたは次のうちどれに当てはまりますか。また、お住まいの市町村はどちらですか。

ひとり親 寡婦

- ① 母子家庭の母 ② 父子家庭の父 ③ 寡婦
(末の子が20歳以上)

お住まいの
市町村名

【問1】 あなたの現在（平成26年8月1日現在）の年齢は、おいくつですか。

ひとり親 寡婦

- ① 16～19歳 ② 20～24歳 ③ 25～29歳 ④ 30～34歳 ⑤ 35～39歳
⑥ 40～44歳 ⑦ 45～49歳 ⑧ 50～54歳 ⑨ 55～59歳 ⑩ 60～64歳
⑪ 65歳以上

【問2】 あなたがひとり親家庭になって、何年になりますか。また、寡婦の方は一番下のお子さんが20歳になって何年になられるかもカッコ内にお書きください。

ひとり親 寡婦

- ① 1年未満 ② 1～5年未満 ③ 5～10年未満 ④ 10～20年未満 ⑤ 20年以上

寡婦になってから、何年になりますか。(上記のうちから、当てはまる番号を記入) ()

【問3】 あなたがひとり親家庭になられた理由は何ですか。(主なもの1つに○)

ひとり親 寡婦

- ① 死別 ② 離婚(性格の不一致) ③ 離婚(暴力) ④ 離婚(異性問題) ⑤ 離婚(経済的理由)
⑥ 離婚(その他) ⑦ 未婚 ⑧ 行方不明 ⑨ その他()

【問4】 現在、一緒にお住まいのご家族は。(当てはまるものすべてに○)

ひとり親 寡婦

- ① 20歳未満の子ども ② 20歳以上の子ども ③ あなたの父母・祖父母
④ あなたの兄弟姉妹 ⑤ 子どもの配偶者など ⑥ その他()

【問4-2】 一緒にお住まいのお子さんについて、現在の就学・就労状況、扶養状況、希望する(していた)進路・進学等について、お子さんごとに当てはまるものに○をつけてください。

ひとり親 寡婦

現在のお子さんの就学・就労状況 (1,小学校入学前、2,小学生、3,中学生、4,高校生・高等専門学校生、5,短大生、6,大学生、7,専修学校・各種学校生、8,就労、9,無職の子ども、10,その他)		あなたが扶養している	お子さんに希望する(していた)進路等 (1, 中卒、2, 高卒、3, 短大卒、4, 大学卒、5, 大学院卒、6, 専門学校卒、7, 就職、8, 子どもの意思に任せる、9, その他)
第1子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
第2子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
第3子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
第4子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
第5子(年齢)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	1, はい 2, いいえ	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9

寡婦の方は、次のページの問題6にお進みください。

【問5】 母子家庭及び父子家庭の方にお聞きします。
あなたは児童扶養手当を何年間受けておられますか。

ひとり親

- ① 受けている (a.5年未満 b.5～10年未満 c.10～15年未満 d.15年以上)
② 受けていない → 【問5-2もお答えください。】

【問5-2】 受けておられない理由は何ですか。(②を選ばれた方は、同居親族の種別にも○)

ひとり親

- ① 本人の所得が高いため ② 同居親族等(a.親、b.兄弟、c.その他)の所得要件のため
③ その他()

【問5-3】 あなたの現在の扶養関係について当てはまるものを1つ選んでください。

ひとり親

- ① 親・兄弟など、他の同居家族に扶養(税法上の扶養家族)されている
② 他の同居家族(ただし、お子さんのみの扶養は除く)を扶養している ③ 扶養関係はない

お仕事についておたずねします

【問6】 「ひとり親家庭となる前」、「なった後」、「現在」のあなたのお仕事の変化について、おたずねします。それぞれ主に当てはまるものを1つ選んでください。
 寡婦の方は、母子家庭の時を振り返ってお書きください。

ひとり親 寡婦

	ひとり親家庭となる前	なった後(最初の仕事)	現在
就業 形態	1. 正職員・正規職員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 () 8. 働いていない	1. 正職員・正規職員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 () 8. 働いていない	1. 正職員・正規職員 2. 派遣職員 3. パート・アルバイト・臨時職員等 4. 自営業・自由業・農業等 5. 家族従事者(自営の手伝い) 6. 内職・在宅ワーク 7. その他 () ↓ 【問6-2】もお答えください。 8. 働いていない ↘ 【問7にお進みください。】
職 種	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()	1. 専門知識・資格・技術を生かした仕事 (IT技術者、教員、保育福祉、医療関係者など) 2. 管理的な仕事 (企業・団体の役員、管理職など) 3. 事務的な仕事 (一般事務、経理事務、医療事務など) 4. 営業・販売の仕事 (店員、セールス、外交員など) 5. サービスの仕事 (調理員、清掃員、飲食店員など) 6. 農林漁業の仕事 7. 運輸・通信の仕事 (運転手、電話交換手、オペレータなど) 8. 製造・技能・労務の仕事 (技能工など) 9. その他の仕事 ()

【問6-2】 現在のお仕事の勤続年数は

ひとり親 寡婦

- ① 1年未満 ② 1～3年未満 ③ 3～5年未満
 ④ 5～10年未満 ⑤ 10年以上

【問6-3】 ひとり親となられたことを契機に、転職をしましたか

ひとり親 寡婦

- ① 転職した ② 転職していない

↓
 【問6-4もお答えください。】

【問6-4】 問6-3で、①転職したと回答された方にお聞きします。
転職した理由は何ですか。（当てはまるもの1つに○）

ひとり親 寡婦

- ① 収入がよくない ② 勤務先が自宅から遠い ③ 健康がすぐれない ④ 仕事の内容がよくない
⑤ 職場環境になじめない ⑥ 労働時間があわない ⑦ 社会保険がない又は不十分
⑧ 休みが少ない ⑨ 身分が安定していない
⑩ その他()

【問6-5】 ひとり親になられてから現在までの間に、離職（お仕事を辞めた）経験はありますか。

ひとり親 寡婦

- ① ない ② 離職経験がある →【問6-6もお答えください。】

【問6-6】 問6-5で、②離職経験があると回答された方にお聞きします。
その主な理由は何ですか。

ひとり親 寡婦

- ①（その期間に）雇用契約期間が満了したから ② 子どもの面倒を見る必要ができたから
③ 家族の面倒を見る（介護する）必要ができたから ④ 病気・病弱などで働けなくなったから
⑤ 専門学校に行くなど、スキルアップしたかったから ⑥ より良い条件の会社に転職したかったから
⑦ 勤務先の理由で解雇されたから ⑧ 勤務先が倒産（廃業）したから
⑨ その他()

働いておられる方は、問8にお進みください。

【問7】 問6で、現在「8. 働いていない」と回答された方にお聞きします。
あなたは働きたいという希望をお持ちですか。

ひとり親 寡婦

- ① 働きたい →【問7-2もお答えください。】 ② 働くことは考えていない →【問7-3もお答えください。】

【問7-2】 問7で、①働きたいと回答された方にお聞きします。
就業にあたって、どのようなことを希望されますか。

ひとり親 寡婦

[就業時期]

- ① 1年より先、一番下の子どもが()歳になったころに働きたい。
② すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい。

[希望する就業形態]問6の就業形態欄の中から、当てはまる番号をご記入ください。

(番号)

[その就業形態を希望する理由]（当てはまるものすべてに○）

- ① より多い収入を得たいから ② 身分や社会保障が安定しているから
③ 子どもの面倒を見る必要があるから ④ 家族の面倒（介護する）必要があるから
⑤ 資格・技能を活かしたいから ⑥ 時間的に余裕が持てるから ⑦ 勤務先が自宅（近辺）だから
⑧ 働きに出るのが苦手だから ⑨ その他()

【問7-3】 問7で、②働くことは考えていないと回答された方にお聞きします。 ひとり親 寡婦
 働いておられない（働くことができない）理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ① 子どもが保育所に入所できないから | ② 子どもの面倒を見たいから |
| ③ 家族の面倒を見る(介護する)必要があるから | ④ 病気・病弱などで働けないから |
| ⑤ 求職中だが採用されないから | ⑥ 職業訓練・技術等の習得中だから |
| ⑦ 収入面で条件の合う仕事がないから | ⑧ 時間面で条件の合う仕事がないから |
| ⑨ 仕事に必要な知識や資格がないから | ⑩ 高齢のため働けないから |
| ⑪ 仕事をする気持ちが起こらないから | ⑫ 働く必要がないから |
| ⑬ その他() | |

【問8】 問6で、現在、お仕事をされていると回答された方(就業形態1～7のいずれかに○をつけられた方)にお聞きします。 ひとり親 寡婦
 現在のお仕事から、転職する希望はありますか。

- ① 現在の仕事を続けたい ② 仕事を変えたい → 【問8-2もお答えください。】

【問8-2】 問8で、②仕事を変えたいと回答された方にお聞きします。 ひとり親 寡婦

[希望する就業形態]
 問6の就業形態欄の中から、当てはまる番号をご記入ください。

(番号)

[転職を希望する理由] (当てはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------------|--------------|--------------|
| ① 収入がよくない | ② 勤務先が自宅から遠い | ③ 健康がすぐれない |
| ④ 仕事の内容がよくない | ⑤ 職場環境になじめない | ⑥ 労働時間があわない |
| ⑦ 社会保険がない又は不十分 | ⑧ 休みが少ない | ⑨ 身分が安定していない |
| ⑩ 経験や能力が発揮できない | ⑪ その他() | |

【問9】 現在又は直近の求職・転職において何か問題はありましたか。（当てはまるものすべてに○） ひとり親 寡婦

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ① どこに相談していいかわからない | ② 気軽に利用できる相談先がない |
| ③ 子どもの面倒を見てもらう手立てがつかない | ④ 自分に適した職がわからない |
| ⑤ 求職しているが条件にあった求人がない | ⑥ 求人や正規雇用そのものがない(少ない) |
| ⑦ 資格・技能が合わない | ⑧ 職務経験が少ない |
| ⑨ ひとり親家庭(寡婦)であることを問題視される | ⑩ 特に問題はなかった |
| ⑪ 求・転職したことはない | ⑫ その他() |

【問10】 直近の仕事を探す際に、どのような情報源を利用されましたか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親 寡婦

- ① ハローワーク ② ハローワーク以外の就労支援機関 ③ 母子家庭等就業・自立支援センター
④ 有料求人雑誌 ⑤ 無料求人雑誌(折込チラシ) ⑥ 新聞の求人広告
⑦ インターネット ⑧ 友人・知人の紹介 ⑨ 派遣登録
⑩ 市役所の窓口 ⑪ 利用していない ⑫ その他()

【問11】 就労等に関して、どのような施策を望まれますか。（望まれるもの3つまでに○）

ひとり親 寡婦

- ① 正規雇用での就労機会の拡充 ② 母子家庭等に対する雇用側の配慮の促進(啓発)
③ 母子家庭等の雇用を促進する企業への支援 ④ 講習会受講料の補助など経済的支援の拡充
⑤ 市町村など身近な所での支援講習会等の拡充 ⑥ 市町村など身近な所での出張相談会等の拡充
⑦ 職業訓練や技能講習など機会、メニューの拡充 ⑧ 資格取得を支援する自立支援給付金の拡充
⑨ マザーズ・ハローワークなど国の就労支援施策の拡充 ⑩ 夜間(深夜)の保育など働きやすい保育の実施
⑪ 保育所優先入所の推進、延長・休日・一時保育の拡充 ⑫ その他()

資格・技能についておたずねします

【問12】 あなたが今後習得したい資格・技能はどれですか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親 寡婦

- ① 看護師(准看護師) ② 保健師 ③ 調理師 ④ 栄養士 ⑤ 歯科衛生士 ⑥ 保育士
⑦ 理容師・美容師 ⑧ ケアマネージャー ⑨ 介護職員(旧ホームヘルパー) ⑩ 介護福祉士
⑪ 理学療法士 ⑫ 作業療法士 ⑬ 簿記 ⑭ 医療事務 ⑮ パソコン
⑯ 教員 ⑰ 自動車運転免許 ⑱ 特になし ⑲ その他()

【問12-2】 問12のうち、既にお持ちの資格・技能はありますか。（当てはまる番号をご記入ください）

ひとり親 寡婦

(番号)

【問12-3】 問12のうち、役に立たなかったものはありますか。（当てはまる番号をご記入ください）

ひとり親 寡婦

(番号)

【問17-2】 受け取っていない理由は何ですか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親

- ① 自分の収入で経済的に問題なかったから
- ② 相手方との交渉がわずらわしかったから
- ③ 相手に支払う意思や能力がなかったから
- ④ 養育費を請求できるとは思わなかったから
- ⑤ 交渉がまとまらなかったから
- ⑥ 関係を断ち切りたかったから
- ⑦ その他()

【問18】 養育費について、どんな取り決めをしていますか。

ひとり親

- ① 公正証書等で取り決めをしている
- ② 口頭又は私的書面で取り決めをしている
- ③ 家庭裁判所の調停
- ④ 裁判による判決
- ⑤ 取り決めしていない

→【問18-2,3も
お答えください。】

【問18-2】 取り決めをされている方にお聞きします。
それは、お子さんが何歳になるまで支払う取り決めですか。

ひとり親

- ① 18歳になるまで
- ② 20歳になるまで
- ③ その他()

【問18-3】 取り決めは守られていますか。

ひとり親

- ① 守られている
- ② 額や期間など一部守られていない
- ③ 全く守られていない

→【問18-4も
お答えください。】

【問18-4】 取り決めが守られていないことに対して、何か行動されていますか。

ひとり親

- ① 相手方と協議している
- ② 養育費相談支援センターなど、相談機関・窓口相談している
- ③ 法的措置を取っている
- ④ 何もしていない
- ⑤ その他()

【問19】 面会交流について、お聞きします。離別した配偶者との間でお子さんの
面会交流の取り決めをしていますか。

ひとり親

- ① 取り決めをしている ⇒ (文書あり・文書なし)
- ② 取り決めしていない

【問19-2】 面会交流の実施状況について、当てはまるものに○をつけてください。

ひとり親

- ① 現在、面会交流を行っている
- ② 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない
- ③ 面会交流は行っていない

↓【問19-3もお答えください。】

【問19-3】 面会交流を行っている方(上記、問19-2で①、②に○をつけられた方)にお聞きします。
面会交流の頻度について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

ひとり親

- ① 月2回以上
- ② 月1回以上2回未満
- ③ 2～3月に1回以上
- ④ 4～6月に1回以上
- ⑤ 1年に1回以上
- ⑥ その他()

お住まいについておたずねします

【問20】 「ひとり親家庭となる前」、「なった後」、「現在」のあなたのお住まいの変化についておたずねします。それぞれ当てはまるものを1つ選んでください。寡婦の方は、母子家庭の時を振り返ってお書きください。

ひとり親 寡婦

	ひとり親家庭となる前	なった後(最初の住まい)	現在
形態	1, 民間賃貸住宅 2, 府営住宅・市町村営住宅 3, 公団・公社賃貸住宅 4, 親や親族の家に同居 5, 社宅・社員寮 6, 持ち家(マンション含む) 7, その他()	1, 民間賃貸住宅 2, 府営住宅・市町村営住宅 3, 公団・公社賃貸住宅 4, 親や親族の家に同居 5, 社宅・社員寮 6, 持ち家(マンション含む) 7, その他()	1, 民間賃貸住宅 2, 府営住宅・市町村営住宅 3, 公団・公社賃貸住宅 4, 親や親族の家に同居 5, 社宅・社員寮 6, 持ち家(マンション含む) 7, その他()

【問20-2】 問20で、現在、賃貸の住宅と答えられた方（形態の1～3のいずれかに○をつけられた方）にお聞きします。1ヶ月の家賃はいくらですか。

ひとり親 寡婦

また、親や親族の家に同居と回答された方で、親や親族に対し、家賃相当の金銭的な負担をされている方は、その金額について、下記の当てはまるものに○をつけてください。

- ① 5千円未満 ② 5千円～1万円未満 ③ 1万円～2万円未満 ④ 2万円～3万円未満
 ⑤ 3万円～4万円未満 ⑥ 4万円～5万円未満 ⑦ 5万円～7万円未満 ⑧ 7万円～9万円未満
 ⑨ 9万円以上

【問20-3】 住居を探すときや入居のときに何か困ったことがありましたか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親 寡婦

- ① 家賃が高い ② 希望の場所に物件がない ③ 保証金等が確保できない
 ④ 連帯保証人が見つからない ⑤ 入居できる賃貸住宅の情報が不足している
 ⑥ 府営住宅等の中々入れない ⑦ その他() ⑧ 特に困ったことはない

生活全般・各種制度についておたずねします

【問21】 ご自身及びお子さんのことで、困っていることはありますか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親 寡婦

【ご自身のことでの困りごと】

- ① 住居(家賃が高い) ② 住居(狭いなど住環境が悪い) ③ 家計(就労収入が少ない)
 ④ 家計(児童扶養手当が少ない) ⑤ 家計(年金が少ない)
 ⑥ 仕事 ⑦ 家事 ⑧ 健康 ⑨ 医療費が高い
 ⑩ 親族の介護・健康 ⑪ その他() ⑫ 特に悩みはない

【お子さんのことでの困りごと】

- ① しつけ ② 教育・進学(経済的理由) ③ 教育・進学(その他の理由) ④ 就職
 ⑤ 非行・問題行動 ⑥ 不登校・ひきこもり ⑦ 健康 ⑧ 食事・栄養
 ⑨ 結婚問題 ⑩ その他()
 ⑪ 特に悩みはない

【問21-2】 困ったことがあるとき、どなたに相談されますか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親 寡婦

- ① 家族・親戚 ② 友人・知人 ③ 近所・自治会役員等 ④ 職場の人
 ⑤ 民生委員児童委員 ⑥ 市役所・役場 ⑦ 母子自立支援員 ⑧ 母子福祉推進委員
 ⑨ 母子寡婦福祉会 ⑩ NPO法人等 ⑪ その他() ⑫ 相談先がない

【問22】 次の施設や制度のうち、あなたをご存知のもの、ご存知でないもの、及びそれらのうち今後(も)利用したいものはどれですか。当てはまるものに○を入れてください。

ひとり親 寡婦

	知らなかった	知っている (いずれか1つに○)			今後(も)利用したい
		利用したことがある	内容も知っている	聞いたことがある	
1. マザーズハローワーク・マザーズコーナー					
2. 養育費相談支援センター					
3. 職業能力形成システム(ジョブカード制度)					
4. 生活保護受給者等就労自立促進事業					
5. 母子福祉センター					
6. 母子家庭等就業・自立支援センター					
7. 母子自立支援員					
8. 母子福祉推進委員					
9. 母子寡婦福祉資金の貸付					
10. 母子家庭等自立支援教育訓練給付金					
11. 母子家庭等高等職業訓練促進給付金					
12. 母子自立支援プログラム策定事業					
13. 母子家庭等日常生活支援事業					
14. 福祉世帯向け公営住宅					
15. ファミリー・サポート・センター事業					
16. 一時保育事業					
17. 子育て短期支援事業					

【問22-2】 問22に例示する施設や制度等のうち利用しにくかったものがあればお書きください。

ひとり親 寡婦

（ 番号 理由 ）

【問22-3】 問22に例示する施設や制度等の情報は主にどこでお知りになりましたか。

ひとり親 寡婦

- ① 家族・親戚 ② 友人・知人 ③ 市役所・役場 ④ 母子自立支援員
 ⑤ 母子福祉推進委員 ⑥ 母子寡婦福祉会 ⑦ NPO法人・民間団体
 ⑧ インターネット ⑨ 広報誌 ⑩ その他()

【問22-4】 施設や制度の利用に際し、どのようなことを望まれますか。（望まれるもの3つまでに○をつけてください）

ひとり親 寡婦

- ① 気軽に相談できる場所や相談体制の拡充 ② 夜間・土日祝日など相談や窓口開設時間の拡充
 ③ 子育てや就労など専門相談窓口の拡充 ④ 各種制度・サービスに関する広報の拡充
 ⑤ 当事者同士で情報交換・相談ができる場の拡充 ⑥ 手続きの簡素化や電子化などによる負担の軽減
 ⑦ 自立支援員等窓口担当者の知識、技能の向上 ⑧ その他()

【問23】 あなた自身が自立や生活の安定を図るためには、どのような支援策を望まれますか。（当てはまるものすべてに○）

ひとり親 寡婦

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 気軽に相談できる場所や相談体制の充実 | ② 夜間・土日祝日における相談体制の拡充 |
| ③ 子育てに関する相談窓口の拡充 | ④ 就労に関する情報提供・相談窓口の拡充 |
| ⑤ 当事者同士で情報交換・相談ができる場の充実 | ⑥ 各種制度・サービスに関する広報の充実 |
| ⑦ 保育所優先入所の推進、延長・休日・一時保育の充実 | ⑧ 病(後)児保育の充実 |
| ⑨ 年金・児童扶養手当の拡充 | ⑩ 児童扶養手当の所得要件を本人のみに限定するなど要件緩和 |
| ⑪ 子どもの就学援助の拡充 | ⑫ 子どもの学習支援
〔 学習支援ボランティアの派遣等、
学校外での学習機会の提供 〕 |
| ⑬ 正規雇用での就労機会の拡充 | ⑭ 母子家庭の母等の雇用を促進する企業への支援 |
| ⑮ 職業訓練・受講料補助など経済的支援の拡充 | ⑯ 職業訓練や技能講習など機会の充実 |
| ⑰ 家事・子育て援助ヘルパー等の充実 | ⑱ 医療費負担の軽減 |
| ⑲ 公営住宅の増設・優先入居の推進 | ⑳ ひとり親家庭等の人権施策の推進 |
| ㉑ その他
〔

〕 | |

【問24】 このたびは、お忙しい中、本調査にご協力を頂き、ありがとうございました。日ごろ、感じておられることなどがございましたら、ご自由にお書きください。

ひとり親 寡婦